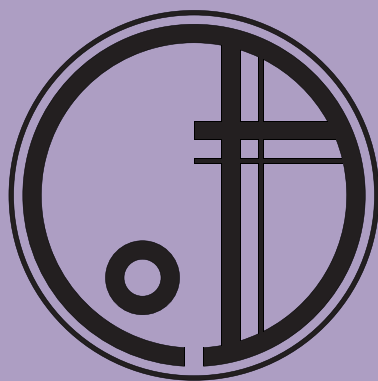
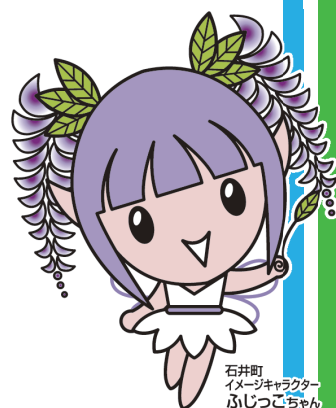




石井町 都市計画 マスタープラン

太陽と緑の環境都市 いしい
～安全・安心で住みやすいまち～

石井町
令和3年3月



石井町
イメージキャラクター
ふじっちゃん

目 次

序章

1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 計画の対象範囲と目標年度	2
3. 計画の構成	3
4. 上位・関連計画の整理	4

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

1. 石井町の特性	8
1-1. 位置・特性	8
1-2. 人口動向	9
1-3. 産業動向	15
1-4. 土地利用の動向	16
1-5. 道路・公共交通	20
1-6. 都市施設の概況	21
1-7. 自然災害	24
1-8. 自然環境・景観	25
2. 住民意向	26
2-1. 住民アンケート調査の概要	26
2-2. 住民アンケート調査結果	26
3. まちづくりの課題	36
3-1. 主要な課題	36

第2章 全体構想

1. 将来都市像等	41
2. 将来都市構造	44
3. 分野別のまちづくり方針	51
3-1. 土地利用の方針	52
3-2. 道路・交通の方針	55
3-3. 都市施設整備の方針	57
3-4. 住環境整備の方針	59
3-5. 防災対策の方針	61
3-6. 自然環境保全・景観形成の方針	63

第3章 地域別構想

1. 地域区分の設定	65
2. 地域別のまちづくり方針	66
2-1. 市街地地域	66
2-2. 市街地周辺地域	69
2-3. 田園集落地域	72

第4章 実現化方策

1. 計画の実現にあたって	75
2. 計画の進捗管理	76

参考資料

序 章

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都市計画行政をはじめとしたまちづくりの指針となる計画です。

石井町都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、上位計画となる「第五次石井町総合発展計画」及び「徳島県都市計画区域マスタープラン」における都市計画行政に関する計画をより具体化するとともに、時代を勝ち抜く魅力あるまちづくりに向けて、本町の「目指すべき将来像とその実現に向けた取り組みの方向性」を都市計画の分野から、総合的にまとめるものです。

また、町が定める都市計画に関する基本方針を示すことで、土地利用、道路、公園、その他都市施設の整備など、将来のまちづくりに必要な都市の骨組みを形づくる際の指針となるものです。

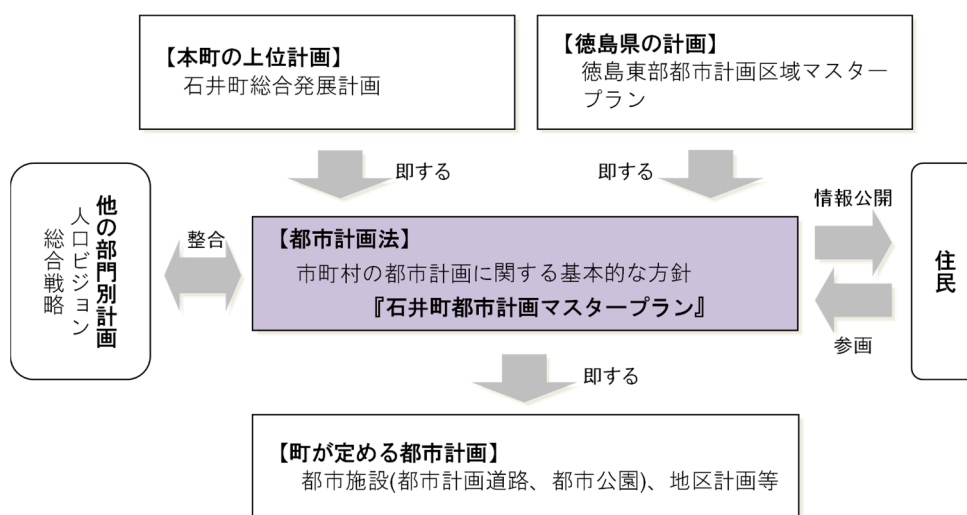


図 計画の位置づけ

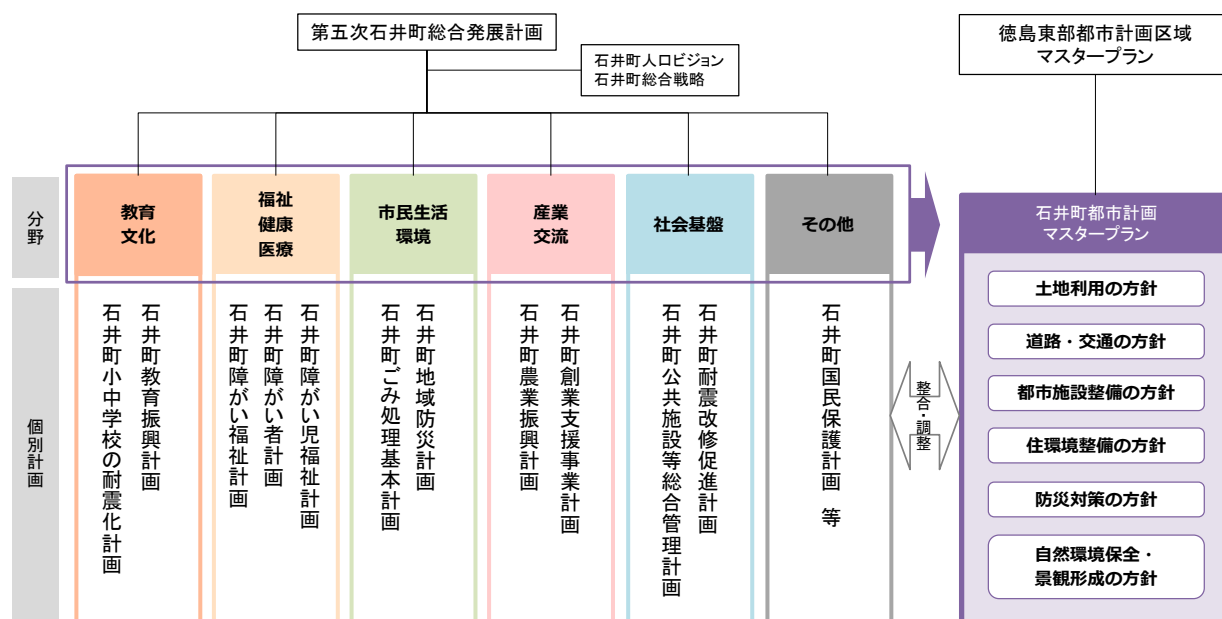


図 他の計画との関係性

2. 計画の対象範囲と目標年度

(1) 計画の対象範囲

都市計画法のもとで都市計画を定め得る範囲は、都市計画区域内となります。本町は全域が都市計画区域であるため、本計画では行政区域全域を対象とします。

また、市街地、田園集落地域など多様な地域特性を有していることから、地域の個性が輝くまちづくりを進めていくため、それらの地域特性のまとまりを基本に地域別構想を整理します。

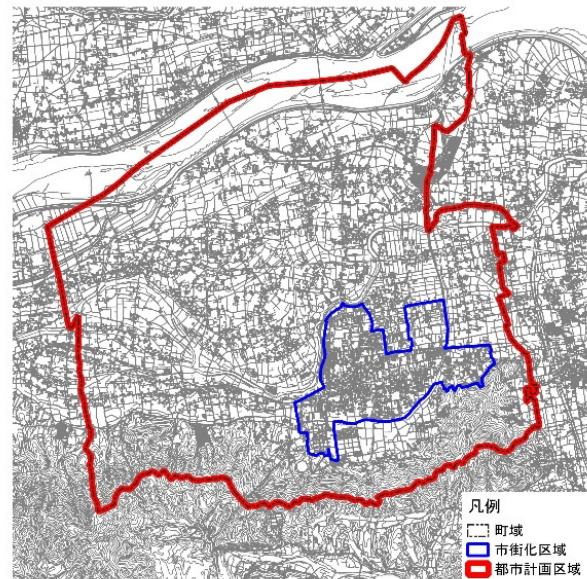
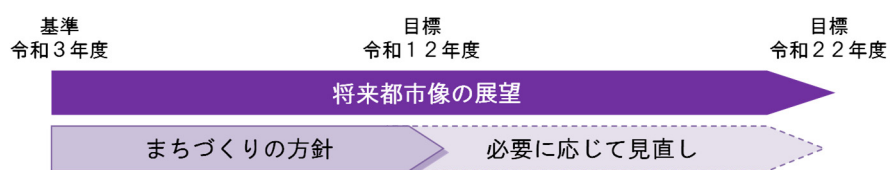


図 計画の対象範囲

(2) 目標年度

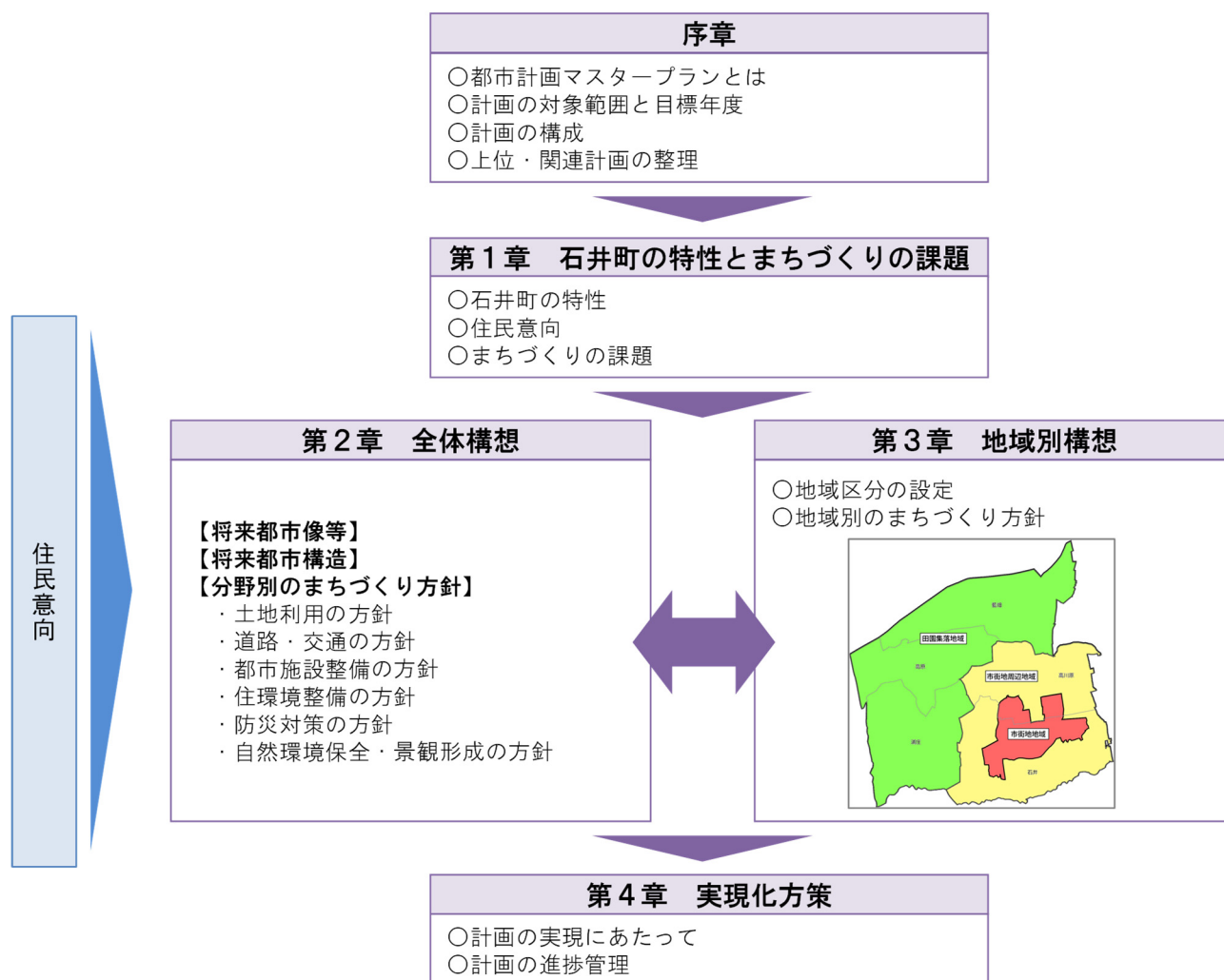
都市計画行政においては、中長期的な視点でまちづくりを行うことが重要であることから、目標年度は概ね 20 年先を展望した将来都市像を描きつつ、10 年先の令和 12 年（2030 年）を見据えたまちづくりの基本方針等を定めます。また、上位計画の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。



3. 計画の構成

本計画は、本町の現状や課題を踏まえ、まちづくりの指針となる全町的視点の「全体構想」と地域別視点の「地域別構想」を明示します。

なお、「地域別構想」については、市街地や集落、中山間地などの地域特性に応じた地域区分を行っています。



4. 上位・関連計画の整理

本計画に係る上位・関連計画の整理を行い、石井町の都市計画行政に求められている役割等を明確にしていきます。

第五次石井町総合発展計画（令和3年3月 石井町）

（１）将来ビジョン

“太陽と緑の環境都市 いしい”

(2) 重点目標 (※都市計画マスタープランに関する主な内容を抜粋)

【重点目標1 子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進】

【重点目標2 暮らしやすい生活環境の形成】

主な取組

1. 地域基盤の整備

1-1 交通利便性の向上（幹線道路・都市計画道路の整備・充実、地域内道路の整備・充実）

1-2 土地利用の明確化（区域区分の見直し）

2. 安心・安全の確保

2-1 防災対策の推進（災害に強いまちづくりの推進、災害対応力の向上）

2-2 防犯対策の推進（防犯灯のLED化）

【重点目標3 産業の振興と雇用の場の創出】

主な取組

1. 新産業の創出

1-1 企業誘致（企業誘致の推進）

2. 地域産業力の強化

2-1 農業の振興

3. 観光・交流産業の振興

3-1 観光・交流拠点の整備（四銀いしいドーム及び都市公園の整備、文化財の保護）

(3) 基本目標

【基本目標 1 互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり】

- 1. 健康的な暮らしの推進
- 2. 高齢者・障がい者福祉の充実
- 3. 地域の支え合いの推進
- 4. 子育て環境と教育の充実

【基本目標 2 自然と調和した安全・安心な環境都市】

- 1. 安全で快適な生活環境の確保
- 2. 安心した暮らしの実現
- 3. 安全・安心のまちづくり
- 4. 環境に配慮したまちづくり

【基本目標３ 住民とともにつくる協働のまちづくり】

- 1. 地域産業の活力増進
- 2. 協働のまちづくりの推進
- 3. 健全な行政運営
- 4. 広域行政の推進

石井町人口ビジョン・第2期石井町総合戦略（令和2年3月 石井町）

■石井町人口ビジョン

平成27年度に策定した石井町人口ビジョンでは、「2060年に19,000～20,000人の人口を維持」を掲げ、総合戦略に基づいて施策を展開してきました。

令和元年度に発表された国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計によると、2060年までに16,753人となることが見込まれており、2060年に19,000人を維持するためには、2,300人以上の人口増加に資する施策展開が必要となります。

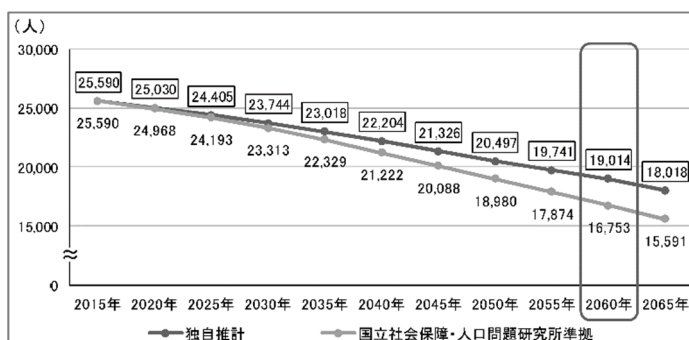


図 石井町における将来目標人口

■第2期石井町総合戦略

【人口ビジョンにおける方向性のまとめ】

- ・合計特殊出生率を引き続き改善させていくため、子どもを産み育てやすい環境を整えます。
- ・自然や歴史の魅力を守り、活かすことで、人にやさしいまちであり、人にやさしくなれるまちとなるよう暮らしやすい生活環境を形成するとともに、仕事の創出と継承を促進することで、持続可能な町の発展を目指します。

【基本姿勢】

“住みたい、住み続けたい 選ばれるまち石井町の実現”

【基本目標1 子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進】

- 子どもはまちの未来を創造する担い手であるとともに、地域の宝です。そのことを念頭に置き、本町ならではの充実した子育て環境に磨きをかけ、子どもとその家族、そしてそれを支える地域が輝けるような取組を展開します。
- 本町の優れた子育て支援と、それを取り巻く住環境も含めた情報発信を行うとともに、気軽に相談できる体制づくりにも取り組みます。
- 本町が選ばれるまちであるため、移住希望者や住宅取得希望者の負担や不安の軽減に向けた取組を展開するなど、移住・定住の促進につなげ、本町の恵まれた自然環境での快適な住環境の整備・向上に努めます。

【基本目標2 暮らしやすい生活環境の形成】

- 利便性の高い道路整備が図れるよう、国や県に要望を行いながら、本町及び近隣自治体との連携を強化して社会資本の整備を推進します。
- 住民の健康寿命の延伸は、まちの活力にとって欠かせないものであるとともに、「若さ」あふれる想いをつないでいくため、積極的な取組を展開します。さらに、地域の持続的な発展を目指した、広域的な取組を推進します。

○安心・安全の確保を図るとともに、時代に合った地域コミュニティの再構築を行うことで、今後も住みやすいまちづくりに取り組みます。河川を含めた自然環境は石井町の魅力・快適性を高める貴重な資源であることから、保全を基本にした環境整備に努めます。

【基本目標３ 産業の振興と雇用の場の創出】

- 本町の恵まれた地域資源を活用しながら、若者に的を絞った“しごと”の創出や産業振興を推進することにより、町の活力のさらなる向上を図ります。
- 付加価値の高い農産物・加工販売物づくりの推進をはじめ、農業就業者に対する手厚い支援を行い、都市部に売り込むことができる「価値」を創り出す若者を育成・応援します。
- 町出身者及び町外在住の人を対象として、挑戦から事業継続に至るまでの総合的な環境整備・起業支援を行うことにより、新産業の創出を促します。本町の産業がより活発なものとなるよう取り組みます。

徳島東部都市計画区域マスタープラン（平成 30 年 3 月 徳島県）

(1) 都市づくりの基本理念 (※徳島東部都市計画区域全体)

- ・すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくりを行う。
- ・「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。
- ・豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくりを行う。
- ・地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくりを行う。
- ・住民目線に立った創造性豊かな都市づくりを行う。

(2) 主要な都市計画の決定の方針（※石井町に関する主な内容を抜粋）

【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】

●主要用途の配置

- ・町役場を中心とする地区に業務地を配置し、中心核として都市機能の充実
 - ・地域の核として鉄道駅周辺や主要幹線道路沿いに、周辺地域の購買需要に応じた商業地を配置
 - ・中心市街地においては、商業や業務との用途の複合化
 - ・既成市街地においては、比較的高密度な住宅地を配置
 - ・周辺部には比較的低密度な住宅地を配置
-

【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】

●交通施設

- ・中心市街地内の公共公益施設を結ぶ道路等は、無電柱化や植樹帯の整備、広幅員の歩道整備やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化
- ・地域活性化施策とタイアップした道路整備
- ・長期間未着手となっている都市計画道路の見直し

●下水道及び河川

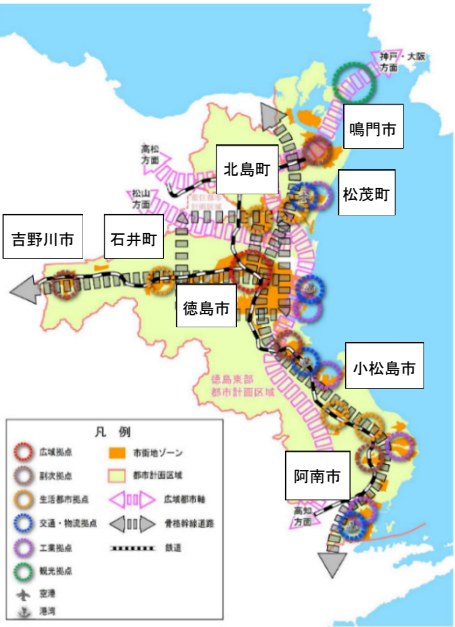
- ・公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、市街化の動向に対応して、下水道、浄化槽及び集落排水施設等污水处理施設の効果的かつ総合的な整備の推進
- ・頻発・激甚化する水害に対する河川の治水安全度の向上、南海トラフの地震に備えた地震・津波対策

【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・ J R 駅周辺等の中心市街地において、市街地再開発事業等により土地の高度利用、都市機能の複合化
- ・ 既成市街地においては、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、住環境の改善や防災機能の向上

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・都市公園・緑地の計画的な配置
- ・美しい景観の保全、再生、創出
- ・森林 農地 河川における水の涵養機能の維持・向上による水循環の維持・回復



第1章 石井町の特徴とまちづくりの課題

1. 石井町の特性

1-1. 位置・特性

本町は東西に約6km、南北に5.5kmの正方形に近い形であり、面積は28.85km²となっています。また、隣接する市町は、東側に徳島市、西側に吉野川市、南側に四国山脈の前山支脈の分水嶺を挟んで徳島市入田町及び名西郡神山町、北側に吉野川の清流を挟んで板野郡上板町となっています。

地勢は、吉野川流域の扇形に広がった沖積層の平野の一部で、吉野川の右岸に位置しています。吉野川がもたらした肥沃な平地と標高200m前後のなだらかな山地や丘陵地からなり、全面積の約4割が農耕地となっている緑豊かな自然の美しいまちです。



図 位置図

出典：国土数値情報

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

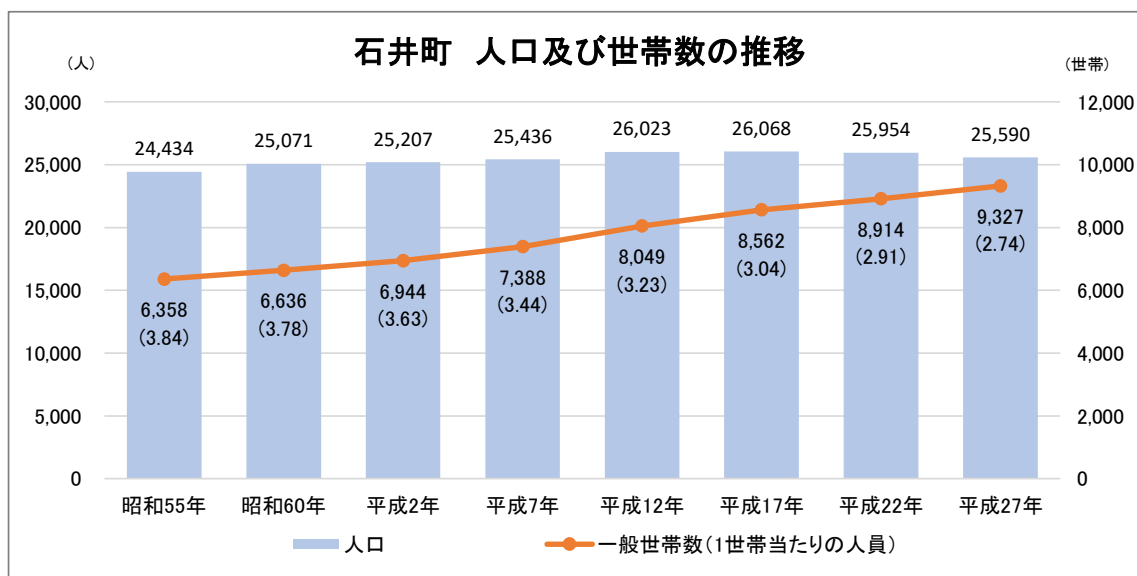
1-2. 人口動向

(1) 総人口・世帯数

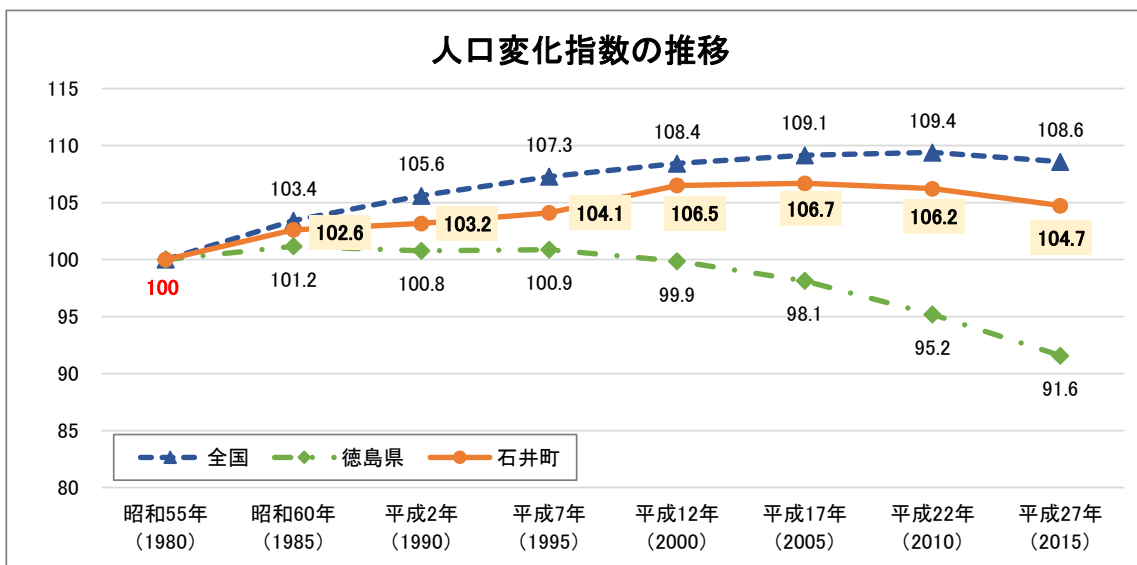
本町の総人口は概ね横ばい傾向で推移していますが、平成17年をピークに近年は微減しており、平成27年国勢調査では25,590人となっています。

総世帯数は平成27年国勢調査で9,327世帯と増加を続けています。一方で、一世帯当たりの人数は2.74人と減少傾向で推移しており、世帯規模が縮小しています。

また、昭和55年の人口を100とした場合の人口推移を、全国・徳島県・石井町で比較すると、徳島県では昭和60年以降減少傾向が続き、平成27年には91.6と大幅に減少しているものの、石井町では平成17年まで増加傾向にあり、近年は減少傾向となっており、全国よりやや低い値で同様な傾向にあります。



出典：「昭和55年～平成27年国勢調査」（総務省統計局）を基に作成

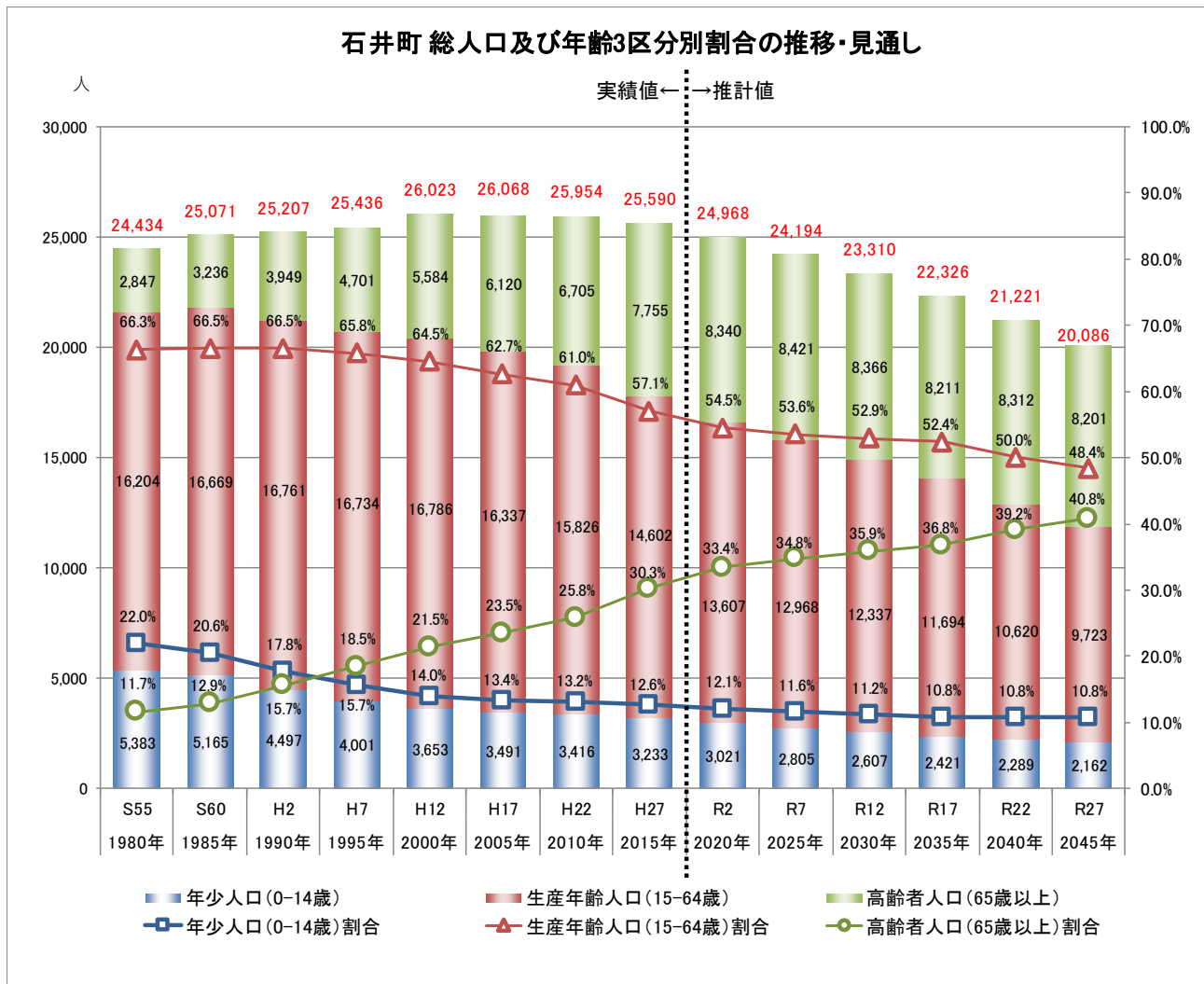


出典：「昭和55年～平成27年国勢調査」（総務省統計局）を基に作成

(2) 年齢3区分人口

平成27年の年齢3区分別の構成比率を見ると、15歳未満の年少人口割合は12.6%、15歳から65歳未満の生産年齢人口割合は57.1%、65歳以上の高齢者人口割合は30.3%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、高齢化の進行はさらに進み、令和17(2035)年には高齢者人口割合は36.8%（全国平均32.8%）に達すると予測されています。



出典：国勢調査、『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

(3) 区域別人口増減状況

徳島東部都市計画区域における平成22年から平成27年の人口の増減を見ると、徳島東部都市計画区域全体で2.36%減少しており、特に市街化調整区域での減少率が3.36%と高くなっています。

一方で、石井町においては、石井町全域で1.54%減少しているものの、徳島東部都市計画区域全体よりも人口減少が緩やかとなっています。また、市街化調整区域の人口増減率が-3.75%と減少傾向にあるものの、市街化区域の人口増減率は+2.00%と増加傾向にあります。

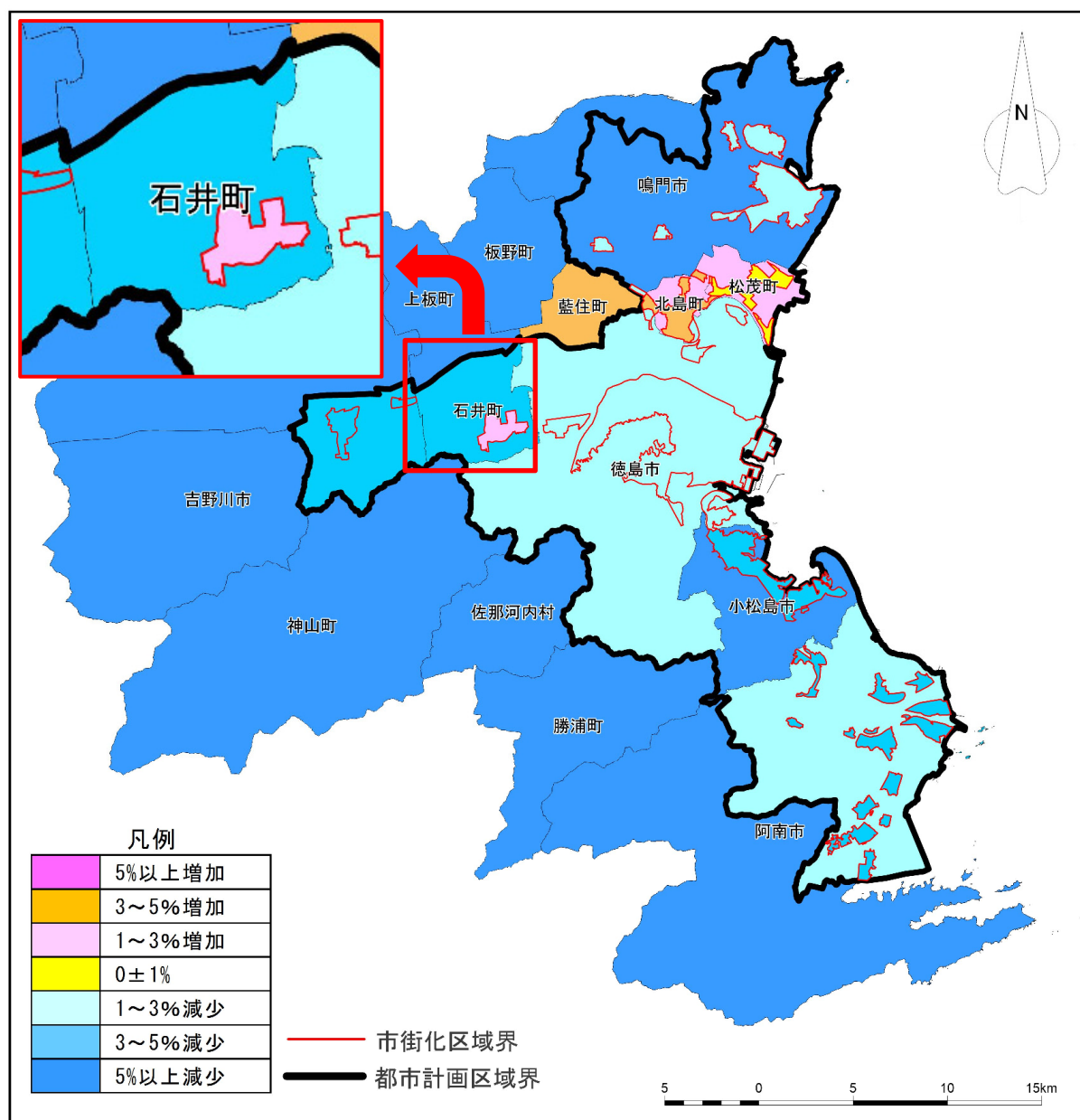
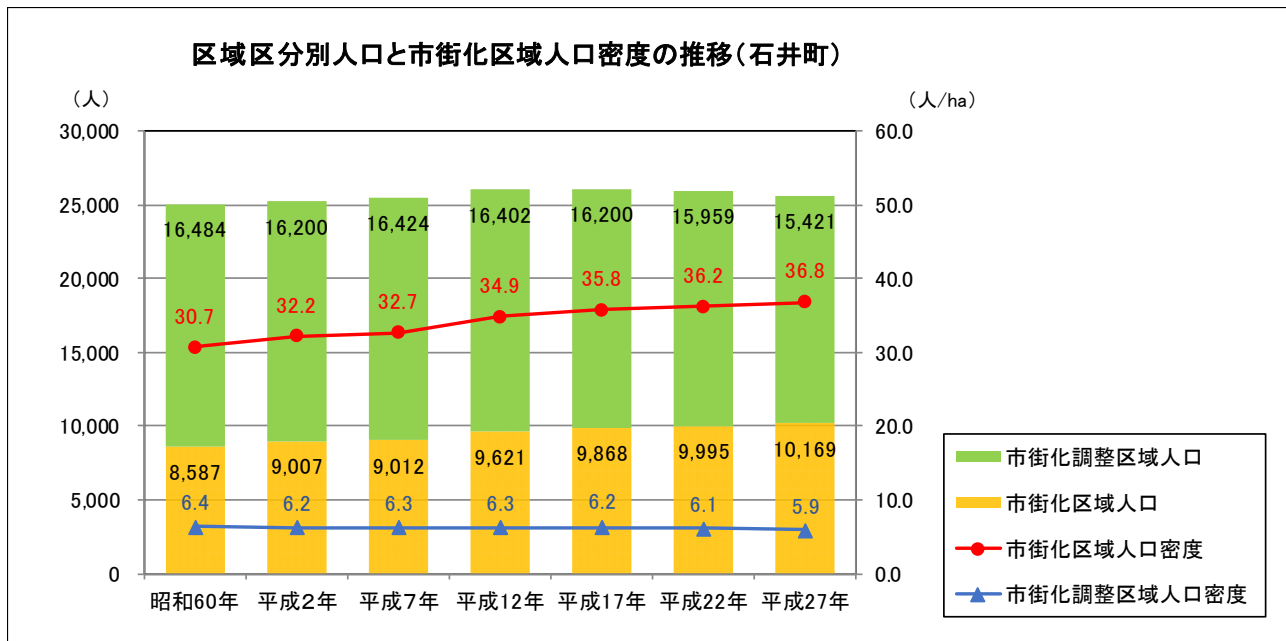


図 市町村別、区域別人口増減(平成22(2010)年と平成27(2015)年の比較)

出典：R1 都市計画基礎調査分析業務報告書

(4) 人口密度の推移

本町における人口密度の推移を見ると、平成27年の市街化区域の人口密度は36.8人/haとなっており、徳島東部都市計画区域内の8市町のうち、徳島市(50.9人/ha)、北島町(37.3人/ha)に次いで高くなっています。また、人口総数が横ばいに推移する中、市街化区域内の人口集中に伴って、市街化区域内の人口密度は増加傾向にあります。



出典：R1 都市計画基礎調査分析業務報告書

● 市街化(調整)区域人口、面積、人口密度の推移

(単位：人、ha、人/ha)

市町名		実績値						
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
石井町	市街化区域人口	8,587	9,007	9,012	9,621	9,868	9,995	10,169
	市街化区域面積	280	280	276	276	276	276	276
	市街化区域人口密度	30.7	32.2	32.7	34.9	35.8	36.2	36.8
	市街化調整区域人口	16,484	16,200	16,424	16,402	16,200	15,959	15,421
	市街化調整区域面積	2,593	2,593	2,607	2,607	2,607	2,607	2,609
	市街化調整区域人口密度	6.4	6.2	6.3	6.3	6.2	6.1	5.9

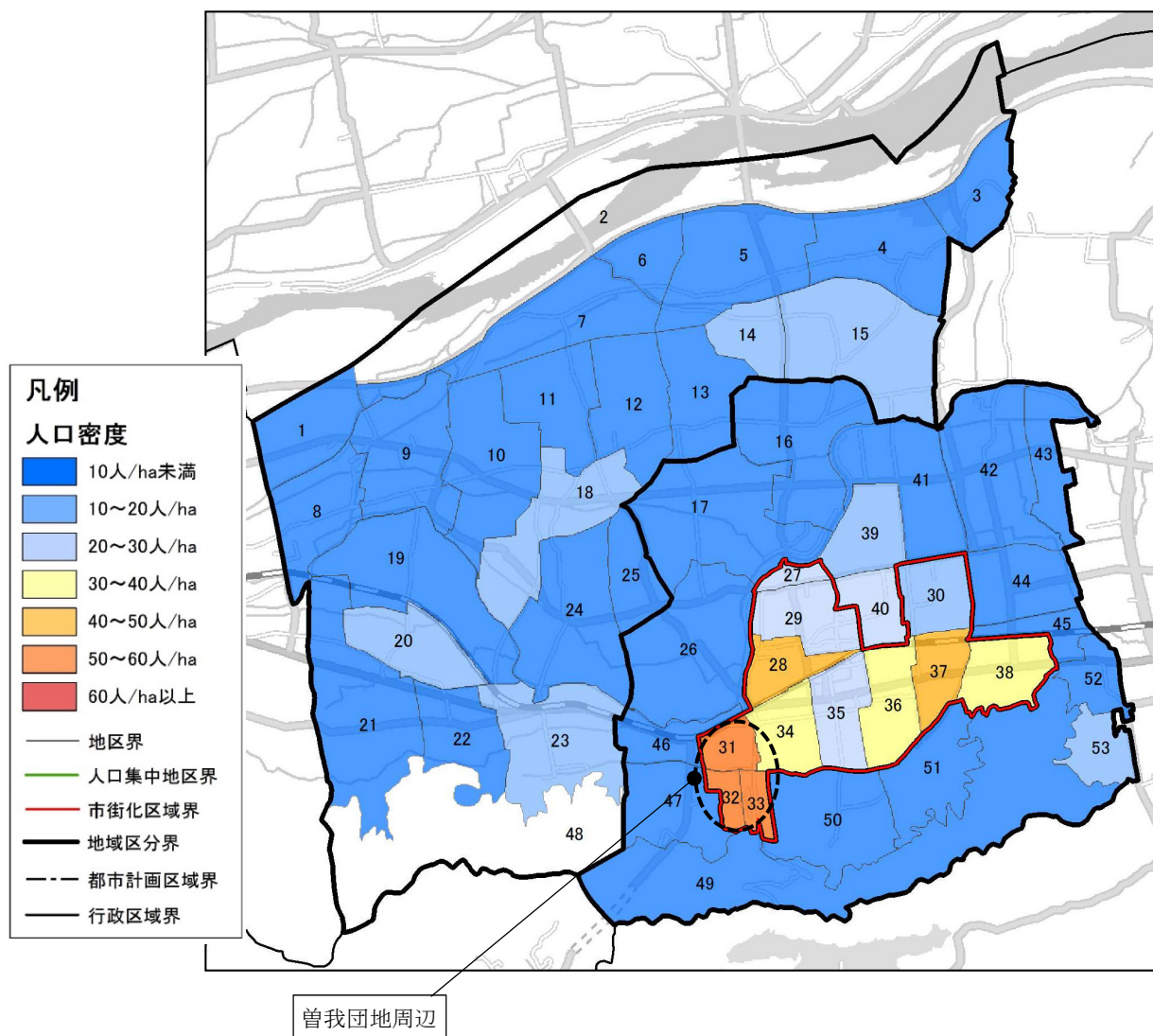
出典：R1 都市計画基礎調査分析業務報告書

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

(5) 地区別の人口密度

市街化区域における人口密度は、概ね 20～60 人/ha となっています。特に、市街化区域南西部の曾我団地周辺（31・32・33）は 50 人/ha 以上 60 人/ha 未満と人口密度が高くなっています。

市街化調整区域における人口密度は、市街化区域に隣接する一部地区等に 20 人/ha 以上 30 人/ha 未満の人口密度もみられますが、多くの地区が人口密度 10 人/ha 未満と低くなっています。



(注) 都市計画基礎調査区と調査区番号：「地区別人口密度図」に示された番号は調査区番号で、都市計画基礎調査では、国勢調査の小地域を基本として、町丁目界、区域区分界、用途地域界を重ね合わせた調査区を設定している。

図 地区別人口密度状況(平成 27(2015)年)

出典：R1 都市計画基礎調査分析業務報告書

(6) 通勤・通学

通勤・通学における本町の流入・流出状況（その他市町村を含む）を見ると、流入4,047人に対して流出7,254人（※）と町外への流出超過傾向にあります。

また、本町の周辺市町との関係を見ると、特に徳島市への通勤・通学が顕著であり、流出入の差は2,500人を超えており、強い都市間のつながりがうかがえます。一方、阿波市、上板町からは流入が上回っています。

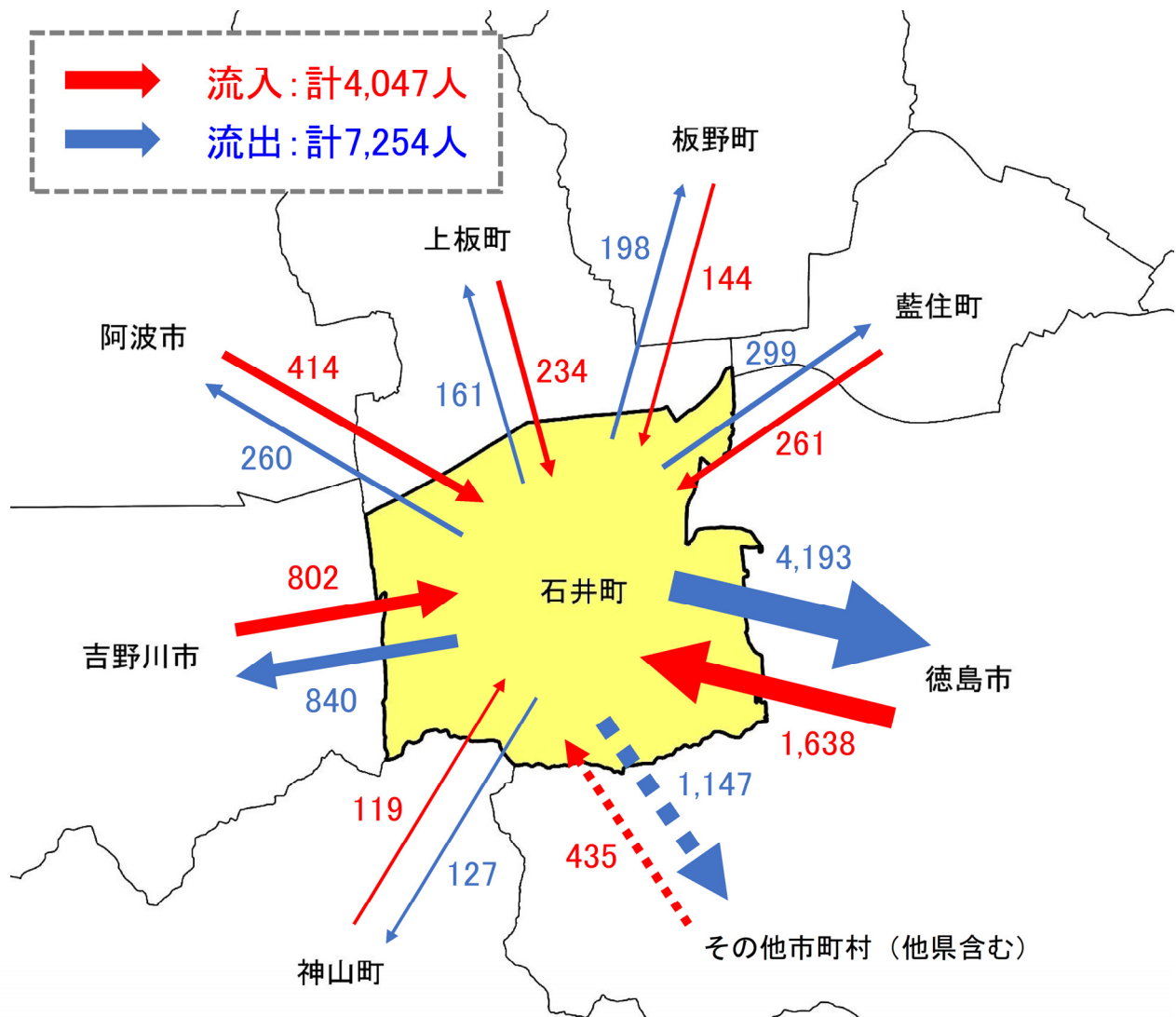


図 通勤・通学における本町への流入・流出状況（平成 27(2015)年）

出典：「平成 27 年度国勢調査（従業地・通学地による人口・就業状態等集計）」
（総務省統計局）を加工して作成

※ 流出数の合計値 7,254 人は、“従業・通学市区町村（不詳・外国）”の値を含んでいるため、図中の合計値と合わないことに留意する。

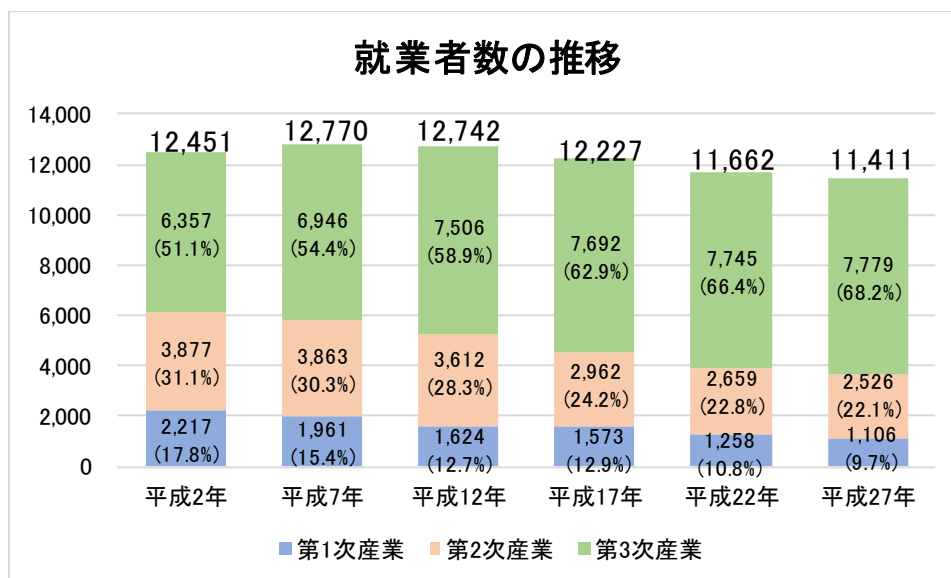
第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

1-3. 産業動向

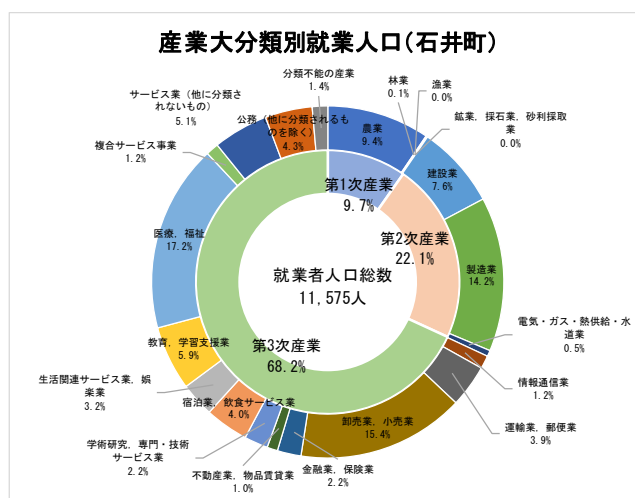
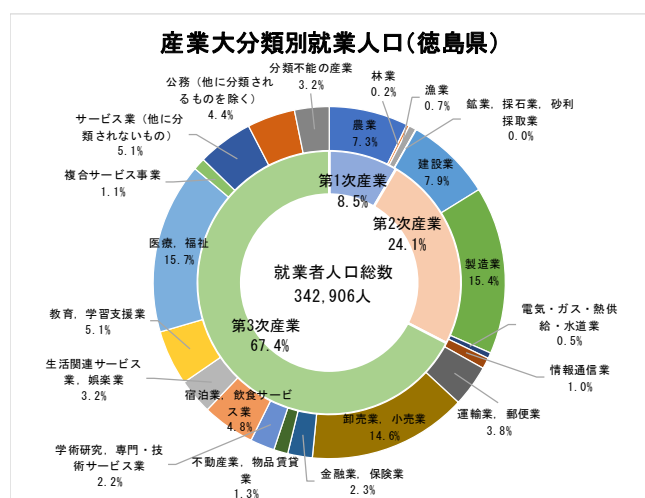
本町の就業者総数は、人口の動向を反映して減少傾向で推移しており、平成27年の国勢調査では11,411人となっています。

産業3部門別の就業者数の構成比率を見ると、農業、林業、水産業などの第1次産業は9.7%（1,106人）、建設業、製造業などの第2次産業は22.1%（2,526人）、サービス業などの第3次産業は68.2%（7,779人）となっています。

第1次産業では農業、第2次産業では製造業、第3次産業では医療・福祉の割合が高くなっています。また、徳島県全体の傾向と比較すると、農業や卸売業・小売業、医療・福祉などの割合が高いことが特徴です。



出典：「平成2年～平成27年国勢調査」（総務省統計局）を基に作成



出典：「平成27年度国勢調査」（総務省統計局）を基に作成

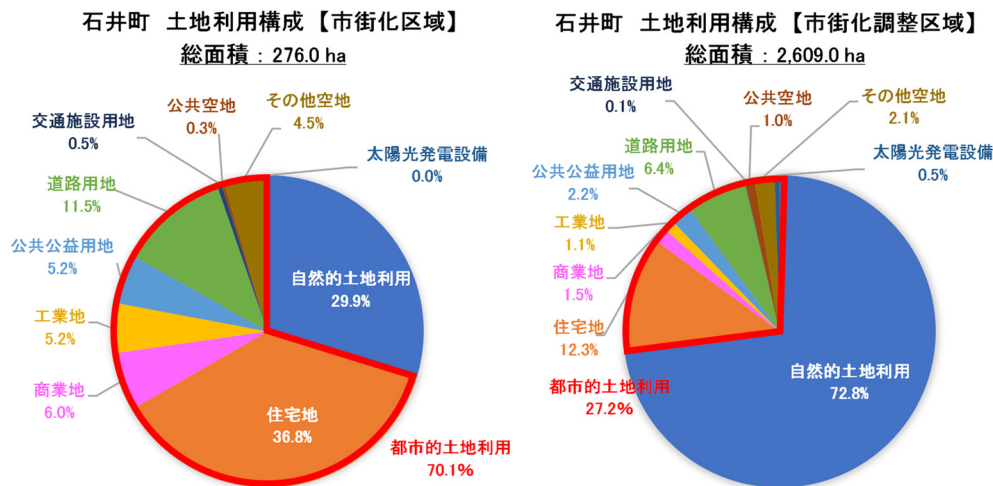
1-4. 土地利用の動向

(1) 土地利用現況

本町の総面積は2,885.0haであり、その全域が都市計画区域となっています。そのうち、市街化区域は276.0ha、市街化調整区域は2,609.0haとなっています。

石井町の土地利用別面積において、市街化区域では、自然的土地利用が82.4ha（29.9%）、都市的土地利用が193.6ha（70.1%）となっており、中でも住宅地の割合が高くなっています。一方、市街化調整区域では、自然的土地利用1,899.1ha（72.8%）に対し、都市的土地利用が709.9ha（27.2%）となっています。

なお、徳島東部都市計画区域全域において、市街化区域では、自然的土地利用が18.1%、都市的土地利用が81.9%、市街化調整区域では、自然的土地利用が79.8%、都市的土地利用が20.2%となっていることから、石井町では市街化区域内に比較的多くの自然的土地利用が残されているとともに、市街化調整区域では都市的土地利用が多いという特徴があります。



出典：R1 都市計画基礎調査分析業務報告書

平成25年～平成29年にかけての新築建物の動向をみると、市街化区域では約40件/年から約80件/年程度、市街化調整区域では50件/年から約60件/年程度で推移しています。

用途別建物件数の割合では、住宅が90.8%と圧倒的に多く、商業4.0%、工業0.9%となっています。

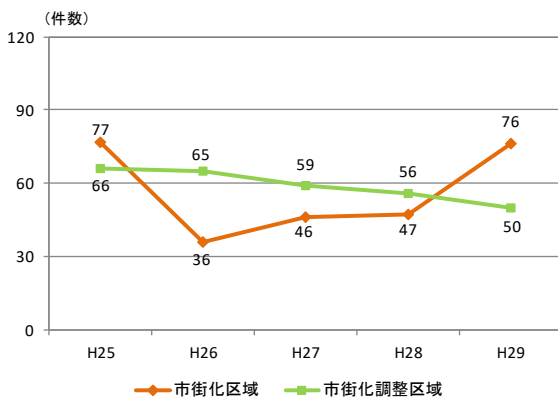


図 新築建物の動向

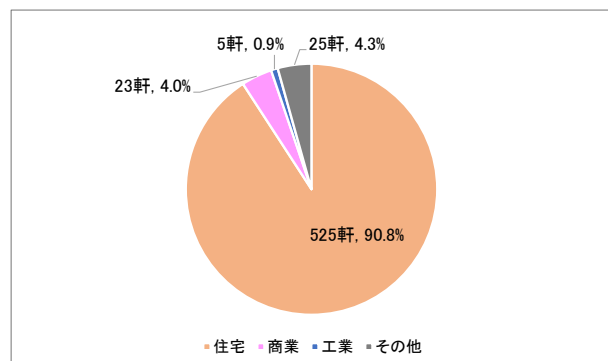


図 新築建物の用途別件数割合

出典：R1 都市計画基礎調査分析業務報告書

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

平成30年の土地利用の現況を見ると、南側に山林があり、北側に吉野川による水面やその他自然地、畑等があります。市街化区域内や道路沿道には、主に住宅用地があり、その他の地域については、田や住宅用地が分散しています。

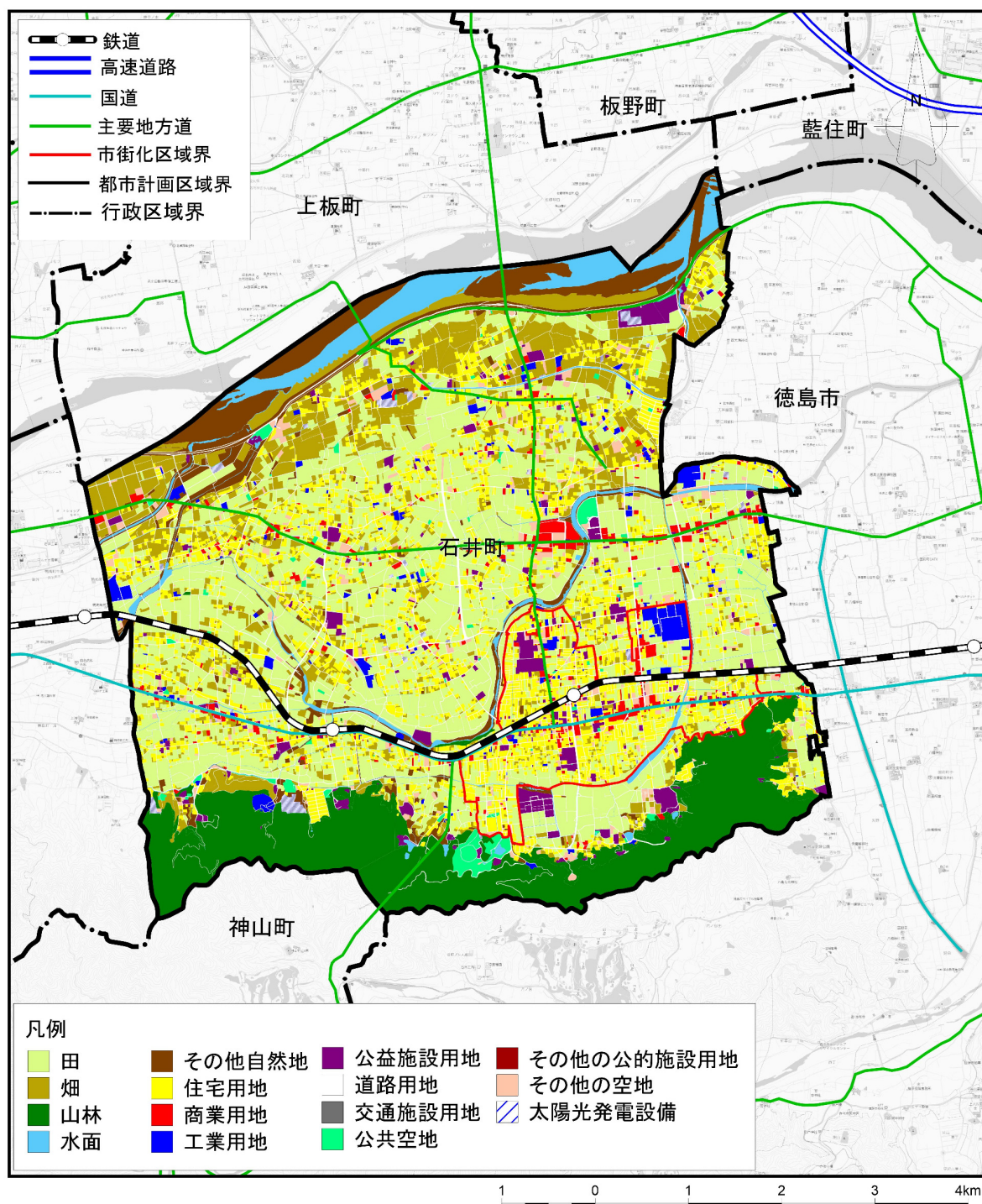


図 土地利用の現況(平成30(2018)年)

出典：平成30年度都市計画基礎調査(表3-2 地区別土地利用別面積)

(2) 土地利用規制

市街化区域内には用途地域が指定されており、J R石井駅南側の一体を商業地域、国道 192 号沿道を近隣商業地域、それら周辺を取り囲むように住居系の用途地域が指定されています。

表 用途地域

種類	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	70.0	25.4
第二種低層住居専用地域	61.0	22.1
第二種中高層住居専用地域	9.9	3.6
第一種住居地域	51.0	18.5
第二種住居地域	23.0	8.3
近隣商業地域	17.0	6.2
商業地域	15.0	5.4
工業地域	29.0	10.5

出典：都市計画現況調査（H31.3.31 現在）

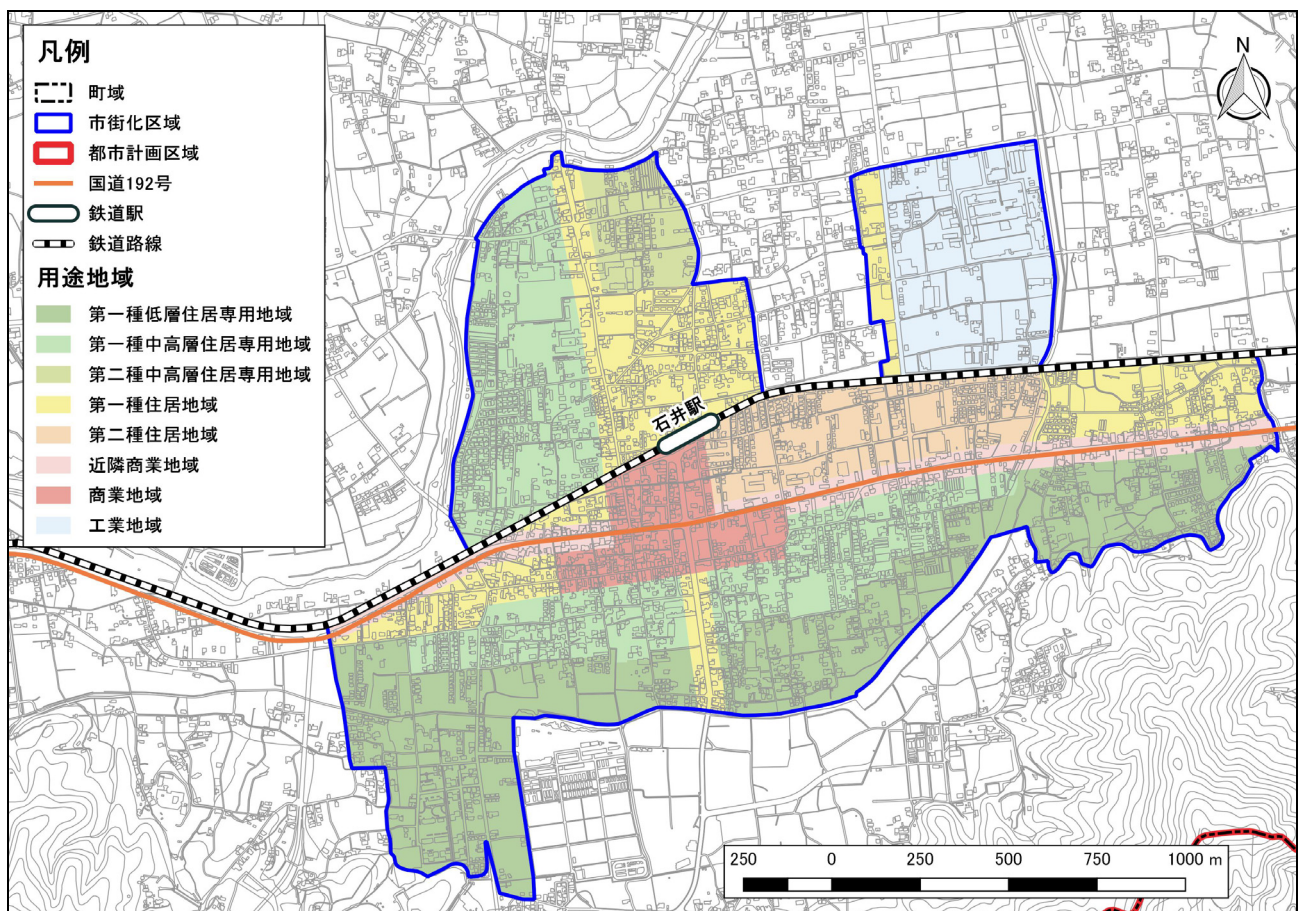


図 用途地域

出典：国土数値情報

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

(3) その他の土地利用規制

その他の土地利用の法規制状況としては、市街化区域を除く全ての範囲が農業振興地域となっており、その大半が農用地区域となっています。また、町南部の山地において、地域森林計画対象民有林や保安林が指定されています。

また、平成25年から平成29年の農地転用の件数及び面積の推移をみると、市街化区域及び市街化調整区域ともに、増加傾向にあります。

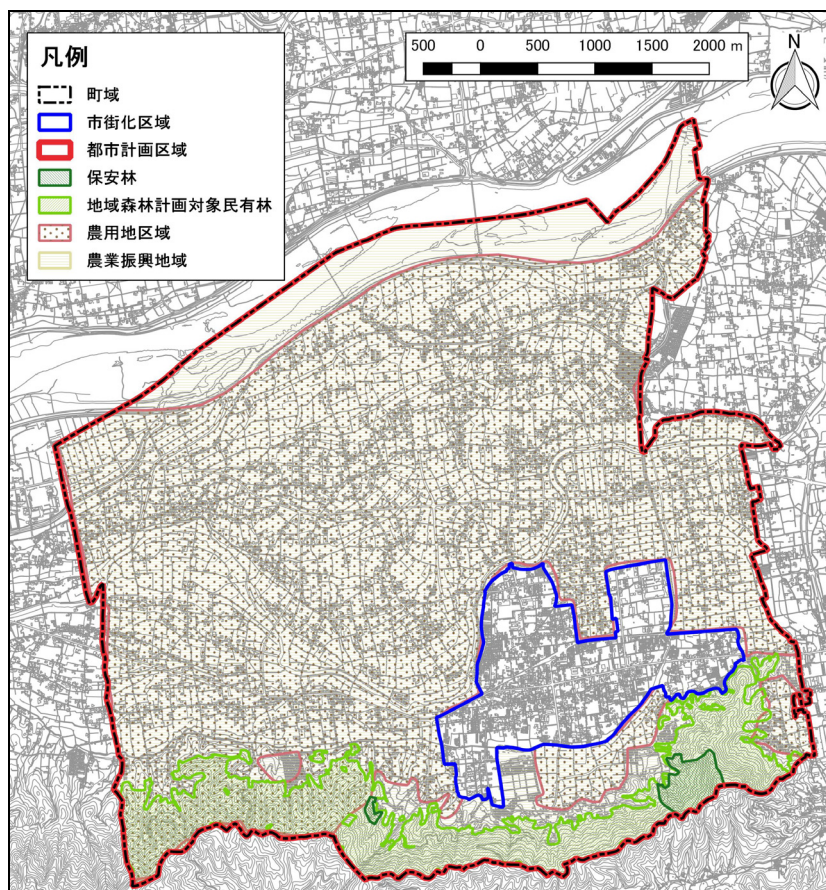


図 その他法規制の適用状況

出典：平成30年徳島県基礎調査

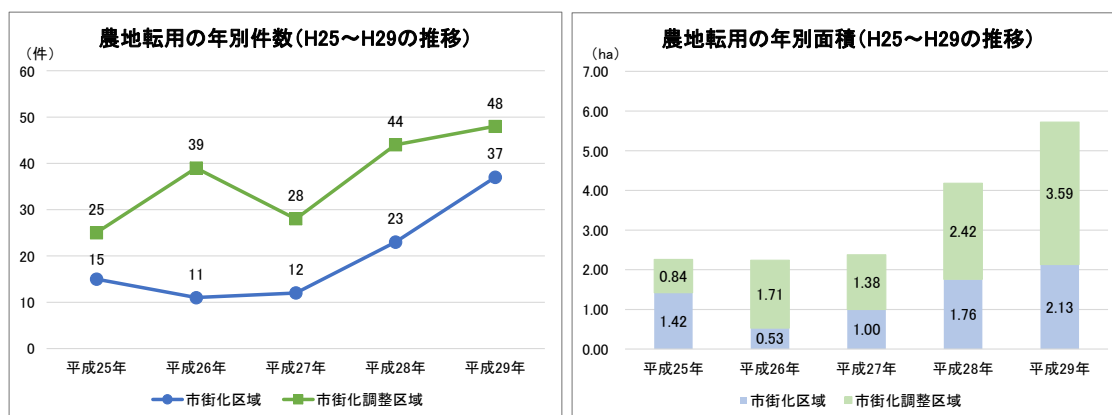


図 農地転用の状況

出典：平成30年徳島県基礎調査

1-5. 道路・公共交通

(1) 道路

本町の主要な道路網は、国道 192 号、主要地方道徳島吉野線、石井神山線、徳島鴨島線、石井引田線等から構成されています。

(2) 公共交通

本町の公共交通として、J R 徳島線が国道 192 号に沿って東西に運行しており、石井駅及び下浦駅の 2 駅があります。石井駅では徳島方面へ平日 32 便（うち特急 4 便）、阿波池田方面へは平日 33 便（うち特急 5 便）が運行されています。なお、特急での徳島・石井間の所要時間は 10 分程度となっています。

バス交通としては国道 192 号、主要地方道石井引田線、主要地方道徳島鴨島線の旧道等で運行しています。また、石井駅乗車の大阪行き的高速バスが運行しています。

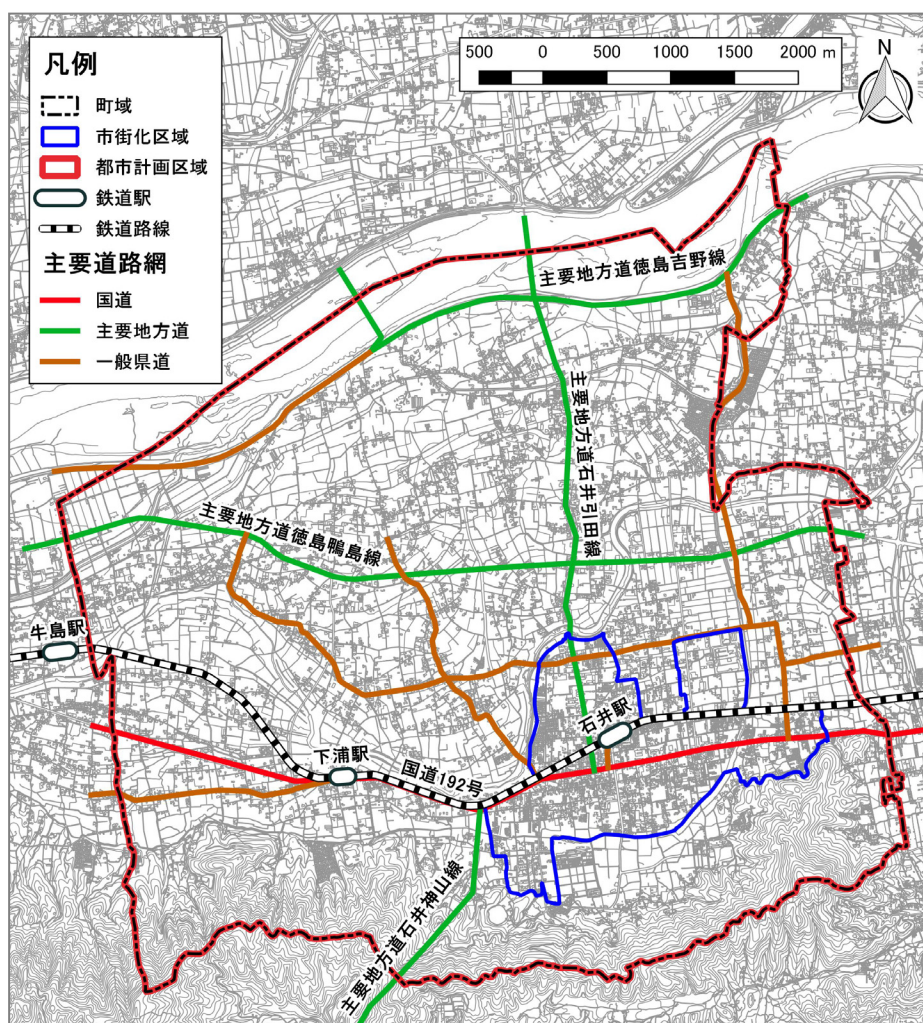


図 道路交通網

出典：国土数値情報

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

1-6. 都市施設の概況

(1) 都市計画道路

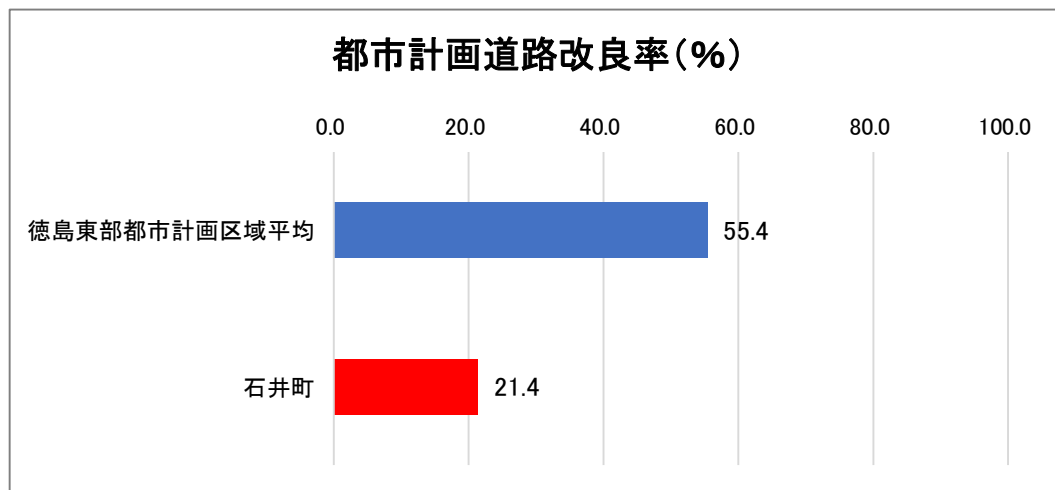
本町では、幹線街路が5路線、総延長12,470mが都市計画決定されており、平成31年3月31日時点で改良率が21.4%となっています。

国管理の徳島駅鴨島線(国道192号)については、歩道整備や交差点改良等が進められており、徳島県及び町管理の都市計画道路については、計画的な整備が進められています。

表 都市計画道路の整備状況

種別	路線番号	都市計画道路名	延長(m)
幹線街路	3・4・23	徳島駅鴨島線	6,100
幹線街路	3・4・116	石井駅山路線	680
幹線街路	3・4・117	石井南島線	1,100
幹線街路	3・4・118	城ノ内高川原線	3,750
幹線街路	3・5・119	見正寺野神線	840
合計			12,470
改良率			21.4%

出典：平成30年都市計画基礎調査、徳島県の都市計画（H31.3.31現在）



出典：徳島県の都市計画（H31.3.31現在）

(注) 改良率は、都市計画決定された道路延長に対する整備済み区間の延長と事業中区間の換算完成延長の合計の割合を求めたもの。

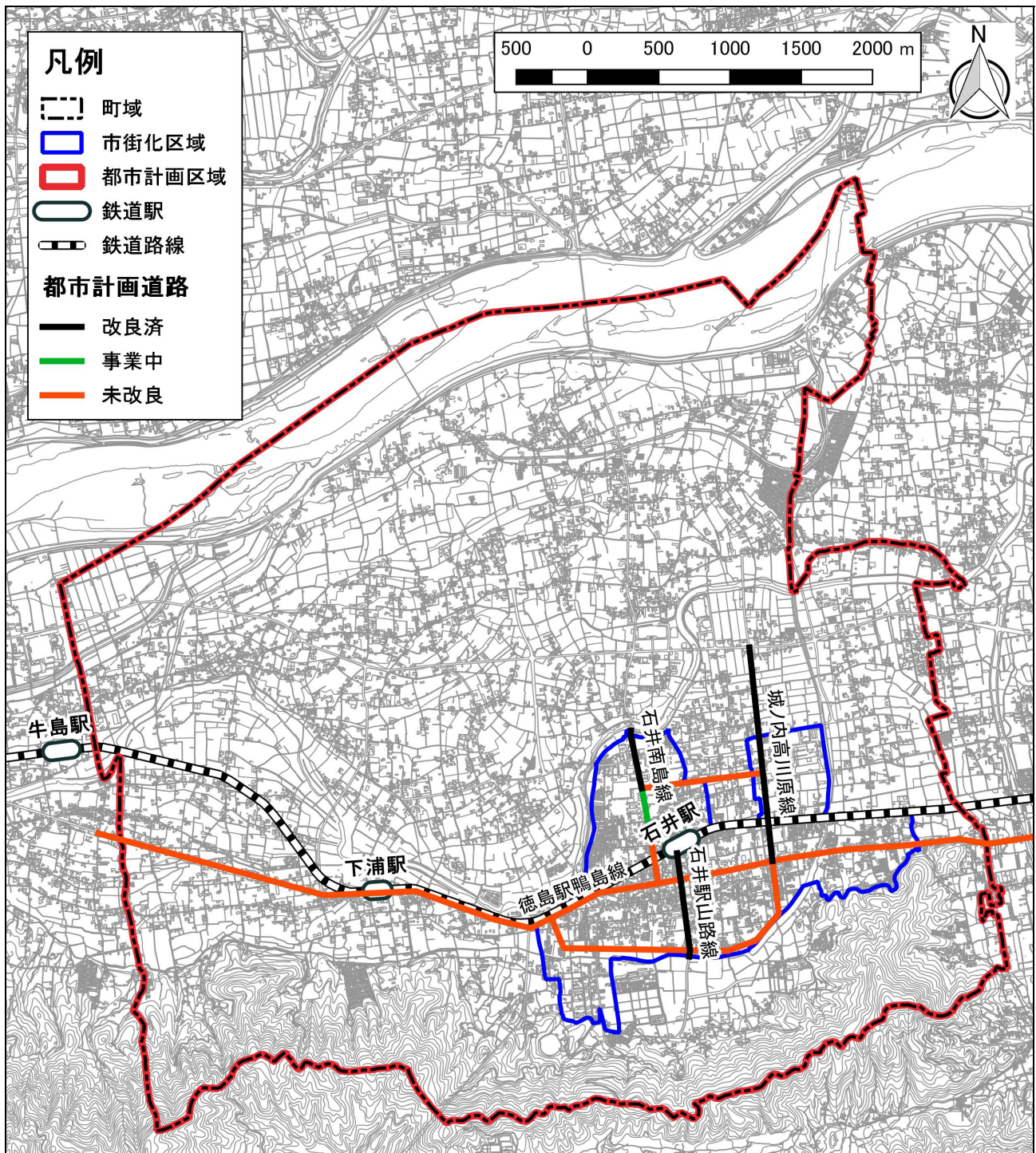


図 都市計画道路の整備状況

出典：平成 30 年都市計画基礎調査

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

(2) 都市計画公園

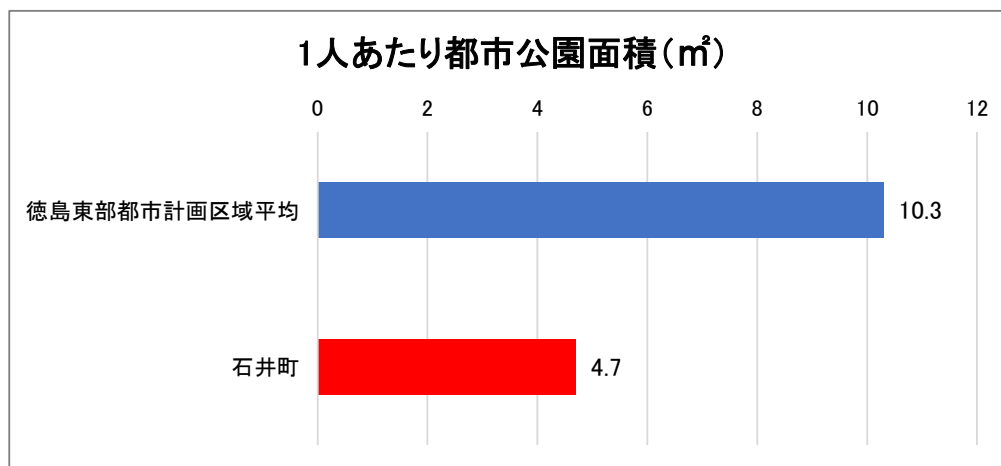
本町では、総合公園 1 公園、地区公園 1 公園、街区公園 3 公園、墓園 1 公園、計 6 公園が都市計画決定されています。平成 31 年 3 月 31 日時点で整備率は 78.7%となっています。

また、1 人あたりの供用済みの都市公園面積は、徳島東部都市計画区域平均 10.3 m²に対して石井町は 4.7 m²と低くなっています。

表 都市計画公園の整備状況

種別	番号	公園名	計画決定面積(ha)	供用面積(ha)
総合公園	5.5.7	前山公園	10.80	7.40
地区公園	4.4.3	飯尾川公園	4.40	4.40
街区公園	2.2.27	池田児童公園	0.15	0.15
街区公園	2.2.39	原児童公園	0.10	0.10
街区公園	2.2.60	高川原児童公園	0.13	0.13
墓園	8.2.2	原田墓地公園	0.40	0.40
合計			15.98	12.58
			整備率	78.7%

出典：平成 30 年都市計画基礎調査、徳島県の都市計画（H31. 3. 31 現在）



出典：徳島県の都市計画（H31. 3. 31 現在）

(3) その他の都市施設

建築基準法第 51 条による施設は、石井町には 5 件あり、内訳は、ごみ焼却場 1 件（石井町清掃センター）、汚物処理場 1 件（クリーンセンター）、廃プラ類の焼却施設 2 件（民間事業者）、その他では、農業用（廃ビニール）中間処理施設が 1 件（民間事業者）となっています。

建築基準法第 51 条による施設とは、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設のこと。これらの施設は、周辺の環境に与える影響が大きいため、都市計画区域内においては、敷地の位置が決定しているものでなければ建築することができない。

1-7. 自然災害

本町の北側には、日本三大暴れ川の一つで四国三郎の異名を持つ「吉野川」が流れており、気候としては年平均気温 15.8℃、年平均最高気温 20.0℃、年平均最低気温 12.2℃と温暖で冬期の積雪はまれです。平年の年間降水量は 1,743 mm で、月別には、台風襲来時（9 月）が最も多く、12 月が最も少なくなっています。

このような気象特性の中で、土砂災害警戒区域が 64 箇所（うち特別警戒区域 60 箇所）指定されています。平坦地形が大部分を占めていますが、一部の地域で土砂災害の危険性を有しています。

また、台風や集中豪雨により吉野川や飯尾川等による大規模な洪水浸水が危惧されており、想定最大規模降雨による浸水想定区域では市街地の大半が 3 m 以上の浸水区域となります。

南海トラフ地震による大規模な地震の被害も懸念されており、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）によると、震度 6～7 弱、建物全壊計 2,100 棟、最大死者数 130 人と想定されています。

加えて、吉野川北岸に中央構造線が横断しており、震度 6～7 弱の地震や液状化の危険性が想定されています。

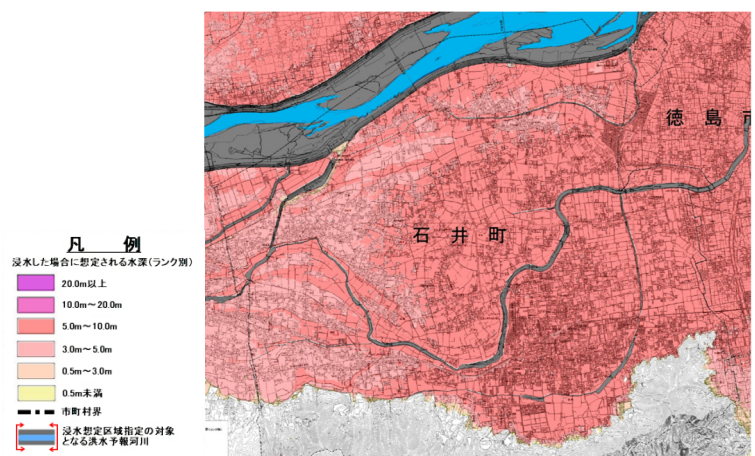


図 吉野川水系吉野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：徳島河川国道事務所

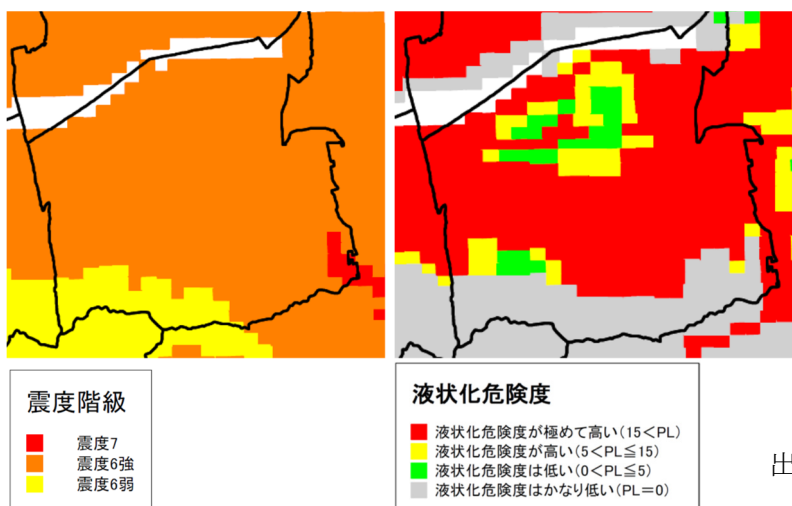


図 南海トラフ地震による震度と液状化危険度

出典：徳島県総合地図提供システム

表 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況
【令和2年3月27日現在】

	警戒区域	
		うち特別
土石流	18	16
急傾斜	45	44
地すべり	1	-
	64	60

出典：土砂災害警戒区域等の指定状況（徳島県）

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

1-8. 自然環境・景観

本町は、吉野川流域の下流南岸に広がる平野に位置し、町の中央には吉野川に注ぐ飯尾川が湾曲しながら東流するほか、町内には渡内川、江川、神宮入江川などの河川が流れるなど、水に恵まれた地形を活かし、広大で豊かな田園地帯が形成されています。

また、町域の西から東に向かって緩やかな下降傾斜（標高5～12m）を描く比較的平坦な地勢となっています。

本町の景観資源としては、桜並木通りの桜、地福寺の藤、野鳥の森、椿園、吉野川第十堰、弘法大師ゆかりの童学寺、藍屋敷の田中家住宅や武知家藍寝床、石碑で名高い桜間の池跡等があります。

このように、山々の緑と吉野川の自然、特徴的な歴史と文化、人々の生活が、本町の景観の特徴となっています。



桜並木通りの桜



地福寺の藤



吉野川第十堰



藍屋敷の田中家住宅

写真：町HP、町資料より

2. 住民意向

2-1. 住民アンケート調査の概要

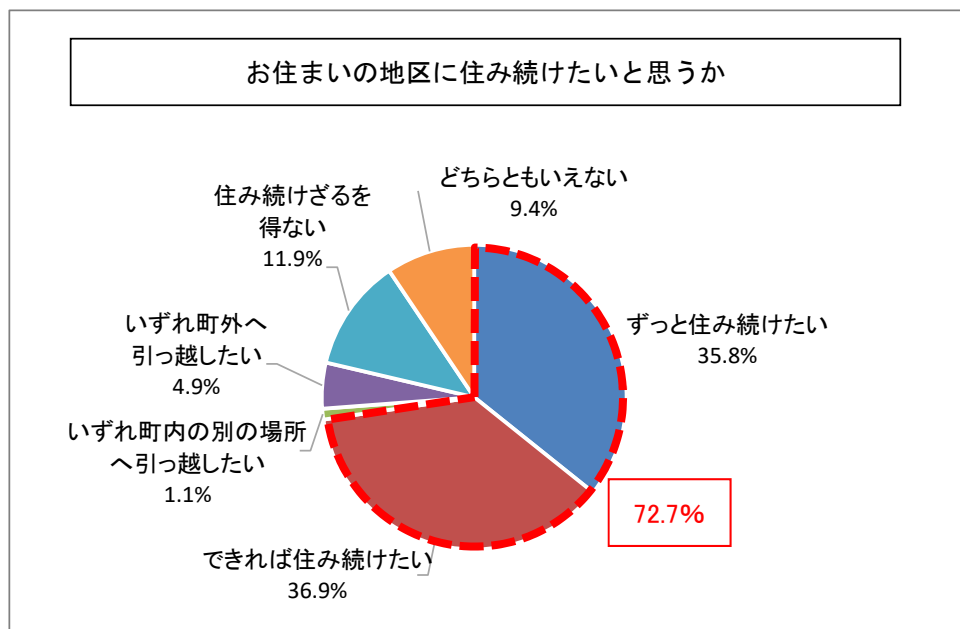
これまでのまちづくりに対する住民の評価や今後のまちづくりに関する意向を確認するため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

項 目	内 容
① 対象地域	石井町全域
② 対象者	町内に居住する 20 歳以上の男女 2,000 名
③ 調査方法	郵送による調査票の配布・回収
④ 調査期間	5 月 18 日（月）～6 月 5 日（金）
⑤ 回収率	44.6%（回収数は、892 票）

2-2. 住民アンケート調査結果

（1）定住意向について

現在住んでいる地区の定住意向について、7 割以上の人が「ずっと住み続けたい」もしくは「できれば住み続けたい」と感じています。



第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

(2) 石井町全体の住みやすさの満足度・重要度

『石井町全体の住みやすさ』の満足度をみると、「① 緑や水などの自然の身近さや豊かさ」、「② 山並みや田園などの自然風景の美しさ」、「③ 宅地の広さやゆとり」は、3.5点を超えています。一方で、「⑬ 医療施設や救急医療体制の充実」、「⑯ 鉄道・バスなど、公共交通の充実」、「⑮ 道路の整備状況」は、3.0点以下となっています。

また、『石井町全体の住みやすさ』の重要度をみると、全ての項目が3.5点を超えており、特に、「⑬ 医療施設や救急医療体制について」、「⑫ 山崩れ、洪水などの自然災害対策」、「⑭ 防犯体制について」、「⑥ 廃棄物（ごみ）の処理について」、「⑮ 道路の整備状況」は、4.0点を超えています。

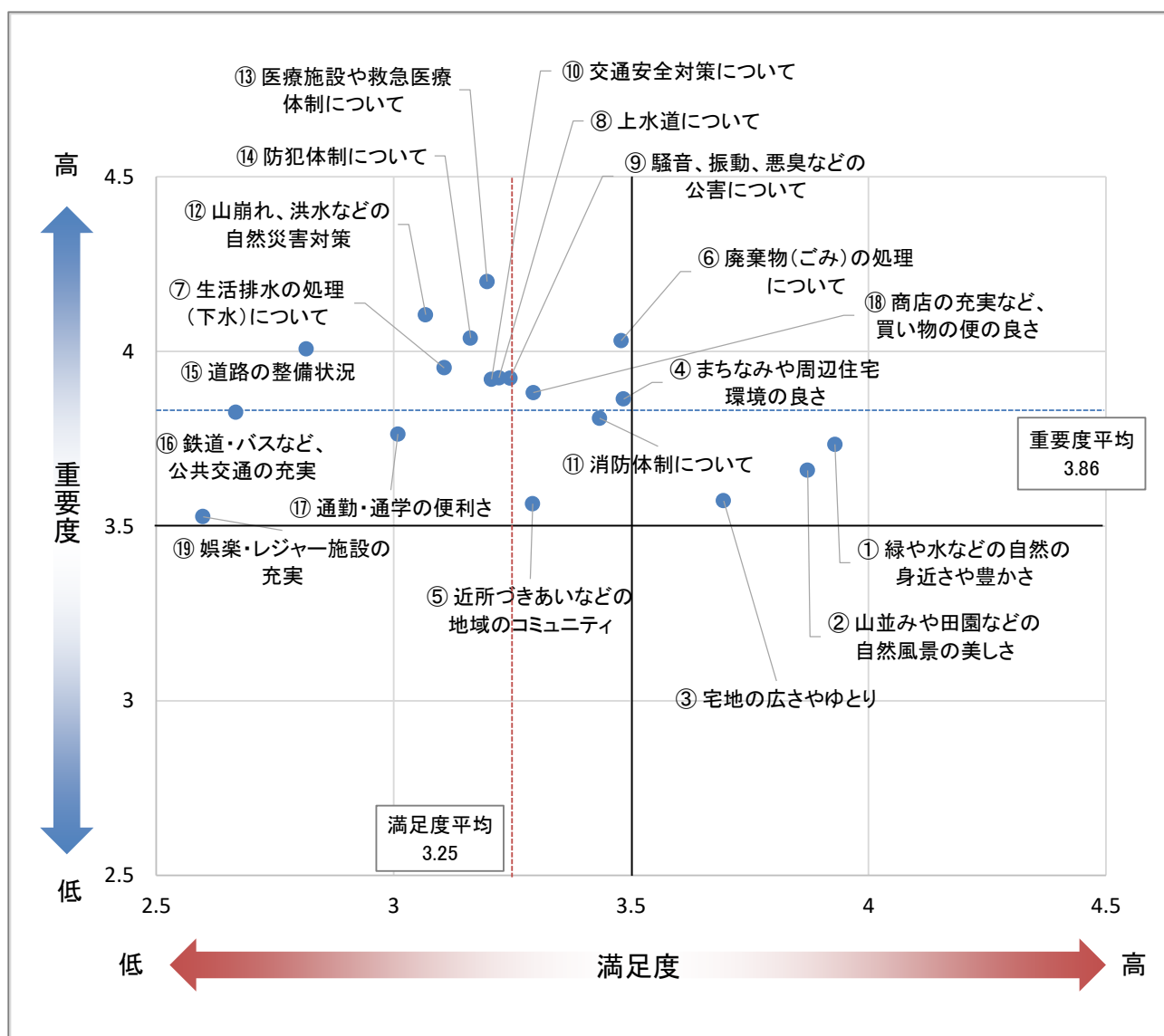


図 石井町全体の住みやすさの満足度・重要度の散布図

【地区別の住みやすさ 満足度】

- ・地区別に『地区の住みやすさ』の満足度の得点をみると、満足度の低い項目（満足度の平均が3.0点未満の項目）が最も多いのは、高川原地区となっています。
- ・「① 自然の身近さや豊かさ」、「② 自然風景の美しさ」、「③ 宅地の広さやゆとり」については、全ての地区で満足度が3.5点以上となっています。
- ・「⑮ 道路の整備状況」、「⑯ 公共交通の充実」、「⑲ 娯楽・レジャー施設の充実」については、全ての地区で満足度が3.0点未満となっています。

	石井町 全体	石井 地区	浦庄 地区	高原 地区	藍畑 地区	高川原 地区
①自然の身近さや豊かさ	3.93	3.94	4.13	3.99	4.00	3.69
②自然風景の美しさ	3.87	3.89	4.15	3.83	3.91	3.67
③宅地の広さやゆとり	3.69	3.62	3.91	3.81	3.85	3.55
④まちなみや周辺住宅環境の良さ	3.48	3.53	3.59	3.35	3.39	3.47
⑤地域のコミュニティ	3.29	3.27	3.47	3.30	3.28	3.25
⑥廃棄物の処理について	3.48	3.52	3.47	3.48	3.48	3.39
⑦生活排水の処理について	3.11	3.14	3.04	2.99	3.37	2.99
⑧上水道について	3.22	3.25	3.25	3.17	3.38	3.08
⑨騒音、振動、悪臭などの公害について	3.25	3.39	3.50	3.21	2.98	2.99
⑩交通安全対策について	3.21	3.26	3.31	3.24	3.16	3.04
⑪消防体制について	3.43	3.43	3.44	3.45	3.44	3.40
⑫自然災害対策	3.07	3.06	3.13	3.18	3.08	2.96
⑬医療施設や救急医療体制について	3.20	3.28	3.23	3.15	3.07	3.11
⑭防犯体制について	3.16	3.22	3.20	3.14	3.15	3.03
⑮道路の整備状況	2.82	2.87	2.82	2.84	2.73	2.74
⑯公共交通の充実	2.67	2.92	2.59	2.50	2.31	2.56
⑰通勤・通学の便利さ	3.01	3.18	3.01	2.89	2.63	2.99
⑱買い物の便の良さ	3.29	3.39	2.79	2.98	3.19	3.68
⑲娯楽・レジャー施設の充実	2.60	2.72	2.47	2.57	2.50	2.53
全ての項目の平均点	3.25	3.31	3.29	3.21	3.20	3.17

※青字：満足度の得点が3.5点以上の項目、赤字：満足度の得点が3.0点未満の項目

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

【地区別の住みやすさ 重要度】

- ・地区別に『地区の住みやすさ』の重要度の得点をみると、ほとんど全ての項目で、重要度が3.5点以上となっています。特に、「⑬医療施設や救急医療体制について」は、全ての地区で重要度が4.0以上となっています。

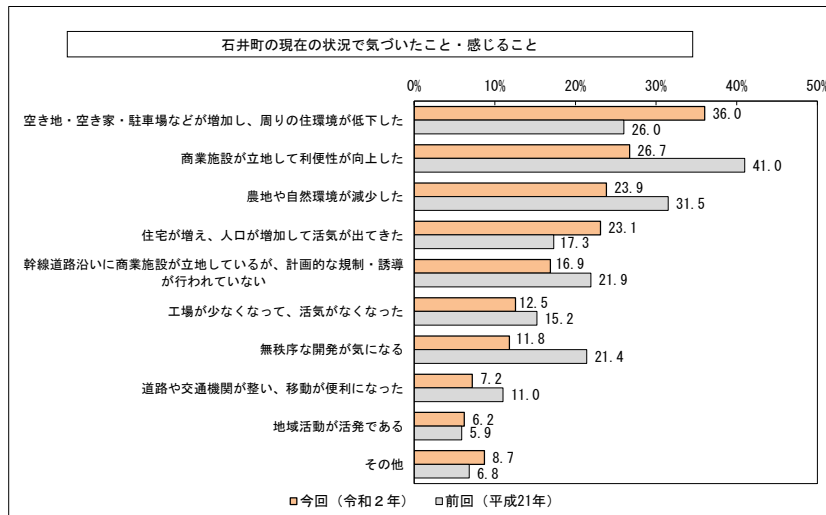
	石井町 全体	石井 地区	浦庄 地区	高原 地区	藍畑 地区	高川原 地区
①自然の身近さや豊かさ	3.73	3.74	3.94	3.43	3.79	3.73
②自然風景の美しさ	3.66	3.65	3.93	3.44	3.64	3.64
③宅地の広さやゆとり	3.57	3.59	3.70	3.40	3.61	3.52
④まちなみや周辺住宅環境の良さ	3.86	3.95	3.92	3.60	3.73	3.90
⑤地域のコミュニティ	3.56	3.61	3.60	3.61	3.44	3.51
⑥廃棄物の処理について	4.03	4.07	4.13	3.89	3.99	3.99
⑦生活排水の処理について	3.95	3.97	4.08	3.93	3.87	3.92
⑧上水道について	3.92	3.94	4.03	3.85	3.85	3.93
⑨騒音、振動、悪臭などの公害について	3.92	3.91	4.03	3.83	3.84	3.98
⑩交通安全対策について	3.92	3.91	4.03	3.83	3.84	3.98
⑪消防体制について	3.81	3.80	3.87	3.74	3.82	3.83
⑫自然災害対策	4.10	4.15	4.14	3.93	4.12	4.09
⑬医療施設や救急医療体制について	4.20	4.21	4.26	4.19	4.17	4.16
⑭防犯体制について	4.04	4.05	4.11	4.04	4.00	3.99
⑮道路の整備状況	4.01	3.96	4.18	3.93	4.04	4.01
⑯公共交通の充実	3.83	3.73	3.92	3.96	3.86	3.86
⑰通勤・通学の便利さ	3.76	3.71	3.89	3.69	3.72	3.86
⑱買い物の便の良さ	3.88	3.81	4.00	3.94	3.83	3.94
⑲娯楽・レジャー施設の充実	3.53	3.51	3.50	3.62	3.41	3.58
全ての項目の平均点	3.86	3.86	3.96	3.78	3.82	3.87

※青字：重要度の得点が3.5点以上の項目、赤字：重要度の得点が3.0点未満の項目

(3) 石井町の現状

「空き地・空き家・駐車場などが増加し、周りの住環境が低下した」が36.0%と最も多く、次いで「商業施設が立地して利便性が向上した」が26.7%、「農地や自然環境が減少した」が23.9%となっています。

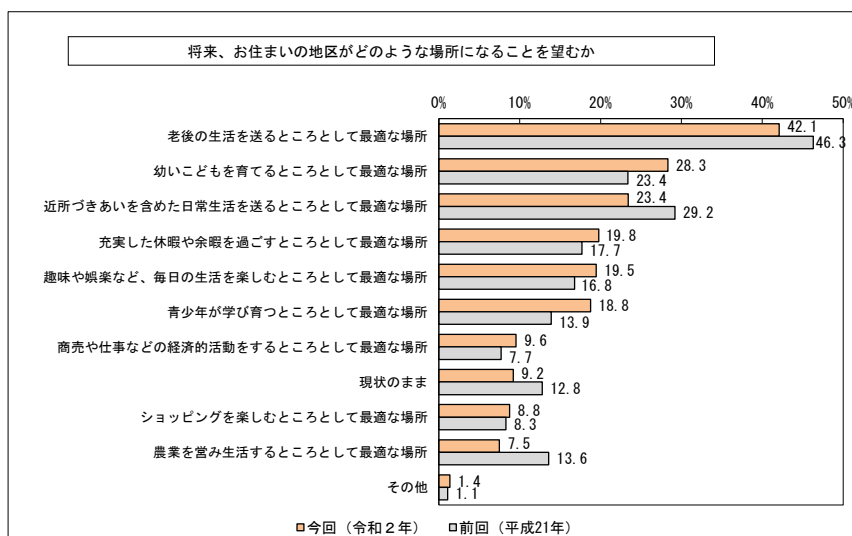
前回策定時と比較すると、「商業施設が立地して利便性が向上した」や「無秩序な開発が気になる」等が減少している一方、「空き地・空き家・駐車場などが増加し、周りの住環境が低下した」や「住宅が増え、人口が増加して活気が出てきた」等は増加しています。



(4) 石井町全体の将来像

「老後の生活を送るところとして最適な場所」が42.1%と最も多く、次いで「幼い子どもを育てるところとして最適な場所」が28.3%、「近所づきあいを含めた日常生活を送るところとして最適な場所」が23.4%となっています。

前回策定時と比較すると、「農業を営み生活するところとして最適な場所」や「現状のまま」等が減少している一方、「幼い子どもを育てるところとして最適な場所」や「青少年が学び育つところとして最適な場所」等は増加しています。

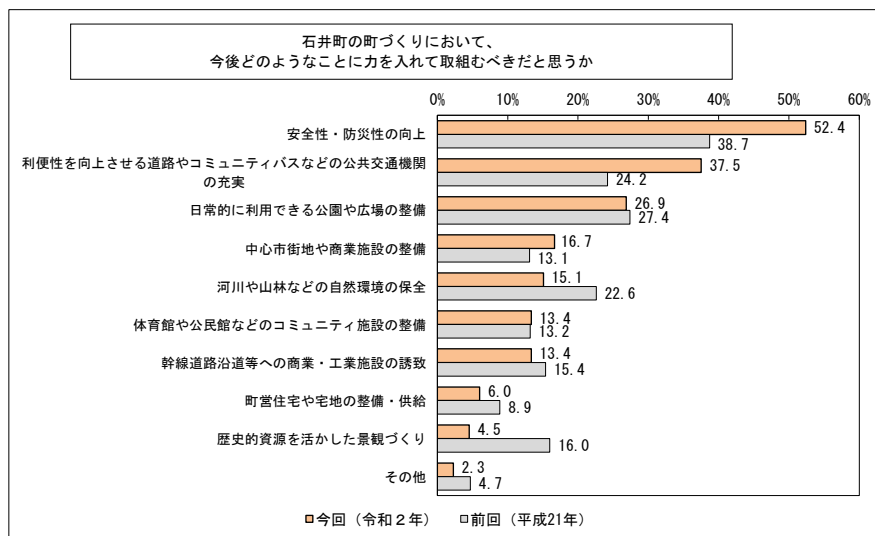


第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

(5) 石井町全体の重点施策

「安全性・防災性の向上」が52.4%と最も多く、次いで「利便性を向上させる道路やコミュニティバスなどの公共交通機関の充実」が37.5%、「日常的に利用できる公園や広場の整備」が26.9%となっています。

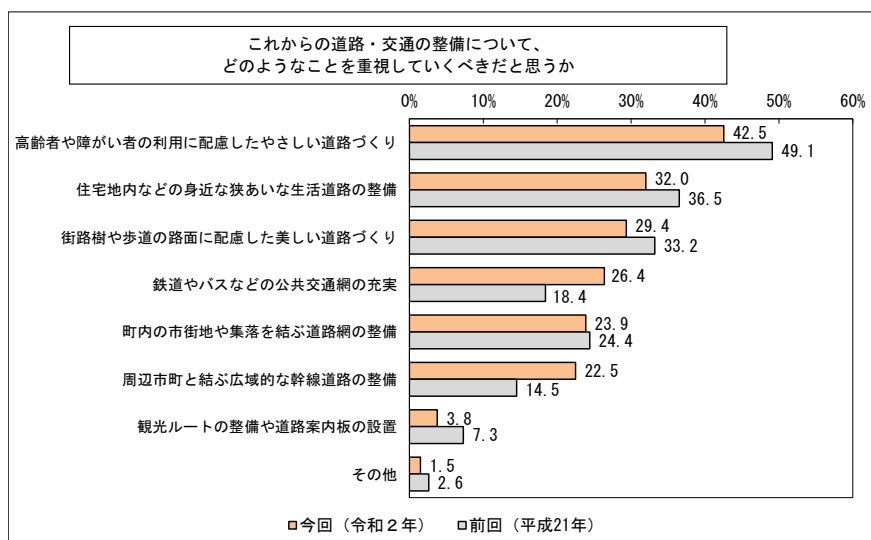
前回策定時と比較すると、「河川や山林などの自然環境の保全」や「歴史的資源を活かした景観づくり」等が減少している一方、「安全性・防災性の向上」や「利便性を向上させる道路やコミュニティバスなどの公共交通機関の充実」等は増加しています。



(6) 道路・交通についての重点施策

「高齢者や障がい者の利用に配慮したやさしい道路づくり」が42.5%と最も多く、次いで「住宅地内などの身近な狭あいな生活道路の整備」が32.0%、「街路樹や歩道の路面に配慮した美しい道路づくり」が29.4%となっています。

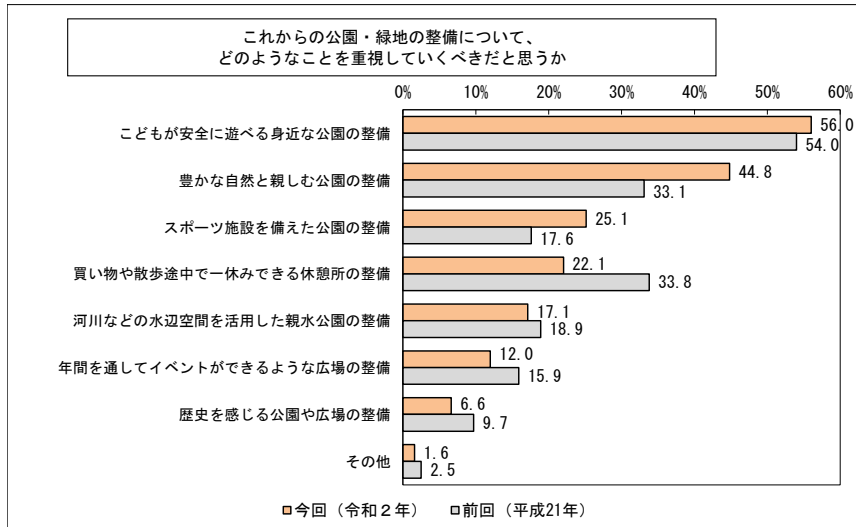
前回策定時と比較すると、上位3項目は同じであったが、割合は減少しています。一方で、「周辺市町と結ぶ広域的な幹線道路の整備」や「鉄道やバスなどの公共交通網の充実」は増加しています。



(7) 公園・緑地についての重点施策

「こどもが安全に遊べる身近な公園の整備」が56.0%と最も多く、次いで「豊かな自然と親しむ公園の整備」が44.8%、「スポーツ施設を備えた公園の整備」が25.1%となっています。

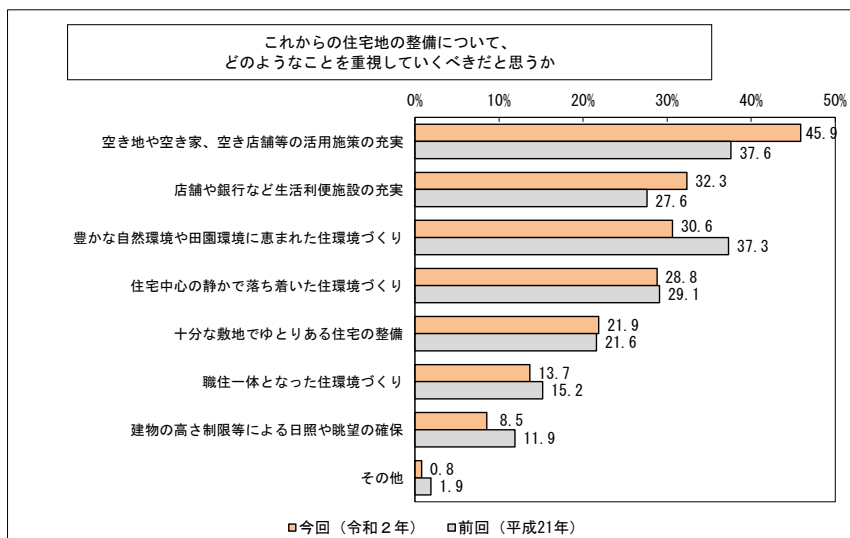
前回策定時と比較すると、最も多い項目は「こどもが安全に遊べる身近な公園の整備」で同じとなっています。また、「買い物や散歩途中で一休みできる休憩所の整備」等が減少している一方、「豊かな自然と親しむ公園の整備」や「スポーツ施設を備えた公園の整備」等は増加しています。



(8) 住宅地についての重点施策

「空き地や空き家、空き店舗等の活用施策の充実」が45.9%と最も多く、次いで「店舗や銀行など生活利便施設の充実」が32.3%、「豊かな自然環境や田園環境に恵まれた住環境づくり」が30.6%となっています。

前回策定時と比較すると、最も多い項目は、「空き地や空き家、空き店舗等の活用施策の充実」で同じとなっています。また、「豊かな自然環境や田園環境に恵まれた住環境づくり」や「建物の高さ制限等による日照や眺望の確保」等が減少している一方、「空き地や空き家、空き店舗等の活用施策の充実」や「店舗や銀行など生活利便施設の充実」等は増加しています。

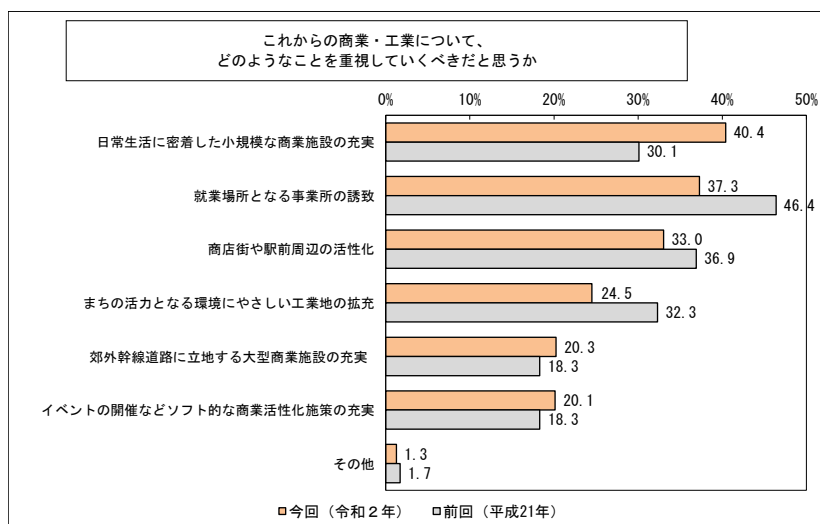


第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

(9) 商業・工業についての重点施策

「日常生活に密着した小規模な商業施設の充実」が40.4%と最も多く、次いで「就業場所となる事業所の誘致」が37.3%、「商店街や駅前周辺の活性化」が33.0%となっています。

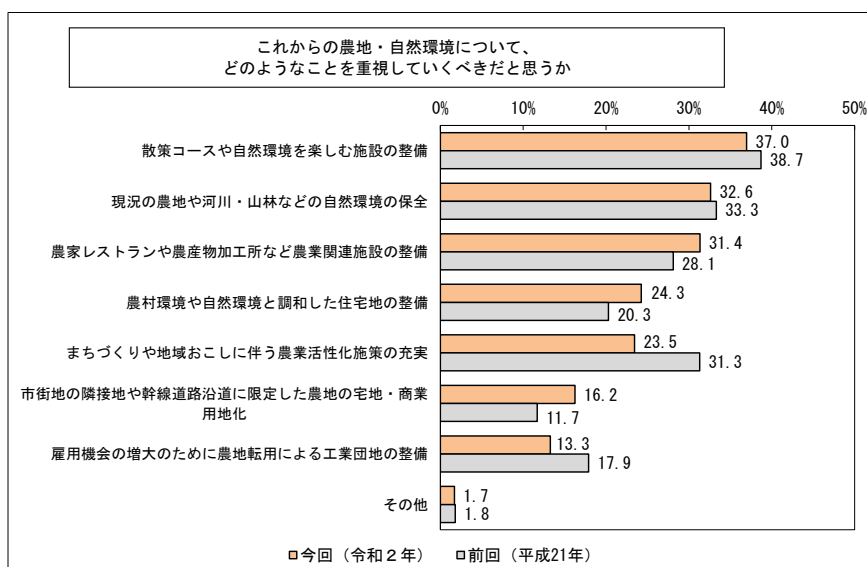
前回策定時と比較すると、「就業場所となる事業所の誘致」や「まちの活力となる環境にやさしい工業地の拡充」等が減少している一方、「日常生活に密着した小規模な商業施設の充実」等は増加しています。



(10) 農地・自然環境についての重点施策

「散策コースや自然環境を楽しむ施設の整備」が37.0%と最も多く、次いで「現況の農地や河川・山林などの自然環境の保全」が32.6%、「農家レストランや農産物加工所など農業関連施設の整備」が31.4%となっています。

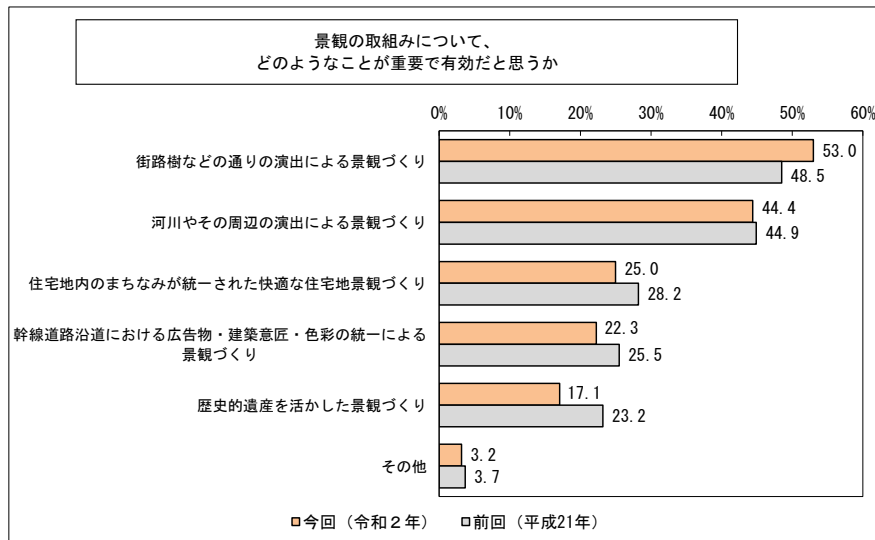
前回策定時と比較すると、上位2項目は同じとなっています。また、「まちづくりや地域おこしに伴う農業活性化施策の充実」や「雇用機会の増大のために農地転用による工業団地の整備」等が減少している一方、「農村環境や自然環境と調和した住宅地の整備」や「市街地の隣接地や幹線道路沿道に限定した農地の宅地・商業用地化」等は増加しています。



(11) 景観についての重点施策

「街路樹などの通りの演出による景観づくり」が53.0%と最も多く、次いで「河川やその周辺の演出による景観づくり」が44.4%、「住宅地内のまちなみが統一された快適な住宅地景観づくり」が25.0%となっています。

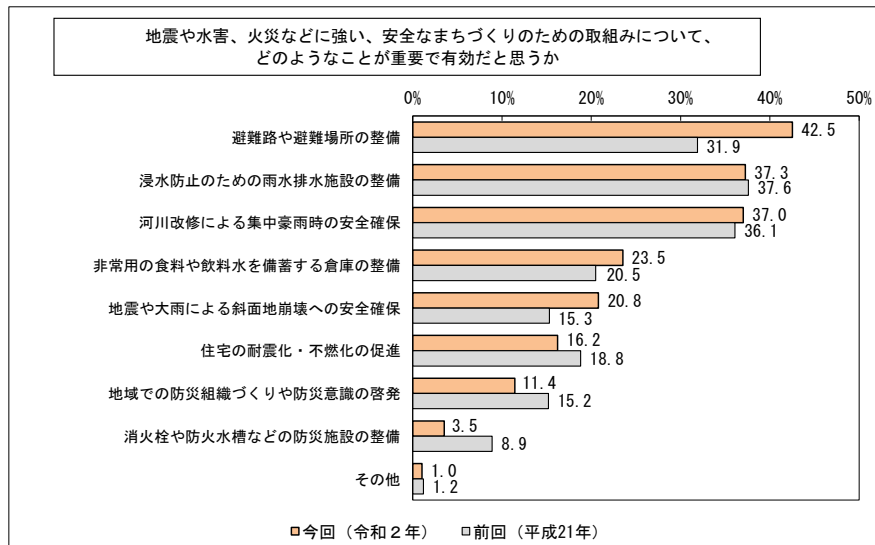
前回策定時と比較すると、上位3項目は同じとなっています。また、ほとんどの項目が減少している一方、「街路樹などの通りの演出による景観づくり」のみ増加しています。



(12) 防災についての重点施策

「避難路や避難場所の整備」が42.5%と最も多く、次いで「浸水防止のための雨水排水施設の整備」が37.3%、「河川改修による集中豪雨時の安全確保」が37.0%となっています。

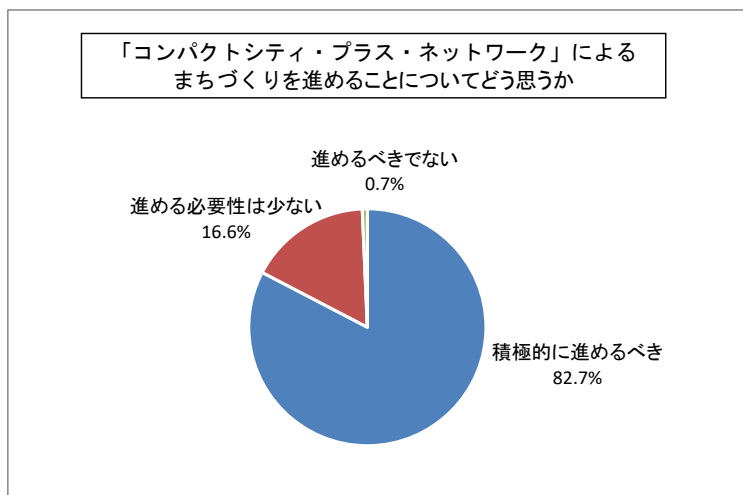
前回策定時と比較すると、「消火栓や防火水槽などの防災施設の整備」や「地域での防災組織づくりや防災意識の啓発」等が減少している一方「避難路や避難場所の整備」や「地震や大雨による斜面地崩壊への安全確保」等は増加しています。



第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

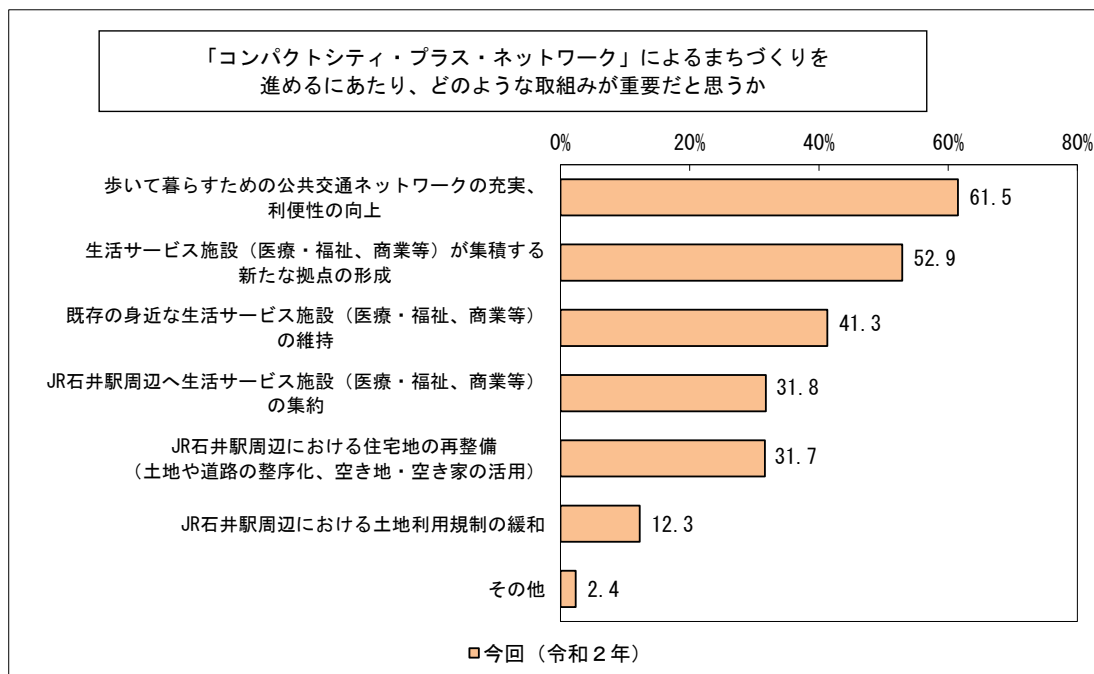
(13) 『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』によるまちづくりについて

「積極的に進めるべき」が82.7%と最も多く、次いで「進める必要性は少ない」が16.6%となっています。



(14) 『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』によるまちづくりについての重点施策

「歩いて暮らすための公共交通ネットワークの充実、利便性の向上」が61.5%と最も多く、次いで「生活サービス施設（医療・福祉、商業等）が集積する新たな拠点の形成」が52.9%、「既存の身近な生活サービス施設（医療・福祉、商業等）の維持」が41.3%となっています。



※前回（平成21年）なかった項目であるため、今回（令和2年）のみ掲載

3. まちづくりの課題

3-1. 主要な課題

(1) 地域づくり

1) 人口減少、少子・高齢化の進行に対応したまちづくり

- ・若年層の人口減少が進み、そのことが出生数の減少を招く「負のスパイラル」に陥る可能性があります。また、人口減少に伴い、地域コミュニティの活動が衰退することが想定されます。
- ・住民意向では、石井町全体の将来像において「老後の生活を送るところとして最適な場所」や「若い子どもを育てるところとして最適な場所」が特に求められていることから、誰もが歩いて暮らせるまちづくりを考えていく必要があります。
- ・全国的に人口減少している中、徳島東部都市計画区域全体においても人口減少が進んでいます。本町においても同様な状況ではあるものの、徳島東部都市計画区域全体よりも緩やかに人口減少しているため、引き続き人口減少の抑制に繋がる施策等を促進する必要があります。

2) 定住化対策（若者の町外流出の抑制・U・J・Iターン者の受け入れ）

- ・人口減少に伴い、全ての産業において絶対的な労働力の減少、産業の低迷、特に農業や商業などにおける後継者不足への懸念などの問題が生じています。
- ・若者の定住環境を確保するためには、産業の振興・活性化による雇用の場の確保を図るとともに、若者向け住宅等の定住基盤の整備、まちの魅力づくり、子育て支援など総合的な対策が必要となります。

3) 地域特性を活かした個性豊かなまちづくり

- ・本町は、市街地をはじめ、田園集落地など多様な地域特性を有しています。地域間競争が激化する中で、それぞれの地域の魅力を活かした個性豊かなまちづくりが求められています。

(2) 土地利用

1) 持続可能な都市の実現に向けた効果的・計画的な土地利用

- ・人口減少・高齢化が進行する中で、日常生活サービス機能を維持し、財政面や経済面で持続可能な都市の形成を実現することが求められています。
- ・そのため、都市機能を集約した利便性の高い都市拠点づくりをはじめ、公共交通を軸とした生活スタイルへの誘導に向けた効果的な施策等が必要となります。

2) 地域の活性化や定住につながる計画的な土地利用

- ・主要地方道徳島鴨島線の沿道等において、地域の活性化や定住につながる新たな土地利用需要が生じた際には、周辺環境との調和や都市機能の集積等の観点も踏まえつつ、地区計画等により適正な土地利用の誘導を促していくことが必要です。
- ・また、撤退した企業の跡地など、まとまった低未利用地が存在することから、所有者等の意向も踏まえつつ、計画的な土地利用を促していくことが必要です。

3) 空き家・空き店舗、空地等の積極的な利活用

- ・現在、相談窓口や空き家バンクを設置し、空き家の活用が図られています。さらなる定住移住の促進に向けて、空き家等の積極的な情報発信と活用に向けた支援が求められています。
- ・街中における空地等については、周辺の立地環境等も踏まえつつ、広場やポケットパーク等として整備を図り、平常時におけるコミュニティ活動の場として、また、災害時におけるオープンスペースとして活用を促すなど、計画的な利用を検討していくことが必要です。
- ・住民意向では、今後の住宅地の整備において「空き地や空き家、空き店舗等の活用施策の充実」が特に求められています。

4) 優良農地等の保全

- ・本町は、県平均に比べて第一次産業の就業人口の比率が高く、農業が特徴的な産業の一つとなっています。
- ・一方で、農地転用も進められており、優良農地等の保全を適切に図るとともに、居住環境の向上や地域の活性化に向けた土地利用との調整を図っていくことが必要です。

(3) 交通

1) 成熟社会に対応した交通基盤の整備

- ・本町は、一般国道 192 号や主要地方道徳島鴨島線の東西幹線道路ネットワークにより、徳島市へのアクセス性も高く、広域的な交通体系に一定の整備が図られています。
- ・一方、市街地内の補助幹線道路は歩道等の未整備や狭あい道路も多いなど、円滑な移動や交通安全性からも支障があり、防災上の課題も抱えています。

2) 都市計画道路の計画的な整備

- ・都市計画道路の整備率が低くなっている一因である、徳島駅鴨島線（国道 192 号）については、関係機関との協力のもと整備に向けて取り組むことが必要です。
- ・町管理の都市計画道路については、計画的な整備を図るとともに、交通需要や実現性等を踏まえつつ、必要性の検証を行っていくことが必要です。

3) 誰もが歩いて暮らせる環境づくり

- ・JR 石井駅を中心に市街地が形成され、徳島市と近接する立地特性から、公共交通を利用することで、容易にアクセスすることができます。
- ・今後、更なる高齢化が進展することが想定される中、公共交通の重要性が高まることが考えられるため、公共交通の利用料の助成等、利用促進を図りつつ、誰もが歩いて暮らせる環境づくりを進めることが必要です。
- ・住民意向では、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを進めるにあたり、「歩いて暮らすための公共交通ネットワークの充実、利便性の向上」が最も重要な取組となっています。

4) 公共交通の利用促進

- ・JRや路線バスの利便性が高い地域であるものの、利用客の減少等により、事業者等においては厳しい経営環境におかれています。
- ・高齢者や子どもたちの移動手段として公共交通の維持を図るためにも、様々な機会を通じて公共交通の利用促進を啓発していく必要があります。

(4) 都市施設・地域基盤施設の整備

1) 適正な公共施設の維持・更新

- ・公共施設をはじめ、町全体のインフラ施設の将来の更新費用の推計を見ると、毎年大きな負担となることが想定されます。
- ・今後、全国規模で進行している少子高齢化や人口減少を受け、税収減・扶助費増が見込まれ、財源の不足となることが想定されるため、公共施設の集約や廃止等、適切な規模やあり方を広域的な視点も踏まえて検討していく必要があります。

2) 公園・緑地の確保

- ・公園・緑地等のオープンスペースは、子どもの遊び場やレクリエーションの場、自然環境の保全等の機能とあわせて、災害時における避難場所や延焼遮断帯等の防災・減災機能を有することから、計画的な確保に努める必要があります。
- ・住民意向では、今後の公園・緑地の整備において「こどもが安全に遊べる身近な公園の整備」や「豊かな自然と親しむ公園の整備」が求められています。

(5) 市街地整備

1) 商工業の振興

- ・既存商業地においては、大型店との共存共栄を図るため、商店間の連携による商店街景観整備、イベントの開催等、個性豊かで利便性の高い商店街を形成することが必要です。
- ・本町には食品工場、精密機械工場等が誘致されており、大手企業、中堅企業もあるものの、全体的には零細企業の割合が高く、青壮年者の就業場所は十分ではありません。そのため、新たな就業の場の確保が必要です。
- ・住民意向では、今後の商業・工業において「日常生活に密着した小規模な商業施設の充実」や「就業場所となる事業所の誘致」が求められています。

2) コンパクトなまちづくり

- ・少子・高齢化が進行する中、市街地の拡大は公共サービスの効率性が低下するだけでなく、車での移動が中心となるなど高齢者が住みづらい環境となる可能性があり、計画的な市街地の形成を促していくことが必要です。
- ・住民意向では、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の促進について「積極的に進めるべき」と答えた方が多くいました。

(6) 地域防災

1) 災害に強いまちづくり、地域づくり

- ・東日本大地震を契機として、人々の日常生活上の安全性への関心は非常に高まっており、地震災害や毎年のように起こる風水害を含め、あらゆる災害に対応できる防災対策が必要となっています。
- ・今後30年以内に70%~80%の確率で起こると予想される南海トラフ巨大地震をはじめとする様々な災害に対して、安全で安心なまちづくりを行うには、災害発生時の応急体制や災害対策などのほか、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成などハード、ソフトの両面からさらなる対策が必要です。
- ・住民意向では、町の将来像について「災害に強いまち」が求められています。また、そのためには、「避難路や避難場所の整備」、「浸水防止のための雨水排水施設の整備」や「河川改修による集中豪雨時の安全確保」の取組が求められています。

2) 国土強靱化に向けた取組

- ・徳島県国土強靱化地域計画や石井町国土強靱化地域計画をもとに、強靱な石井町の実現に向けた多様な取組を進めていく必要があります。

(7) 自然・景観

1) 豊かな自然環境の適切な保全・管理

- ・本町は吉野川や飯尾川など恵まれた自然環境を有する一方で、ポイ捨てや不法投棄、ごみの野外焼却などの問題が深刻化しています。本町の美しい自然環境を後世に引き継ぐため、住民団体による清掃活動をはじめ、環境パトロールの実施などを継続するとともに、来訪者の環境美化の意識醸成に努めることが重要です。
- ・また、豊かな自然環境は水資源の涵養や生物の成育、生息域等の貴重な自然環境であることから、適切な保全、管理を行うことが重要です。
- ・住民意向では、今後の農地・自然環境において「散策コースや自然環境を楽しむ施設の整備」や「現況の農地や河川・山林などの自然環境の保全」が求められています。

2) 資源循環型のまちづくり

- ・地球温暖化をはじめとした地球規模での環境問題が進行する中で、本町においても温室効果ガスの削減に向けたごみの減量等、官民一体となった環境への取組が求められています。
- ・その中で、省資源・省エネルギー、リサイクルといった資源循環型の環境に配慮したまちづくりを構築することが重要となります。

3) 景観づくりによるにぎわいの再生

- ・地域特有の景観を守り育むとともに、観光施策と連携した活用によるまちのにぎわいの再生が求められています。
- ・住民意向では、景観の取組において「街路樹などの通りの演出による景観づくり」や「河川やその周辺の演出による景観づくり」が求められています。

4) 藍の魅力の発信

- ・阿波藍が日本遺産に認定されたことを踏まえ、藍の魅力のさらなるPR強化や施設整備等を検討していく必要があります。

(8) 計画の推進

1) 住民協働によるまちづくりの推進

- ・まちづくりには、住民や事業者、行政等、それぞれが主体的に役割を果たし、補完しあいながら、取組んでいくことが求められています。

第2章 全体構想

1. 将来都市像等

(1) まちづくりの将来都市像

第五次石井町総合発展計画の将来ビジョンに込めた願いでは、本町が誇る豊かな自然や人のやさしさ等を最大限に伸ばし、先人より受け継がれた自然や歴史を大切に守り、活かすとともに、ストレスのない快適な生活を営むことができる都市機能の充実を目指す、としています。また、第四次石井町総合発展計画との連続性を考慮し、引き続き『太陽と緑の環境都市 いいい』を将来ビジョンとして掲げています。

本計画は、第五次石井町総合発展計画に掲げる将来ビジョンを実現していくための都市計画に関する基本的な方針を示すものです。そのため、最上位計画に掲げる将来ビジョンを踏まえた上で、将来都市像を『太陽と緑の環境都市 いいい ～安全・安心で住みやすいまち～』とします。

■石井町の将来都市像

太陽と緑の環境都市 いいい ～安全・安心で住みやすいまち～



(2) まちづくりの基本目標

まちづくりの将来都市像の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げます。

◆基本目標1 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

災害等に強いまちづくりの形成に向け、適正な土地利用の推進や安全性・防災性の向上等を図り、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

◆基本目標2 魅力あふれるにぎやかなまちづくり

持続可能な都市の形成に向け、公共交通や道路の利便性向上、新たな働き場の確保等を図り、魅力あふれるにぎやかなまちづくりを目指します。

◆基本目標3 豊かな自然と調和のとれた環境にやさしいまちづくり

うるおいのある生活空間の形成に向け、石井ならではの緑・歴史等、多様な地域特性の保全・活用を図り、豊かな自然と調和のとれた環境にやさしいまちづくりを目指します。

◆基本目標4 住民・行政・関係団体等の協働によるまちづくり

町民が安心して生涯暮らし続けることのできるまちの形成に向け、住民や行政、関係団体等、それぞれが相互に関わり合い、役割分担を適正かつ的確に果たすことにより、住民・行政・関係団体等の協働によるまちづくりを目指します。

(3) 将来目標人口

令和元年度に発表された国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計によると、今後も本町の人口は、減少傾向で推移し、本計画の目標年次となる2040年（令和22年）には21,222人になることが推計されています。

そのような中、石井町人口ビジョンでは、産み育てやすい環境の整備や転入増加にかかる政策等、できる限り減少傾向に歯止めをかけることにより、2060年（令和42年）時点の総人口の目標を、19,000～20,000人と設定しています。

そのため、本計画では、2040年（令和22年）時点の将来目標人口を22,200人程度とし、都市計画行政をはじめとする各種まちづくりに取り組みます。

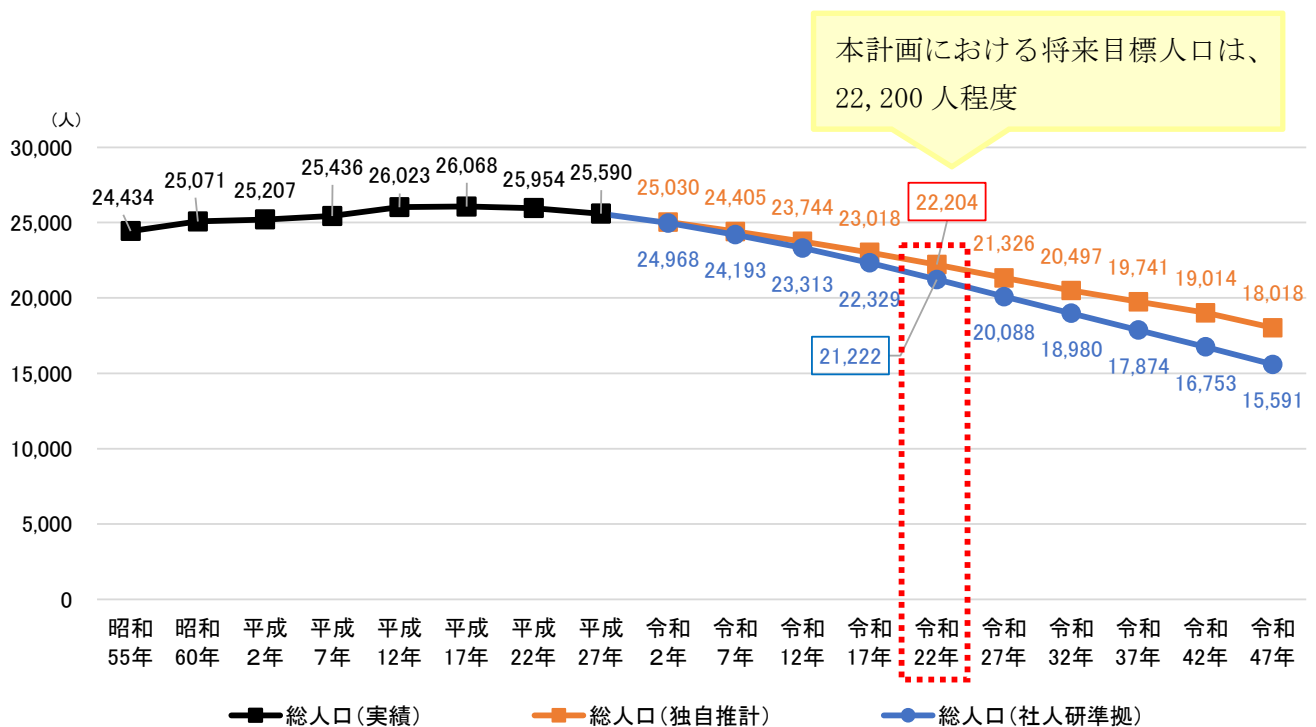


図 石井町における将来目標人口

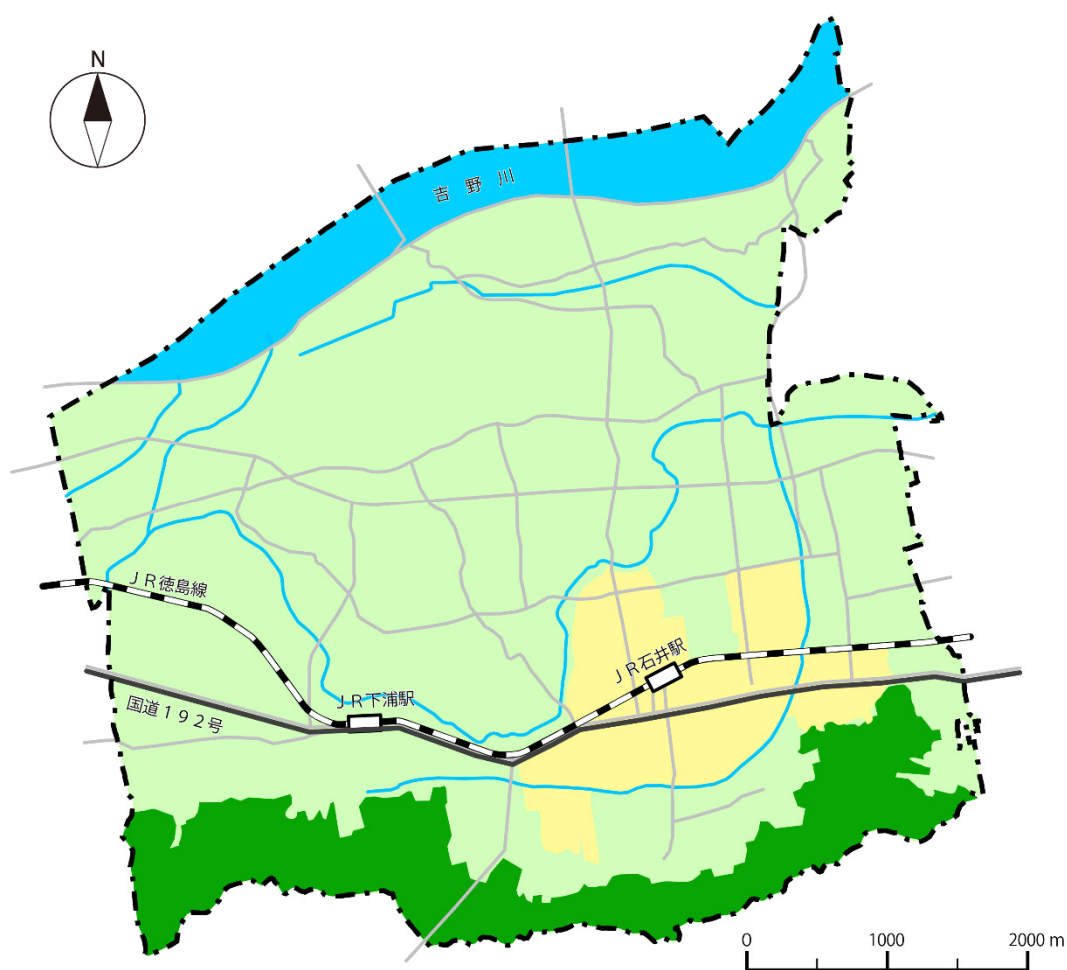
出典：「第五次石井町総合発展計画（実績値：国勢調査、推計値：人口ビジョン）」

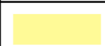
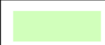
2. 将来都市構造

本町のまちづくりの基本目標の実現に向け、適切な土地利用等を促す「ゾーンの形成」、多様な地域の特性に応じたまちづくりに向けた「拠点の形成」、地域間や拠点間等を結ぶ「軸の形成」により、将来都市構造を設定します。

(1) ゾーン形成

「ゾーンの形成」は、自然と調和した秩序と均衡ある適切な土地利用を促進するため、現状の土地利用を基本に、町の発展等に資するゾーンの形成に努めます。



凡 例			
	市街地ゾーン		河川保全ゾーン
	農業生活ゾーン		緑の丘陵地ゾーン
	J R 徳島線		行政界

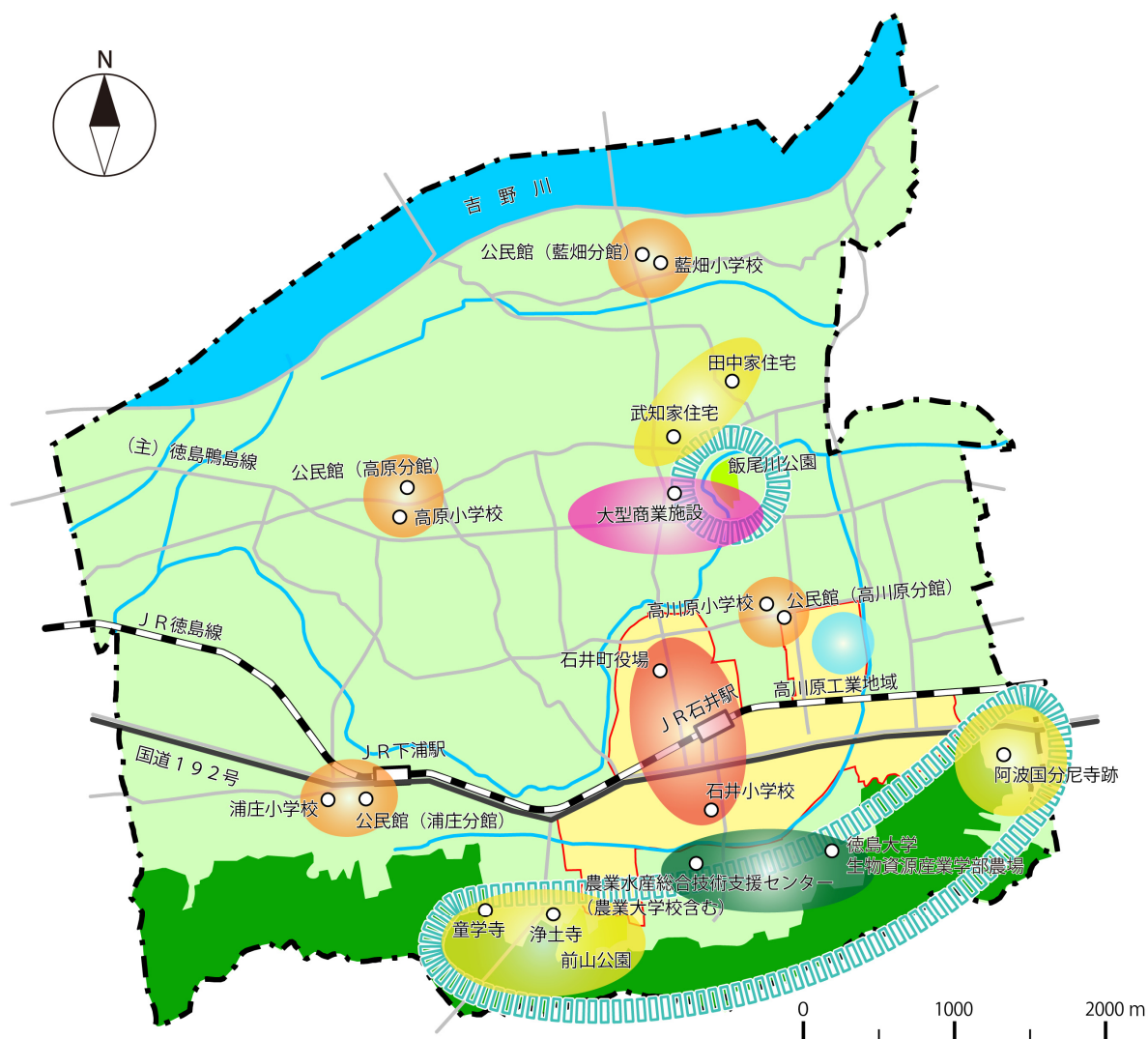
■ゾーンの形成

分類	地域ゾーン構想
市街地ゾーン	・ J R 石井駅周辺の市街化区域を「市街地ゾーン」として位置づけ、本町の中心市街地として都市機能の集積を進め、密集市街地や道路体系の再編整備、都市基盤施設や身近な公園等の環境整備を促進します。
農業生活ゾーン	・ 本町の発展のシンボルである肥沃な優良農地と、その中に築かれてきた集落地を「農業生活ゾーン」として位置づけます。このゾーンは、必要な生活基盤の維持を図るとともに、優良農地を保全し、無秩序な市街化の抑制を図ります。
河川保全ゾーン	・ 四国地方を代表する清流吉野川の河川空間は、「河川保全ゾーン」として位置づけ、清流吉野川の水質保全、豊かな河川景観の形成と保全を促すとともに、防災性の維持・向上等、安全・安心・やすらぎのある河川空間の形成に努めます。
緑の丘陵地ゾーン	・ 本町の南部境界にある東西に連続する丘陵地を「緑の丘陵地ゾーン」として位置づけます。このゾーンは、本町の自然景観を構成する重要な緑資源である一方、山腹が部分的に災害危険区域に指定されていること等から、開発行為の抑制や治山事業などの防災対策を促進し、森林環境の保全に努めます。

第2章 全体構想

(2) 拠点の形成

「拠点の形成」は、都市機能や生活機能、産業機能、歴史レクリエーション機能等、各種機能の集積拠点として強化しつつ、多様な地域特性に応じたまちづくりを推進するため、各地域の魅力を活かした拠点の形成に努めます。



凡 例			
	中心拠点		市街地ゾーン
	生活拠点		農業生活ゾーン
	交流拠点		河川保全ゾーン
	産業拠点		緑の丘陵地ゾーン
	産官学連携・研究学園拠点		J R 徳島線
	歴史・レクリエーション拠点		行政界
	水と緑の拠点		

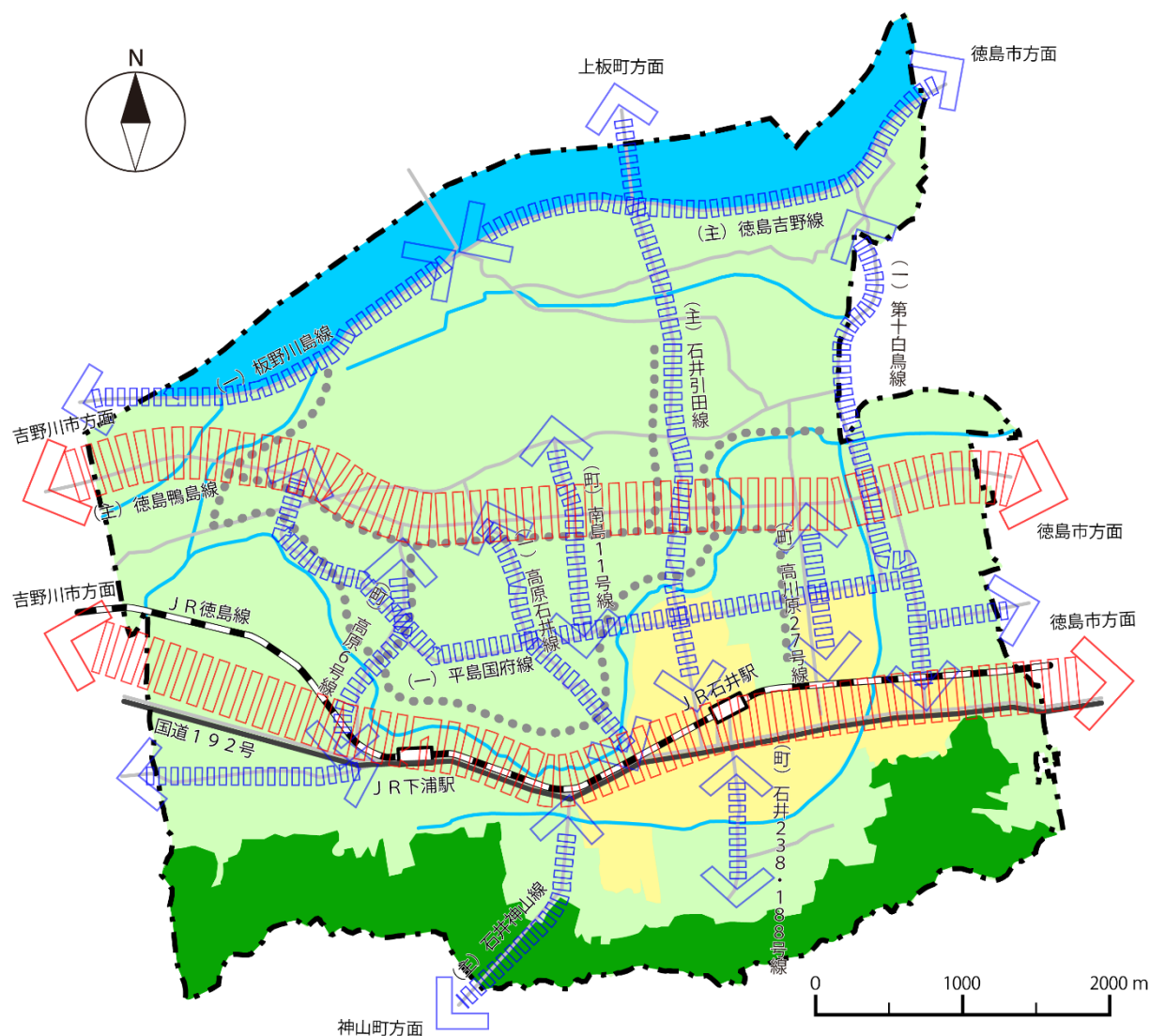
■拠点の形成

分類	拠点構想
中心拠点	・石井町庁舎からＪＲ石井駅周辺に至る既成市街地を「中心拠点」と位置づけ、石井町の顔となるような面的整備や景観整備を促進し、行政機能や商業業務機能の集積・居住機能の再生を図ります。
生活拠点	・各地区の中心集落地を「生活拠点」として位置づけ、農地を保全しつつ、生活基盤施設や身近な公園広場等の整備、防災性の向上を図るとともに、地域コミュニティの維持を図り、快適な集落居住環境の創出を目指します。
交流拠点	・主要地方道徳島鴨島線沿道の既存の大型商業施設が立地する地区は、飯尾川公園との一体的利用を強化し、町内外との交流の場となる「交流拠点」として位置づけ、町民や来訪者のニーズに沿った利便施設の集積を図ります。
産業拠点	・高川原工業地域一帯を「産業拠点」として位置づけ、雇用の場の創出に向けた産業の育成や、優良企業の積極的な誘致、新産業の創出を図るとともに、周辺交通環境の整備を進めます。
産官学連携・研究学園拠点	・農林水産総合技術支援センター（農業大学校含む）周辺を「産官学連携・研究学園拠点」と位置づけ、農業分野における最先端の研究開発活動拠点として周辺整備を図ります。また、研究者・学生・農業者等の交流の場としての整備を図ります。
歴史・レクリエーション拠点	・前山公園、浄土寺・童学寺周辺、阿波国分尼寺跡一帯、武知家住宅・田中家住宅周辺を「歴史・レクリエーション」拠点として位置づけ、歴史と親しめるレクリエーション空間としての基盤施設の整備に努めるとともに、歴史的な景観、公園景観の形成を図ります。
水と緑の拠点	・本町の南部に有する豊かな丘陵地の緑と飯尾川公園周辺を「水と緑の拠点」と位置づけ、親水性を有する水辺環境の整備、多機能を有する森林環境の保全、活用を図り、歴史・レクリエーション機能との連携による魅力の向上に努めます。

第2章 全体構想

(3) 軸の形成

「軸の形成」は、本町と他市町を結ぶ『広域交流軸』、近隣市町村や各拠点を結ぶ『地域交流軸』、生活拠点を結ぶ『生活交流軸』をそれぞれ位置づけ、町内外の連携強化や交流促進を推進します。



凡 例			
	広域交流軸		生活交流軸
	地域交流軸		J R 徳島線
	市街地ゾーン		河川保全ゾーン
	農業生活ゾーン		緑の丘陵地ゾーン
	行政界		

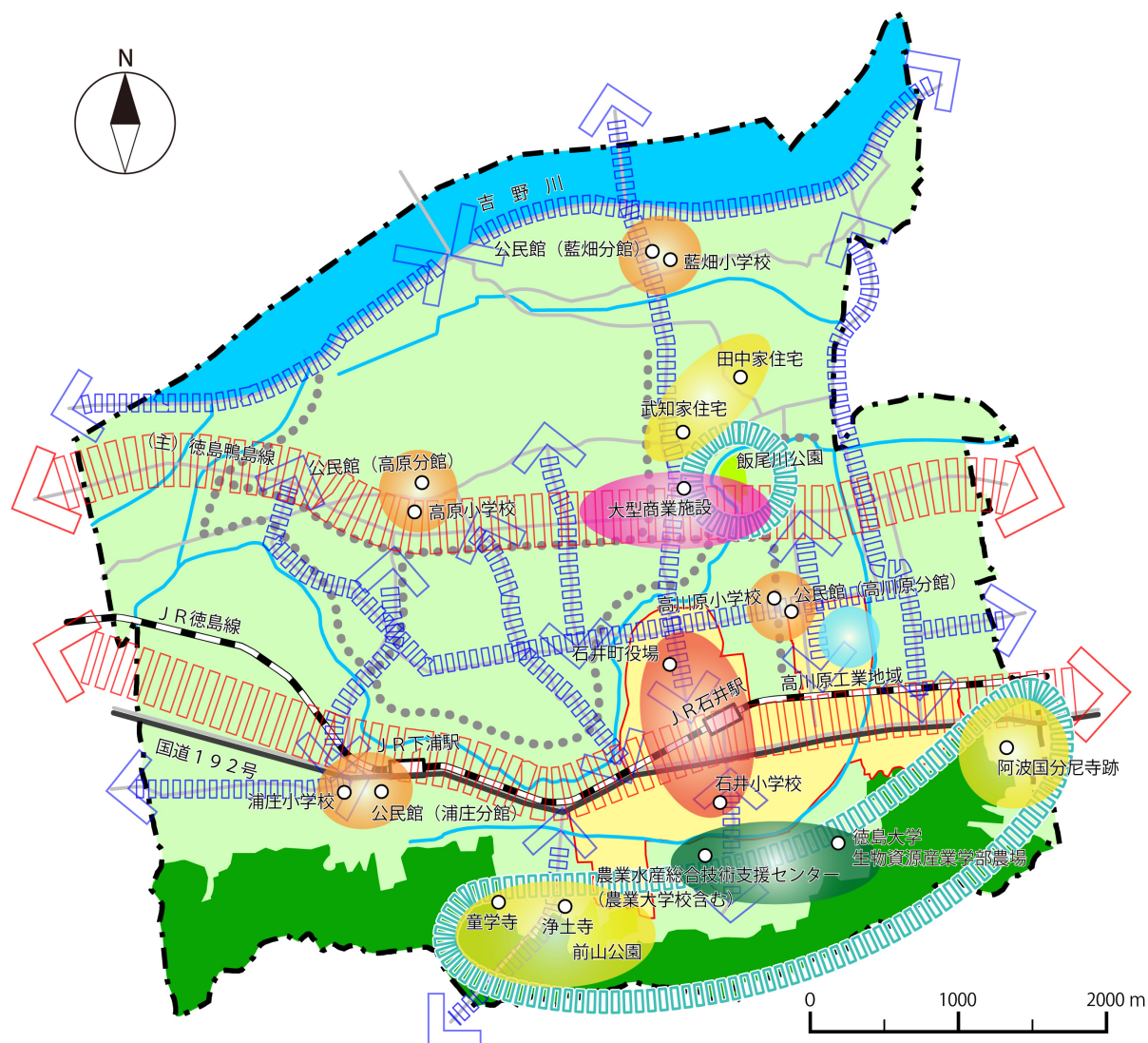
■軸の形成

分類	軸構想
広域交流軸	徳島県を東西に走行し、地域の中心都市を連結する国道 192 号並びに J R 徳島線、主要地方道徳島鴨島線を「広域交流軸」として位置づけ、様々な広域交流を促進するため、幹線道路網の充実、駅周辺の整備や輸送力の強化などを図ります。
地域交流軸	本町と近隣市町をつなぐ軸及び各集落地と中心市街地や各拠点を連携し、日常生活の主動線としての役割を果たす軸を「地域交流軸」と位置づけます。「地域交流軸」には、主要地方道石井神山線、石井引田線、徳島吉野線及び県道第十白鳥線、板野川島線、高原石井線、平島国府線、また町道高原 6 号線、南島 11 号線、高川原 27 号線、石井 238・188 号線を位置づけ、「広域交流軸」などの国道 192 号と合わせたネットワークを形成し、地域内の円滑な交通を促進します。
生活交流軸	「地域交流軸」や各拠点を有機的に連携する軸として「生活交流軸」を位置づけます。「生活交流軸」は、車に頼らず歩いて生活できる都市構造の形成に向けて、歩行者が安心して歩ける安全な道路整備を検討します。

第2章 全体構想

(4) 将来都市構造

「地域ゾーンの形成」、「拠点の形成」、「軸の形成」の形成方針を踏まえ、本町の将来都市構造を以下のように設定します。



凡 例			
	市街地ゾーン		産官学連携・研究学園拠点
	農業生活ゾーン		歴史・レクリエーション拠点
	河川保全ゾーン		水と緑の拠点
	緑の丘陵地ゾーン		広域交流軸
	中心拠点		地域交流軸
	生活拠点		生活交流軸
	交流拠点		J R 徳島線
	産業拠点		行政界

3. 分野別のまちづくり方針

まちづくりの基本目標として設定した4つの目標の実現に向け、以下の分野別に、まちづくりの方針を設定します。



3-1. 土地利用の方針

■基本的な考え方

現状の区域区分設定時から長期間経ており、土地利用に変化が生じている箇所があるため、様々な視点から区域区分の見直しを検討します。

市街化区域における土地利用は、用途地域を基本とし、広域的な拠点形成を図る都市機能や日常生活に必要な生活サービス機能の維持・集積等により合理的で調和のとれた土地利用を図ります。また、市街化調整区域における土地利用は、無秩序な開発を抑制し、優良な農地や自然環境を保全するとともに、生活拠点となっている集落のコミュニティの維持・充実を図ります。

■項目ごとの主な方針

(1) 区域区分に基づく良好な都市環境の形成

- ・持続可能な都市環境の形成に向けて、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しを検討します。また、無秩序な市街地の拡大の抑制や計画的な公共施設整備を推進し、効率的な都市活動や安全性・利便性の高い生活環境の確保を図るとともに、優良な農地や自然環境を保全し、健全な調和を図ります。
- ・「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による持続可能なまちづくりの実現に向け、必要に応じて、居住地や生活サービス機能を適切に誘導するなどの対策を検討します。

(2) 市街地における適切な土地利用の実現

①住居系市街地

- ・住居系の用途地域が指定されている既成市街地は、都市基盤の整備を促進し、良好な住環境の維持・向上に努めます。
- ・市街化調整区域内の農地の転用による住宅地の拡散を抑制するとともに、町外からの移住・定住の受け皿を確保するため、市街化区域内の低未利用地や空き家等を有効活用した住宅基盤の整備などを図り、住居系市街地への居住の誘導を促進します。
- ・J R 石井駅前の密集市街地では、住宅の建て替えや空き家等の除却に伴う道路の拡幅等により居住環境を改善することで、安全性や快適性の向上を図ります。
- ・空き家や空き地等については、空家等対策計画との連携を図りながら、必要な対策に努めます。
- ・中心拠点に近い住宅地については、その利便性を活かし、土地利用の高度化や複合化を検討するなど、効率性の良い土地利用を促進します。

②商業系市街地

- ・用途地域として商業地域に指定されている J R 石井駅周辺や石井地区国道 192 号周辺は、地域一体となった商業・業務等の都市機能の集積・充実により、石井町の中心市街地として賑わいのある都市空間の形成に努めます。
- ・空き地、空き店舗の活用や民間活力の導入による商業機能を充実させることで地域の活性化を図ります。

- ・主要地方道徳島鴨島線沿道の高川原西地区計画区域は、J R 石井駅周辺や石井地区国道 192 号周辺の地元商店と主要地方道徳島鴨島線沿いの大型商業施設との機能分担、連携強化に努めます。
- ・また、大型商業施設周辺の集客を活用した商業の活性化について検討します。

③工業系市街地

- ・用途地域として工業地域に指定され、工場が立地している既設の工業系市街地は、地域の産業の基盤となる工業地の適切な維持を図ります。ただし、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については用途地域の見直し等により、土地の有効活用を図ります。
- ・工業地域における産業基盤の整備などにより、低未利用地を活用した新たな企業誘致を促進するとともに、既存企業の操業環境の充実、改善を図ることで、地域の雇用を生み、地域の活力の向上に努めます。
- ・工業地は敷地内緑化やオープンスペースの確保など、周辺土地利用や景観との調和に配慮した環境の形成を図ります。

④沿道ゾーン

- ・J R 石井駅周辺や石井地区国道 192 号周辺の商業系市街地との共存を図りながら、主要地方道徳島鴨島線沿道に立地する大型商業施設との一体性を高め、地域のニーズに対応した商業施設の集積を図ることで利用者の利便性を確保します。
- ・主要地方道徳島鴨島線沿道の無秩序な市街地の拡散防止に配慮するため、地区計画等により適正な土地利用の誘導を図ります。

(3) 市街化調整区域における土地利用への対応

①田園集落地

- ・本町の中央部に広がる優良農地では、古くから農業を主体とする生活が続いてきています。公民館等を中心として形成される各地区の生活拠点では、人口の定着を図り、地域の活力や地域コミュニティの維持向上を図ります。また、集落基盤施設の整備を図り、防災性、生活利便性の向上、暮らしやすい集落環境の形成に努めます。

②農地

- ・集落の周辺に広がる優良農地は、無秩序な開発を抑制し、積極的に農地の保全を図るとともに、関係機関との連携を図りながら地域特性に応じた農業生産基盤の整備、充実に努めます。また、農業の効率化・活性化に向けて、農地の集積・集約化について推進します。
- ・耕作放棄地を活用した観光農園や体験農業施設の整備などにより、新たな農地の活用方策と農業に親しむ機会の創出に努めます。

③緑の丘陵地ゾーン

- ・本町の南部で東西に広がる丘陵地については、開発行為等を抑制し、災害危険区域の対策を図るとともに、本町の貴重な緑であることから、積極的に景観や森林環境の保全に努めます。

第2章 全体構想

- ・貴重な緑資源となっている当該地域には、野鳥の森や神社・仏閣等の文化財も立地していることから、森林環境の保全に配慮しつつ適切な森林施業の推進や、森林レクリエーション基盤の整備等を検討します。

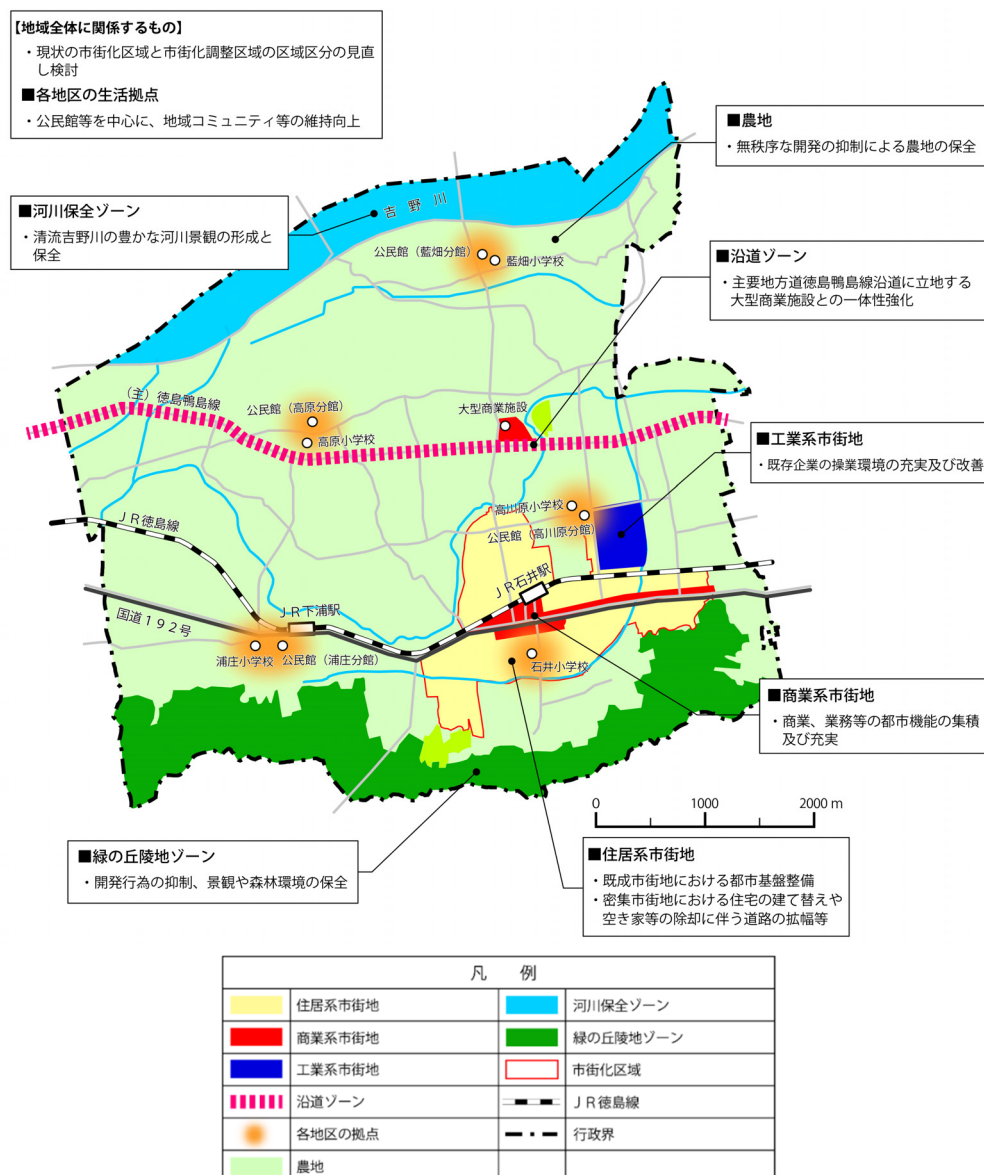
④河川保全ゾーン

- ・清流吉野川は、広大な河川空間を形成しており、関係機関との連携のもと、その豊かな河川景観の形成と保全を図るとともに、清流吉野川としての水質保全や防災性の維持・向上等、安全・安心・やすらぎのある河川空間の形成に努めます。

⑤地区計画の活用

- ・社会情勢の変化や住民・企業のニーズを踏まえ、市街化調整区域にて新たな土地利用の必要性が生じた場合には、地区計画の活用等を検討し、適正な土地利用を図ります。

■方針図



3-2. 道路・交通の方針

■基本的な考え方

広域的な交流の促進や産業活動の効率化、温室効果ガスの排出抑制等において、広域交通の円滑化が重要であることから、国道192号等の幹線道路の整備促進に努めます。また、徳島都市圏内を連結する都市間交通網の整備促進、広域交通と都市間交通を連絡する地域内交通体系の整備を図ります。特に、都市施設の集積する中心拠点と生活拠点との連絡性の強化を図ります。

徳島都市圏の交流活動の促進による経済活動や観光の活性化、誰もが歩いて暮らせる都市環境の形成に向けて、鉄道やバス交通等の公共交通の利便性の向上を図るとともに、多様なモビリティの検討により公共交通ネットワークの充実を図ります。

■項目ごとの主な方針

(1) 広域幹線道路網の充実・強化

①広域幹線道路網の充実

- ・国道192号は、国や県等の関係機関と連携しながら、未整備区間の整備促進など広域交通の機能強化を図ります。

②都市間幹線道路網の形成

- ・主要地方道徳島吉野線等の都市間幹線道路網は、関係機関と連携し、交通量に対応した幅員の確保、安全性に配慮した歩道の整備等を促進します。特に、都市計画道路石井南島線については、道路交通の円滑化に合わせて、歩行者及び自転車の安全確保のため、引き続き国や県と連携して整備を促進します。

(2) 地域内道路網の形成

①地域内道路網の形成

- ・地域内の交通を結ぶ地域内幹線道路は、高齢者や障がい者などが支障なく移動できるよう、要望に応じた街路灯の設置やバリアフリー化等の整備を検討します。
- ・円滑な通行と安全を確保するため、都市計画道路の見直しを検討します。

②生活道路の利便性の向上

- ・市街地や田園集落地内の主要な生活道路については、地域交通の円滑化や防災性の向上、歩行空間の確保等を図るため、町道の新設や拡幅等を行うとともに、歩道未設置部分の解消や部分的拡幅等の改良、整備を推進します。
- ・道路空間の整備に際しては、災害時への対応やバリアフリー化、交通安全施設の整備、交通危険箇所の改良、通学路の安全確保等、環境・景観に配慮した安全で潤いのある道づくりを検討します。

(3) 公共交通体系の充実

①鉄道利用の利便性向上

- ・石井町の玄関口となるJR石井駅の魅力を高めるため、駅前広場等の周辺整備を検討します。
- ・公共交通の利用促進に向け、JRとバスの乗り継ぎ利便性等の連携強化を図ります。

第2章 全体構想

②バス交通の充実

- ・地域の実情に応じた持続可能な公共交通網を形成するため、コミュニティバスやデマンドバスなどの導入の可能性を検討しつつ、地域公共交通計画の策定についても検討します。

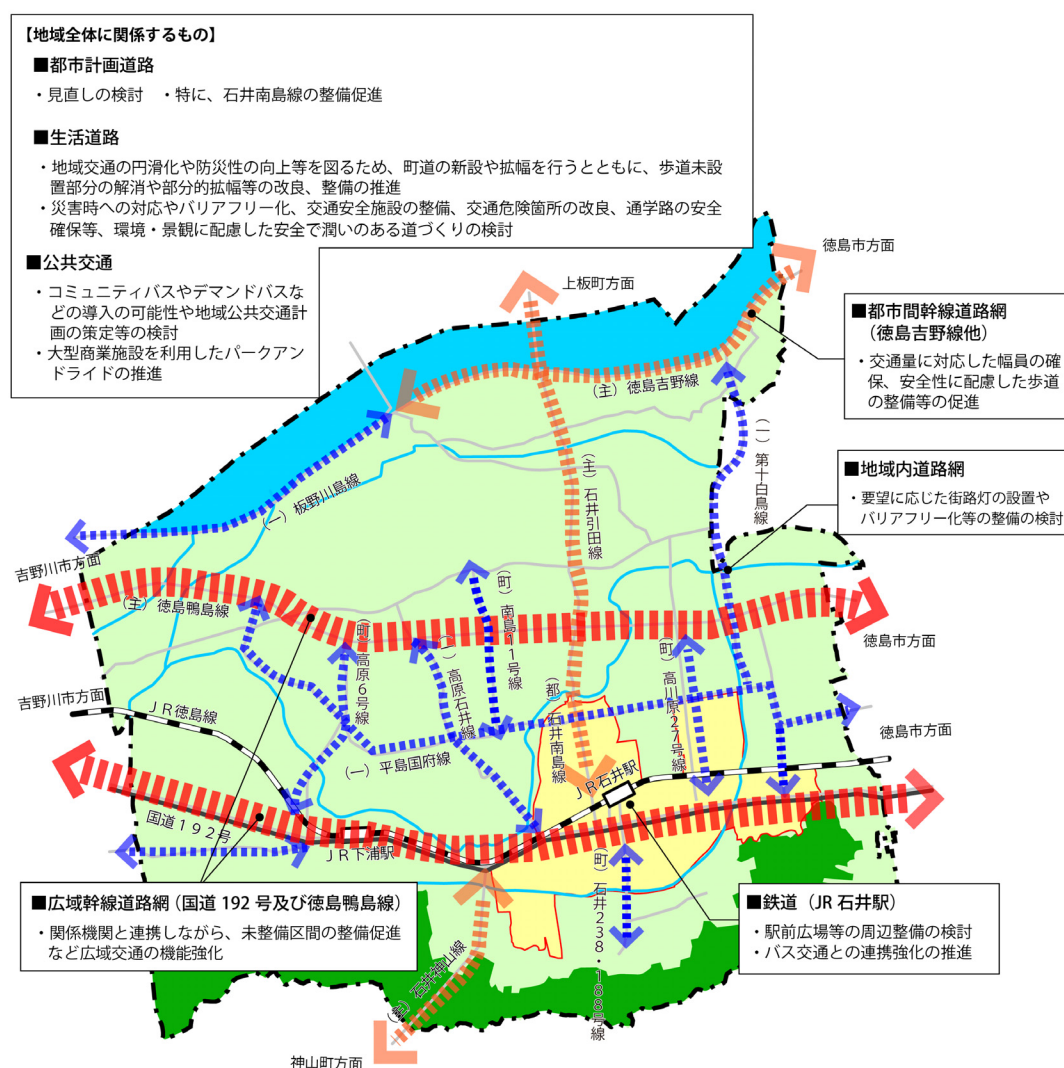
③バスの利用促進の取組

- ・大型商業施設を利用したパークアンドライドを推進します。

④多様な交通手段の連携

- ・鉄道やバス、タクシーなどの多様な交通手段の連携により、移動の利便性向上に向けた取組を検討します。

■方針図



凡 例			
	広域幹線道路網		地域内道路網
	都市間幹線道路網		J R 徳島線
	市街地ゾーン		河川保全ゾーン
	農業生活ゾーン		緑の丘陵地ゾーン
	市街化区域		行政界

3-3. 都市施設整備の方針

■基本的な考え方

日常生活における憩いや交流、子供の遊び場やレクリエーションの場、また緊急時の避難場所等、多面的な機能を有する身近な公園・緑地について、適正な配置による計画的な確保に努めます。

地域内の河川、水路については、親水空間の創出が可能となる改修、整備を検討するとともに、緑資源、歴史的資源などとリンクした特色ある活用を検討します。

持続可能な都市づくりに向けて、公共施設については広域的な視点も踏まえて集約や廃止等、適切な規模やあり方を検討します。

■項目ごとの主な方針

(1) 公園・緑地施設の充実

- ・低未利用地、耕作放棄地等を活用したポケットパークの整備等により、地域の特色に応じた身近な公園等の確保に努めます。
- ・町内に残されている緑地空間は、都市の貴重な緑として保全方策を検討するとともに、利活用の方策について検討します。
- ・飯尾川沿いは親水空間としての整備を検討し、飯尾川公園と一体となった水と緑の空間の創出に努めます。
- ・前山公園、童学寺一带と阿波国分尼寺跡地周辺を、歴史・レクリエーション拠点と位置づけ、計画的な施設の改良整備を図るとともに、歴史を通じたイベントを開催し、町民の生涯学習や交流の機会が充実するよう検討します。
- ・地域内の歴史的資源、観光資源については、豊かな自然環境を実感できる町民の憩いの場、観光スポットとして施設の環境を整えるとともに、各スポットを歩いて回るためのネットワーク化を検討します。
- ・既設の公園・緑地・広場等については、施設の長寿命化を図るとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について検討します。また、利用者の意向を踏まえ、施設の改良整備を検討していきます。
- ・災害時の活動拠点となる公園・緑地については、災害時に利用できるよう老朽化対策を進めるとともに、緊急物資の集積機能など、必要な機能の充実を検討します。
- ・住民の協力のもと、墓地周辺の環境の整備、共用部分の環境整備及び管理維持に取り組みます。

(2) 水と緑の活用

- ・阿波国分尼寺跡や野鳥の森、桜並木通りの桜、前山公園、浄土寺、童学寺などが立地する緑濃い丘陵地と飯尾川公園一带を水と緑の拠点として位置づけ、散策道の整備などによりそれら拠点と町内に点在する歴史・観光資源を結ぶ一体的なネットワークの形成を図り、地域の個性を活かした交流圏の形成を目指します。

第2章 全体構想

(3) 適正な公共施設の検討

- ・持続可能な都市づくりを進めるため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化や集約化、除却、長寿命化等、適切な規模や在り方などを検討し、適正な維持管理・更新を図ります。
- ・石井町清掃センター及び石井町クリーンセンターの維持管理に努めるとともに、民間事業者の施設についても、適正な維持管理を促進します。
- ・排水の適正な処理を行うため、長期的な観点から排水施設の整備の検討を進めるとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・徳島市と協力し、老朽化した下水処理施設の長寿命化を図ります。
- ・火葬場については、広域的な対応を含めて、施設整備の検討を行います。

■方針図



凡 例			
●	歴史・レクリエーション拠点	○	水と緑の拠点
●	都市計画公園	●	緑の資源
●	歴史の資源	○	主な公共施設
■	市街地ゾーン	■	河川保全ゾーン
■	農業生活ゾーン	■	緑の丘陵地ゾーン
■	市街化区域	—	J R 徳島線
---	行政界		

3-4. 住環境整備の方針

■基本的な考え方

徳島県内における日常生活の都市拠点となる中心市街地を目指し、交通網の充実や都市機能の集積を進め、利便性の高い魅力的な市街地の形成を図ります。

農業のさらなる発展を目指し、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校及び農業研究所、徳島大学生物資源産業学部農場の立地特性と連携した産官学連携・学園拠点の形成に向け、関係機関との協議を図ります。

■項目ごとの主な方針

(1) 日常生活の都市拠点の形成

①住居系市街地における生活基盤の整備

- ・住居系市街地については、市街地整備事業などの導入を検討し、狭あい道路の解消等の生活道路の改善や身近な公園・緑地などの都市基盤の整備を促進し、居住環境の維持・改善を図ります。
- ・新たな生活様式に対応したゆとりある住環境の形成を図ります。

②魅力ある商業系市街地の形成

- ・J R 石井駅周辺や石井地区国道 192 号沿道は、市街地環境の整備を推進し、魅力ある商業施設の立地誘導や都市機能の集積を図ります。
- ・また、商店間の連携による商店街の景観整備やイベントの開催等、個性豊かで利便性の高い商店街の形成を図ります。
- ・各地区において、既存のコンビニエンスストアや商店等の日常的に買い物ができる場の維持に努めます。

③工業系市街地における産業基盤の整備

- ・既存の工業系市街地においては、自然環境との調和を図りながら、公害の防止、敷地内緑化などによる生産・流通環境の保全に努めます。
- ・低未利用地の活用や産業基盤の整備を検討し、新たな雇用の場の確保に努めます。
- ・新たな生活様式への転換が望まれる中、SOHO やサテライトオフィスなどの労働形態の需要を見据え、必要な環境整備を図り新たな雇用創出を目指します。

④利便性の高い交流拠点の形成

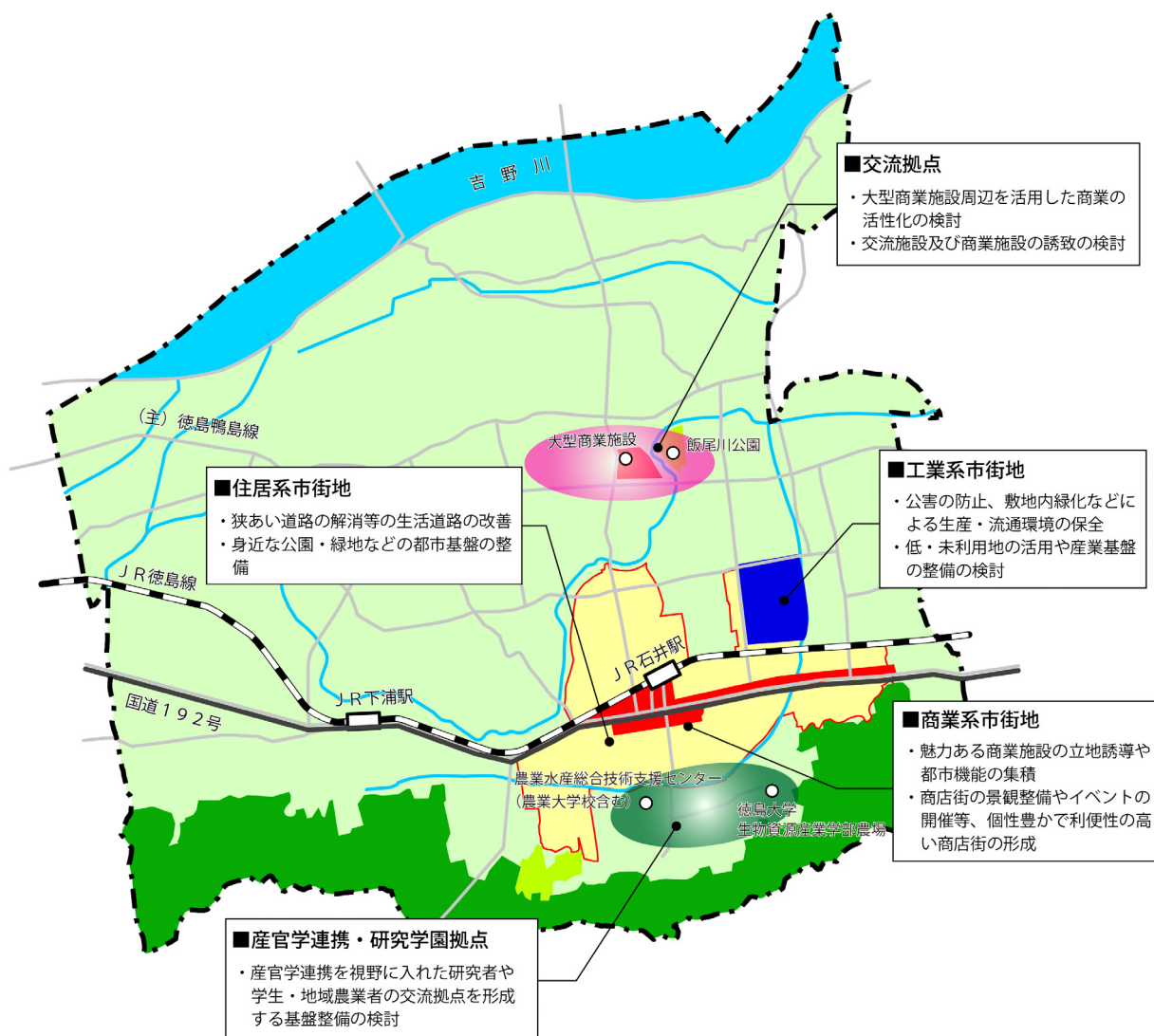
- ・主要地方道石井引田線及び主要地方道德島鴨島線が交差し、既設の大型商業施設や飯尾川公園が立地する地区は、周辺環境との調和を図るとともに、交通環境に配慮しながら利便性の維持向上に努めます。また、大型商業施設周辺を活用した商業の活性化を検討します。
- ・交流拠点の利便性の向上を図るため、地区計画の導入や交流施設及び商業施設の誘致の検討を進めます。そのため、優良農地の保全を基本に、農林部局等の関係機関と協議を行いながら、周辺の環境や景観と調和した適正な利活用を検討します。

第2章 全体構想

(2) 産官学連携・学園拠点の形成

- 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校及び農業研究所、徳島大学生物資源産業学部農場が立地している地域については、農業の最先端の研究学園拠点として、産官学連携を視野に入れた研究者や学生・地域農業者の交流拠点を形成する基盤整備を検討します。

■方針図



凡 例			
	住居系市街地		河川保全ゾーン
	商業系市街地		緑の丘陵地ゾーン
	工業系市街地		市街化区域
	交流拠点		J R 徳島線
	産官学連携・研究学園拠点		行政界
	農業生活ゾーン		

3-5. 防災対策の方針

■基本的な考え方

過去にも発生している台風・豪雨による洪水や水害、また、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震など、様々な災害に対応した安全・安心な市街地整備や防災対策を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。

災害が起きた場合に、安全に避難ができる避難路を整備するとともに、迅速な消防、救助活動ができるよう緊急車両が通行できる道路幅員の確保を検討します。また、災害時の円滑な輸送を行うための緊急輸送道路を確保します。

■項目ごとの主な方針

(1) 災害に強い安全なまちづくり

- ・出水の危険が想定される区域の河川改修や山腹における土砂災害警戒区域の防護対策は、関係機関と連携し、防災対策の推進や適切な維持管理、防災体制の強化を図ります。
- ・全国における近年の水害や土砂災害等の発生状況を踏まえ、災害ハザードエリアから安全なエリアへの移転の促進など、必要に応じて、国の制度等の活用を含めた対策を検討します。
- ・建築物については、老朽住宅の倒壊を防ぐ耐震化や密集市街地における耐火建築物の推進を図ります。
- ・上水道などのライフラインについては、災害時においても機能が確保されるよう老朽施設の計画的な更新、機能強化等、災害に強い施設の構築を目指します。
- ・教育施設や公民館などのコミュニティ施設、病院など公共公益性の高い建築物については、耐震診断に基づく改修や耐震対策、長寿命化対策の促進に努めます。
- ・大規模災害に備えた備蓄施設の整備等、防災対策施設の充実を図ります。
- ・石井町国土強靱化地域計画との連携を図りながら、必要な施設整備等の防災対策を実施します。
- ・植栽や土壌のもつ自然の仕組みを利用して、雨水の貯留・浸透、地下水涵養などによる洪水の抑制を図るなど、防災分野でのグリーンインフラの活用について検討します。

(2) 緊急時の迅速な対応の確保

①緊急時の緊急車両の通行、避難路の確保

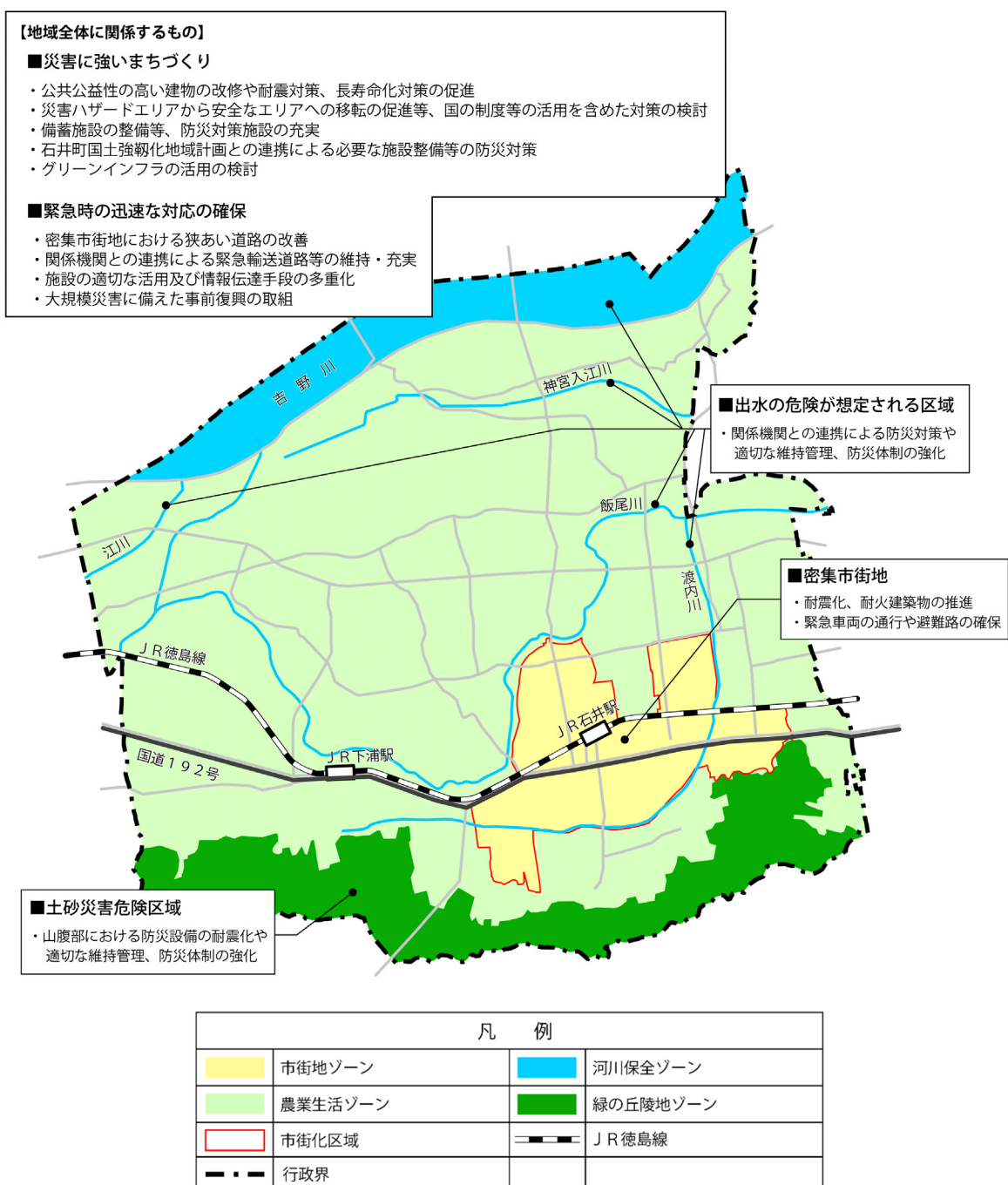
- ・密集市街地における狭あい道路の改善を図り、緊急車両の通行や避難路の確保を図ります。また、広域災害時には、近隣市町との連携が迅速に行えるように、関係機関との連携により緊急輸送道路等の維持・充実を図ります。
- ・防災情報の伝達については、防災行政無線等の施設整備を進めており、今後は、施設の適切な活用及び情報伝達手段の多重化を図ります。

第2章 全体構想

②事前復興の取組

- ・避難訓練等による住民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成・指導などにより、地域の防災体制の強化に努めます。
- ・頻発・激甚化する水災害や南海トラフ巨大地震等により被災した場合に備え、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地の検討を行うことや、円滑な都市復興に向けた体制の構築に取り組むなど、大規模災害に備えた事前復興の取組を進めます。さらに、沿岸市町が被災した場合には本町が支援者となることも想定されるため、周辺市町村との連携強化に努めます。

■方針図



3-6. 自然環境保全・景観形成の方針

■基本的な考え方

河川、森林など豊かな自然環境は、快適な生活を営む上で重要であることから、積極的に保全を図るとともに、自然や歴史を生かした観光・レクリエーション空間としての利用の可能性を検討します。また、環境負荷の少ないまちづくりに向けて、省資源・省エネルギー、リサイクルといった官民一体となった環境への取り組みを推進します。

市街地を形成するまちなみや道路沿道景観、良好な住宅地景観、河川・田園・森林などの豊かな自然景観を保全するとともに、地域の特性を生かした石井町らしい景観の形成を目指します。また、古くから栄えた歴史を今に伝える文化財や歴史的遺産などは、地域の大切な資源として生かすことのできる景観づくりに取り組みます。

■項目ごとの主な方針

(1) 自然環境の保全と活用

①河川や丘陵地などの自然環境の保全と活用

- ・河川・森林等の豊かな自然環境については、水資源の涵養や生物の成育・生息域等の貴重な場となることから、適切な維持管理により保全を図ります。
- ・住民団体による清掃活動をはじめ、環境パトロールの実施などを継続するとともに、来訪者の環境美化の意識醸成に努めます。
- ・耕作放棄地や空き家等を活かした日帰り型、滞在型のグリーンツーリズムの導入などにより、交流人口の拡大を目指します。

②循環型社会の構築

- ・石井町ごみ処理基本計画に基づき適切なごみ処理を推進するとともに、4 R 運動〔廃棄物等の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)、要らないものは買わない (Refuse)〕を推進します。
- ・石井町清掃センター、石井町クリーンセンター、石井町リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場の既存の廃棄物処理施設については、適切な維持管理と必要に応じた対策を検討します。
- ・再生可能エネルギーの利用や省エネルギー設備の導入を検討します。

(2) 都市景観の形成

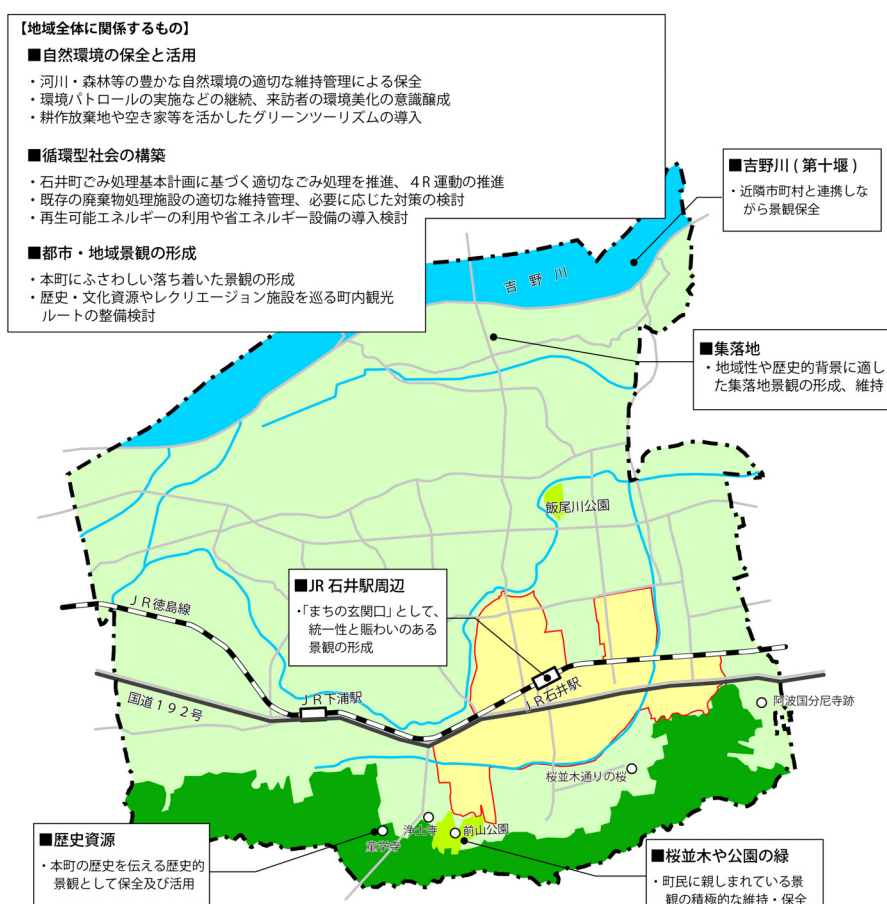
- ・中心市街地は、本町にふさわしい落ち着いた景観の形成を目指します。特に、J R 石井駅の周辺は「まちの玄関口」として、統一性と賑わいのある景観の形成を目指します。
- ・住宅地においては、暮らしやすく美しいまちなみの形成を目指し、良好な景観づくりを促します。
- ・幹線道路の沿線は、良好な沿道景観の形成を目指します。
- ・落ち着いた色彩の道路施設や街路樹の植樹などの検討を行います。
- ・地域の目指すべき良好な景観形成を実効的に推進するため、具体的な景観形成の指針や仕組みの構築を目指します。

第2章 全体構想

(3) 地域景観の形成

- ・集落地においては、地域の成り立ちや歴史的背景を踏まえ、地域特性に応じた集落地景観の形成、維持に努めます。
- ・桜並木や前山公園などの町民に親しまれている景観については、積極的な維持・保全に努めます。
- ・町内に広がる田園風景を守るため、適正な土地利用の誘導に努めます。
- ・吉野川の雄大な景色と第十堰は、国や県、近隣市町村と連携しながら景観保全に努めます。
- ・現存する寺社や寺跡などは、本町の歴史を今に伝える歴史的景観として保全及び活用に努めます。また、地域の祭り・踊りなどの伝統行事は地域の大切な行事として、次世代への継承に努めます。
- ・歴史・文化資源やレクリエーション施設を巡る町内観光ルートの整備を検討し、各種観光機能の強化を図ります。また、わかりやすい案内板などの整備に努めます。

■方針図



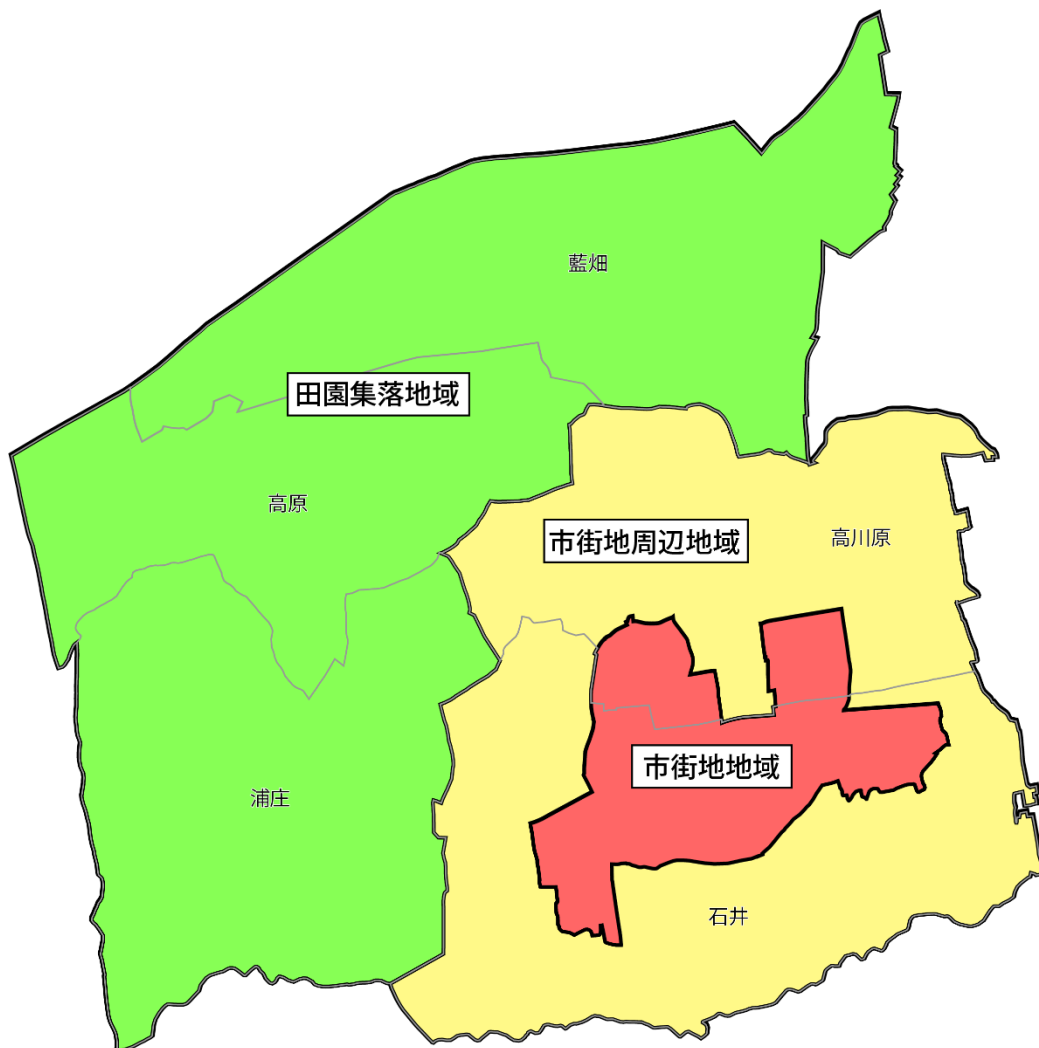
凡 例			
	市街地ゾーン		河川保全ゾーン
	農業生活ゾーン		緑の丘陵地ゾーン
	市街化区域		J R 徳島線
	行政界		

第3章 地域別構想

1. 地域区分の設定

地域別構想は、全体構想で示したまちづくりの将来都市像と基本目標を踏まえ、地域の現状や課題に応じたきめ細やかなまちづくりを進めていくための方針を示すものです。

地域別構想の地域設定は、全体構想のゾーニングや拠点の位置付け等を踏まえつつ、地形等の自然的条件、土地利用の状況など、適切かつまとまりのある空間の範囲とし、生活圏域や共通する土地利用上の課題などから、次の3つの地域区分とします。



2. 地域別のまちづくり方針

2-1. 市街地地域

(1) 地域の概況・特性

市街地地域は、J R石井駅を中心とする地域であり、飯尾川と渡内川に挟まれた平地に位置しています。

土地利用の現況としては、住宅地の割合が 36.8%と最も高く、都市的土地利用が大半を占めています。

人口は、平成 27 年国勢調査時点で 9,506 人となっており、人口推移は微増傾向にあります。人口密度は平成 27 年国勢調査時点で 34.4 人/ha となっています。

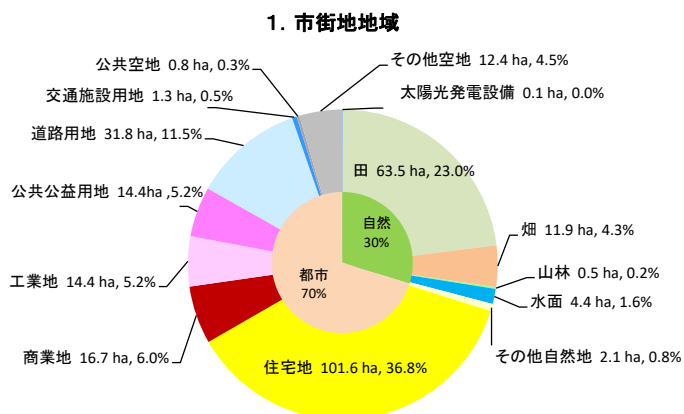
住居系用途地域を中心に居住地が形成されています。国道 192 号沿道や高川原 27 号線沿いには商業施設の立地が見られます。また、工業系用途地域には工場の集積が見られます。

主要幹線道路としては、国道 192 号や石井引田線などが通っています。

石井町役場をはじめ、地域防災交流センターなどの公共公益施設が立地しています。



市街地地域 位置図



出典：都市計画基礎調査

地域区分	H22 国勢調査 人口 (人)	H27 国勢調査 人口 (人)	H22-H27 人口 増減率 (%)	面積 (ha)	H27 国勢調査 人口密度 (人/ha)
市街地地域	9,405	9,506	101%	276	34.4
町全体	25,954	25,590	99%	2,895	8.8

出典：都市計画基礎調査



石井町役場



工業系用途地域

(2) 市街地地域のまちづくりの目標と方針

『にぎわい』のまちづくり

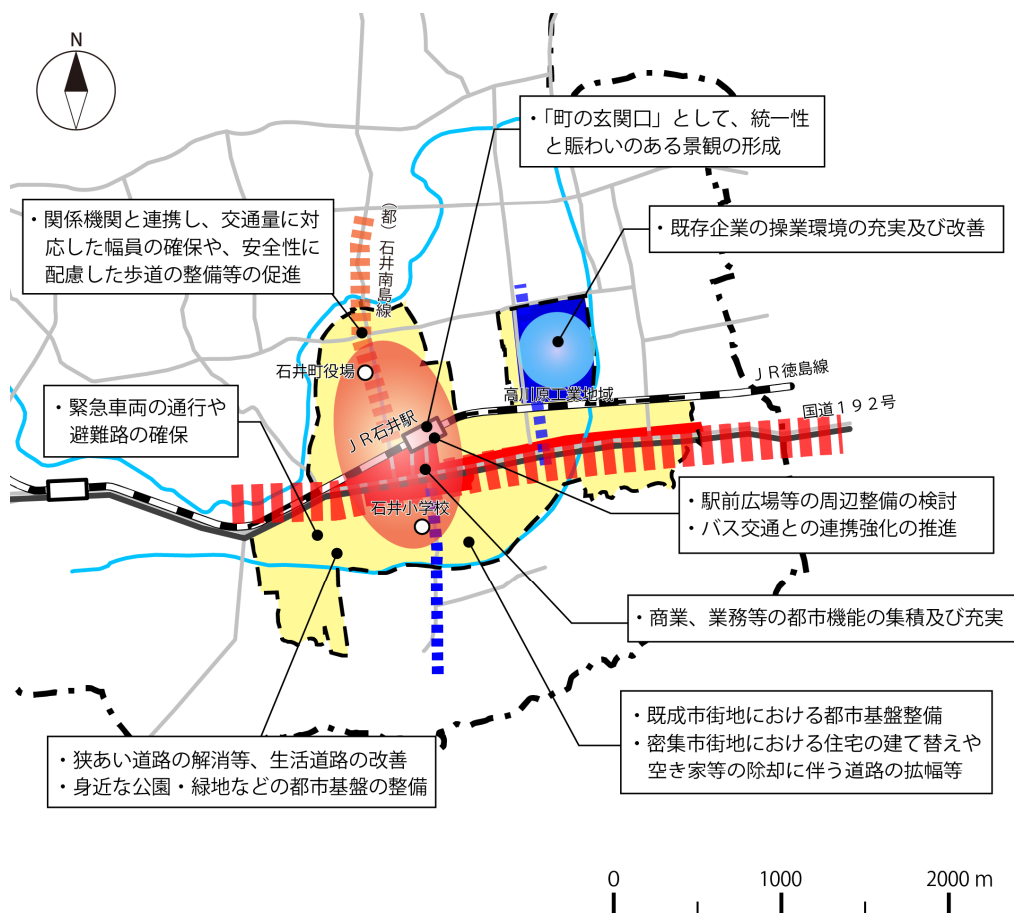
市街地地域は、役場をはじめ公共施設や商業施設などの生活サービス施設が集積するとともに、J R 徳島線や国道 192 号などの公共交通網も充実し、まとまった居住地が形成されるなど本町の中心となっている地域です。そのため、生活サービス施設のさらなる集積や都市基盤の充実等を図り、魅力溢れる活気のあるまちとして、“賑わいのまちづくり”を目指します。

分野	方針
土地利用 (住) (商工業) (沿道)	○町外からの移住・定住の受け皿を確保するため、市街化区域内の低未利用地や空き家等を有効活用した住宅基盤の整備などを図り、住居系市街地への誘導を促進します。 ○J R 石井駅前の密集市街地では、住宅の建て替えや空き家等の除却に伴う道路の拡幅等により、居住環境の改善に努めます。 ○用途地域として商業地域に指定されている J R 石井駅周辺や石井地区国道 192 号周辺は、地域一体となった商業・業務等の都市機能の集積・充実により、石井町の中心市街地として賑わいのある都市空間の形成に努めます。 ○空き地、空き店舗の活用や民間活力の導入による商業機能を充実させることにより、地域の活性化を図ります。 ○用途地域として工業地域に指定され、工場が立地している既設の工業系市街地は、地域経済を支える産業基盤として適切な維持を図ります。 ○産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については、用途地域の見直し等を行い、土地の有効活用を図ります。 ○工業地域における産業基盤の整備などにより、低未利用地を活用した新たな企業誘致を促進するとともに、既存企業の操業環境の充実・改善を図ります。
道路・交通 (道路) (都市計画道路) (公共交通)	○都市計画道路石井南島線は、道路交通の円滑化に合わせて、歩行者及び自転車の安全確保のため、引き続き国や県と連携して整備を促進します。 ○石井町の玄関口となる J R 石井駅の魅力を高めるため、駅前広場等の周辺整備を検討します。 ○公共交通の利用促進に向け、J R とバスの乗り継ぎ利便性等の連携強化を図ります。
都市施設整備 (公園・緑地)	○低未利用地、耕作放棄地等を活用し、身近な公園等の確保に努めます。 ○災害時の活動拠点となる公園・緑地は、災害時に利用できるよう老朽化対策を進めるとともに、緊急物資の集積機能など必要な機能の充実を検討します。

第3章 地域別構想

分野	方針
住環境整備	○市街地整備事業などの導入を検討し、狭あい道路の解消等の生活道路の改善や身近な公園・緑地などの都市基盤の整備を促進します。 ○商店間の連携による商店街の景観整備やイベントの開催等、個性豊かで利便性の高い商店街の形成を図ります。
防災対策	○密集市街地における狭あい道路の改善により、緊急車両の通行や避難路の確保を図ります。
自然環境保全・景観形成	○J R石井駅の周辺は「まちの玄関口」として、統一性と賑わいのある景観の形成に努めます。

■市街地地域構想図



凡 例			
	住居系市街地		広域幹線道路網
	商業系市街地		都市間幹線道路網
	工業系市街地		地域内道路網
	中心拠点		J R 徳島線
	産業拠点		地域界
			行政界

2-2. 市街地周辺地域

(1) 地域の概況・特性

市街地周辺地域は、市街地を囲む地域であり、南部は徳島市に接する山地が広がっています。

土地利用の現況としては、田の割合が37.9%と最も高く、次いで山林が23.1%と自然的土地利用が大半を占めています。

人口は、平成27年国勢調査時点で6,071人となっており、人口推移は概ね横ばいとなっています。人口密度は平成27年国勢調査時点で6.2人/haとなっています。

高川原西地区や山麓部にまとまった居住が見られるほか、農地と調和した住宅地が形成されています。

高川原西地区では近隣市町村からも集客力のある大型商業施設が立地しています。

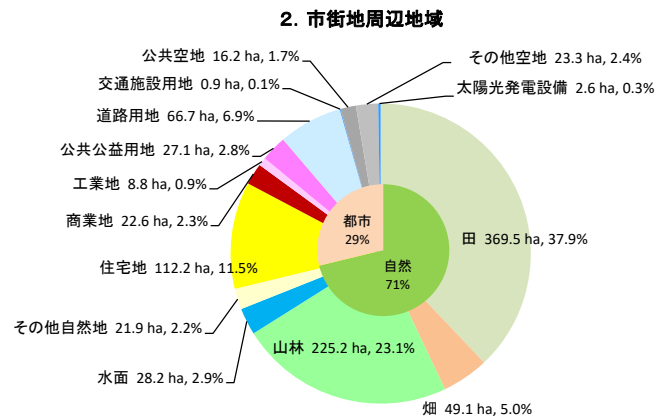
主要幹線道路としては、主要地方道徳島鴨島線、石井引田線などが通っています。

南部には徳島県農林水産総合技術支援センターが立地しています。

阿波国分尼寺跡や野鳥の森などの歴史・自然資源や飯尾川公園など多くのレクリエーション資源を有しています。



市街地周辺地域 位置図



出典：都市計画基礎調査

地域区分	H22 国勢調査 人口 (人)	H27 国勢調査 人口 (人)	H22-H27 人口 増減率 (%)	面積 (ha)	H27 国勢調査 人口密度 (人/ha)
市街地周辺地域	6,084	6,071	100%	974	6.2
町全体	25,954	25,590	99%	2,895	8.8

出典：都市計画基礎調査



大型商業施設



前山公園

(2) 市街地周辺地域のまちづくりの目標と方針

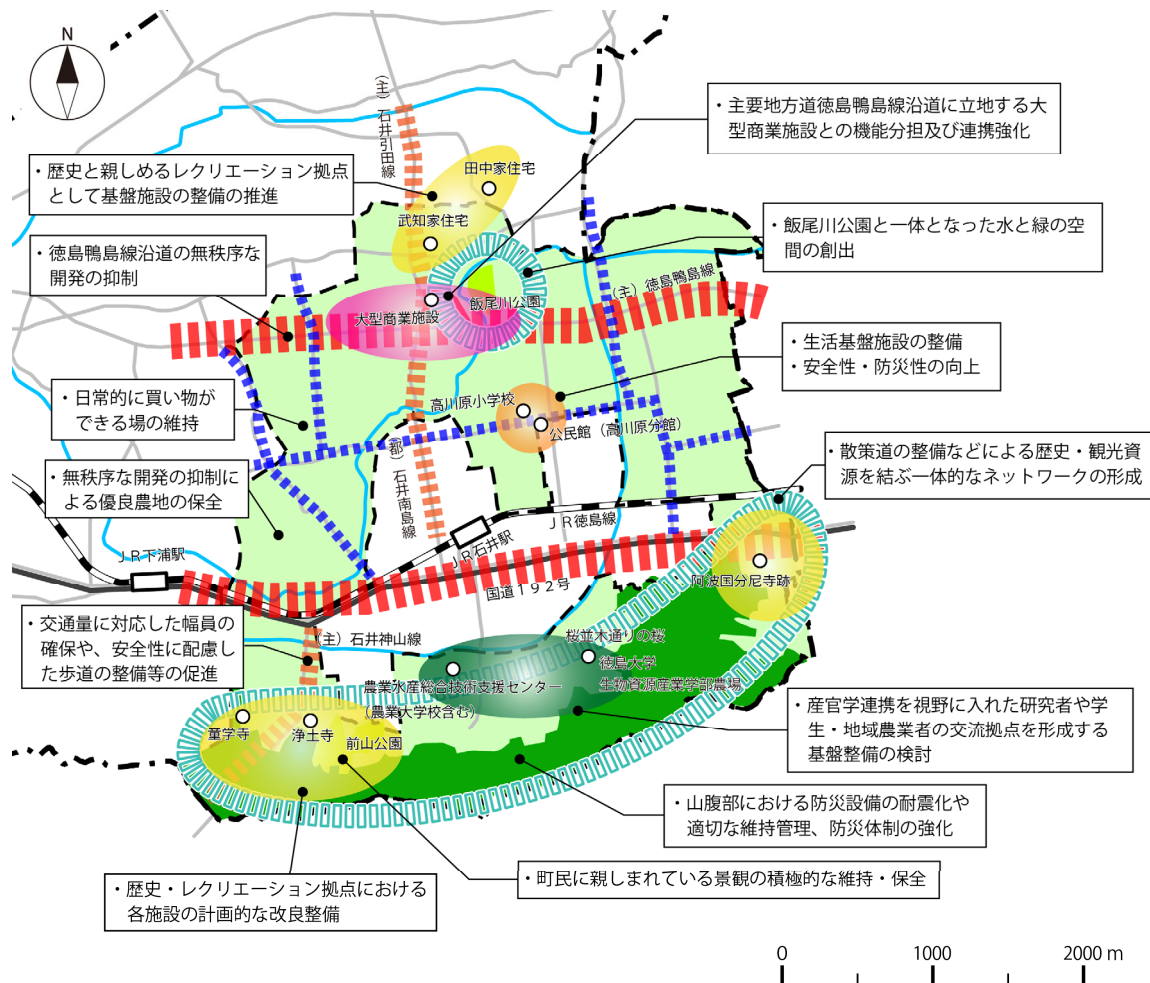
『つどい』のまちづくり

市街地周辺地域は、阿波国分尼寺跡や前山公園、大規模商業施設等、集客力の高い施設が立地しています。そのため、地域住民だけではなく、他市町からの来訪者など多くの人々が集まり行き交うまちとして、“集いのまちづくり”を目指します。

分野	方針
土地利用 (住) (商工業) (沿道)	○主要地方道徳島鴨島線沿道の高川原西地区計画区域では、J R 石井駅周辺や石井地区国道 192 号周辺の地元商店と、主要地方道徳島鴨島線沿いの大型商業施設との機能分担及び連携強化に努めます。 ○主要地方道徳島鴨島線沿道の無秩序な市街地の拡散防止に配慮するため、地区計画等により適正な土地利用の誘導を図ります。 ○集落の周辺に広がる優良農地は、無秩序な開発を抑制し、積極的に農地の保全を図ります。 ○貴重な緑資源となっている当該地域には、野鳥の森や神社・仏閣等の文化財も立地していることから、森林環境の保全に配慮しつつ適切な森林施業の推進や、森林レクリエーション基盤の整備等を検討します。
道路・交通 (都市計画道路) (公共交通)	○主要地方道石井神山線等の都市間幹線道路網は、関係機関と連携し、交通量に対応した幅員の確保、安全性に配慮した歩道の整備等を促進します。 ○大型商業施設を利用したパークアンドライドを推進します。
都市施設整備 (公園・緑地) (公共施設)	○飯尾川沿いは親水空間としての整備を検討し、飯尾川公園と一体となった水と緑の空間の創出に努めます。 ○前山公園、童学寺一帯と阿波国分尼寺跡地周辺を、歴史・レクリエーション拠点と位置づけ、計画的な施設の改良整備を図ります。 ○散策道の整備などにより、歴史・観光資源を結ぶ一体的なネットワークの形成を図ります。 ○石井町清掃センター及び石井町クリーンセンターの維持管理に努めるとともに、民間事業者の施設についても、適正な維持管理を促進します。
住環境整備	○既存のコンビニや商店等の日常的に買い物ができる場の維持に努めます。 ○SOHO やサテライトオフィスなどの労働形態の需要を見据え、必要な環境整備による新たな雇用創出を目指します。 ○徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校等周辺は、農業の最先端の研究学園拠点として、産官学連携を視野に入れた研究者や学生・地域農業者の交流拠点を形成する基盤整備を検討します。

分野	方針
防災対策	○山腹における土砂災害警戒区域等においては、関係機関と連携し、防災設備の耐震化や適切な維持管理、防災体制の強化を図ります。
自然環境保全・景観形成	○桜並木や前山公園などの町民に親しまれている景観については、積極的な維持・保全に努めます。 ○寺社や寺跡などは、本町の歴史を今に伝える歴史的景観として保全に努めます。

■市街地周辺地域構想図



凡 例			
	商業系市街地		歴史・レクリエーション拠点
	農業生活ゾーン		広域幹線道路網
	緑の丘陵地ゾーン		都市間幹線道路網
	生活拠点		地域内道路網
	交流拠点		J R 徳島線
	産官学連携・研究学園拠点		地域界
	水と緑の拠点		行政界

2-3. 田園集落地域

(1) 地域の概況・特性

田園集落地域は、北部を吉野川が流れ、南部は神山市に接する山地に囲まれた豊かな農地が広がる地域です。

土地利用の現況としては、田の割合が30.2%と最も高く、次いで畑が19.5%と自然的土地利用が大半を占めています。

人口は、平成27年国勢調査時点で10,013人となっており、人口推移は減少傾向となっています。人口密度は平成27年国勢調査時点で6.1人/haとなっています。

竜王地区や下浦地区にまとまった居住が見られるほか、農地と調和した住宅地が形成されています。

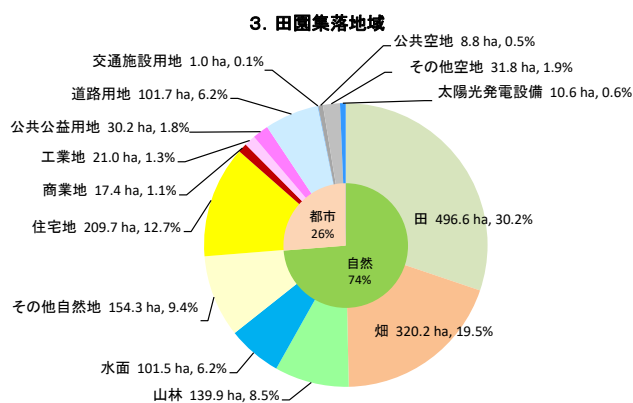
主要幹線道路としては、国道192号や主要地方道徳島鴨島線などが通っています。

生活拠点として位置づけている各地区の公民館や小学校が立地しています。

市街地周辺地域との境界付近に、国指定重要文化財である田中家住宅が立地しています。



田園集落地域 位置図



出典：都市計画基礎調査

地域区分	H22 国勢調査 人口 (人)	H27 国勢調査 人口 (人)	H22-H27 人口 増減率 (%)	面積 (ha)	H27 国勢調査 人口密度 (人/ha)
田園集落地域	10,465	10,013	96%	1,645	6.1
町全体	25,954	25,590	99%	2,895	8.8

出典：都市計画基礎調査



矢神のイチヨウ



農業後継者クラブ

(2) 田園集落地域のまちづくりの目標と方針

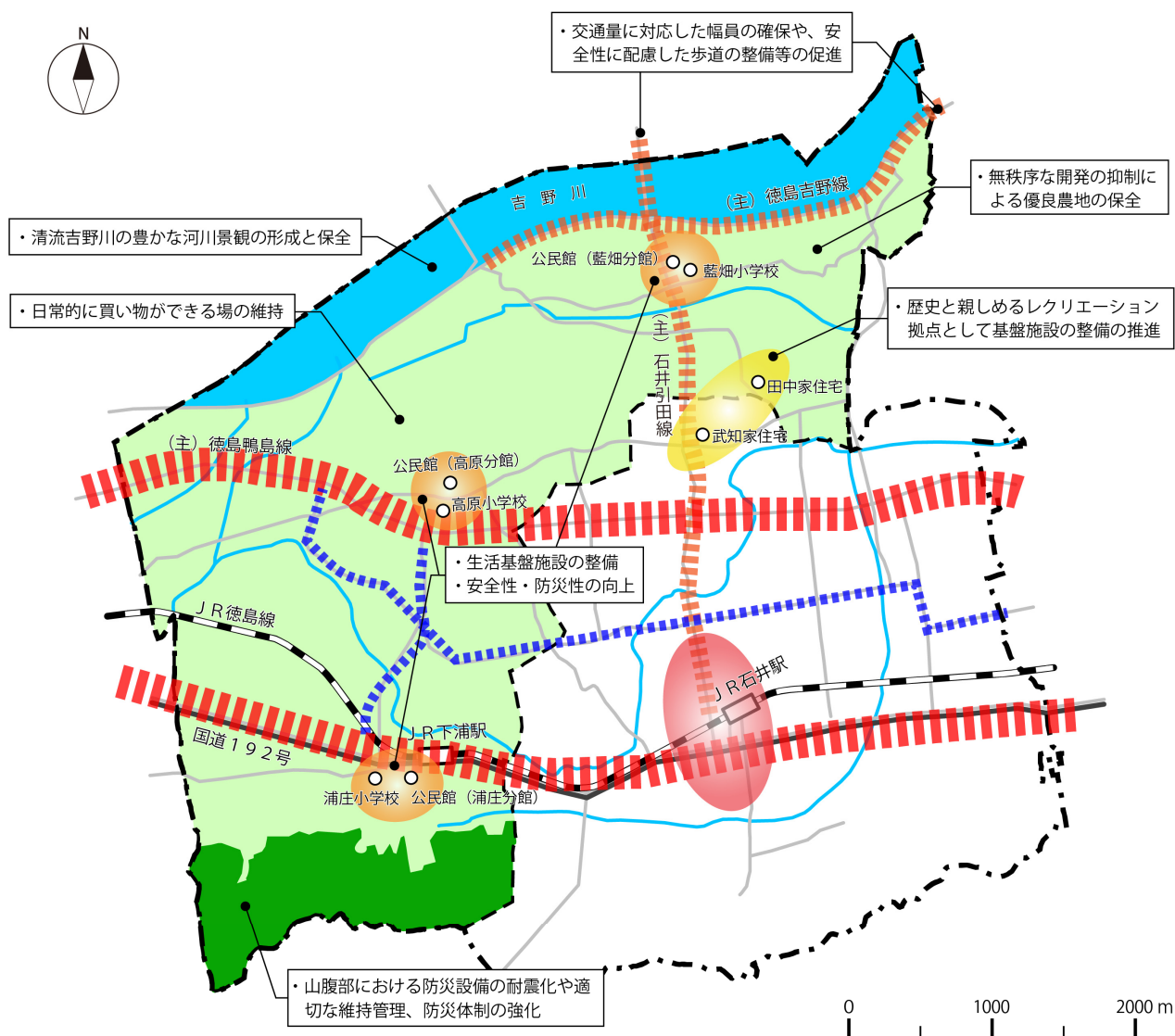
『はぐくみ』のまちづくり

田園集落地域は、肥沃な農地が広がるほか、吉野川など豊かな自然があります。そのため、優良農地を保全するとともに、住宅と農地が調和したゆとりある住環境を形成し、日常的に自然に触れ合い豊かな感性を育むことのできるまちとして、“育みのまちづくり”を目指します。

分野	方針
土地利用 (住) (商工業) (沿道)	○公民館等を中心として形成される各地区の生活拠点では、人口の定着を図り、地域の活力や地域コミュニティの維持向上を図ります。 ○防災性・生活利便性の向上に向け、集落基盤施設の整備を図り、暮らしやすい集落環境の形成に努めます。 ○集落の周辺に広がる優良農地は、無秩序な開発を抑制し、積極的に農地の保全を図ります。 ○耕作放棄地を活用した観光農園や体験農業施設の整備などにより、新たな農地の活用方策と農業に親しむ機会の創出に努めます。
道路・交通 (都市計画道路) (公共交通)	○徳島吉野線等の都市間幹線道路網は、関係機関と連携し、交通量に対応した幅員の確保や、安全性に配慮した歩道の整備等を促進します。 ○J R下浦駅については、駅周辺の駐輪・駐車場を活用したパークアンドライドの推進等、駅の利便性向上の検討に努めます。
都市施設整備 (公園・緑地)	○災害時の活動拠点となる公園・緑地については、災害時に利用できるよう老朽化対策を進めるとともに、緊急物資の集積機能など、必要な機能の充実を検討します。
住環境整備	○既存のコンビニや商店等の日常的に買い物ができる場の維持に努めます。 ○SOHO やサテライトオフィスなどの労働形態の需要を見据え、必要な環境整備を図り、新たな雇用創出を目指します。
防災対策	○山腹における土砂災害警戒区域等においては、関係機関と連携し、防災設備の耐震化や適切な維持管理、防災体制の強化を図ります。 ○台風等による河川氾濫を防止するため、吉野川等の河川改修の実現に向け、国・県等の関係機関への要望に努めます。
自然環境保全・景観形成	○耕作放棄地や空き家等を活かした日帰り型、滞在型のグリーンツーリズムの導入を検討します。 ○近隣市町村と連携しながら、吉野川の雄大な景色と第十堰の景観等の保全に努めます。

第3章 地域別構想

■田園集落地域構想図



凡 例			
	農業生活ゾーン		広域幹線道路網
	河川保全ゾーン		都市間幹線道路網
	緑の丘陵地ゾーン		地域内道路網
	中心拠点		J R 徳島線
	生活拠点		地域界
	歴史・レクリエーション拠点		行政界

第 4 章 實現化方策

1. 計画の実現にあたって

本計画に掲げた将来都市像や基本目標を実現するためには、まちづくりの主体となる町民（地域コミュニティやNPO、ボランティア団体組織等）や事業者、行政等との連携・協働により、まちづくりを進めることが重要です。

そのため、町民や事業者、行政等が、目指すべきまちの将来像を共有した上で、相互の特性を活かし、補い合いながら、それぞれが担った役割を果たすことにより、計画の推進を図ります。

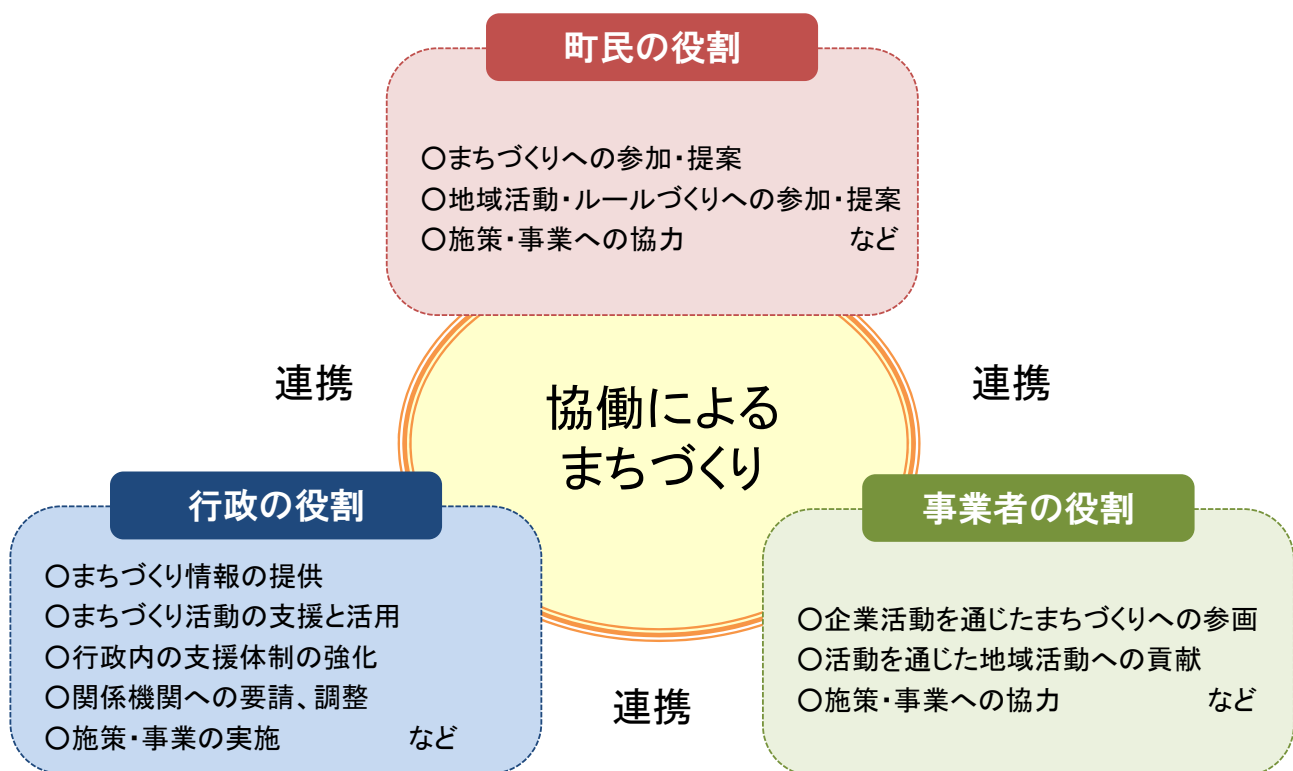


図 協働によるまちづくりにおける各主体の主な役割

2. 計画の進捗管理

本計画は、本町の都市計画行政やまちづくりの指針として定めたものであり、長期的な期間で進めていくことが必要であるため、定期的に各種施策・事業の進捗状況の評価を行いながら、計画の適正な管理を行うことが重要です。

そのため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルを構築し、庁内関係各課等と協力して、定期的に施策・事業の進捗状況を確認します。その結果、改善が必要な施策については、対策を検討した上で、適切な方向に修正を行っていくものとします。

また、上位計画の見直しや社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、計画の見直しを適宜検討することとします。なお、計画の見直しを行う際には、住民の声や専門的な知識等、多様な意見を取り入れる場を設置し、協議しながら進めていくこととします。

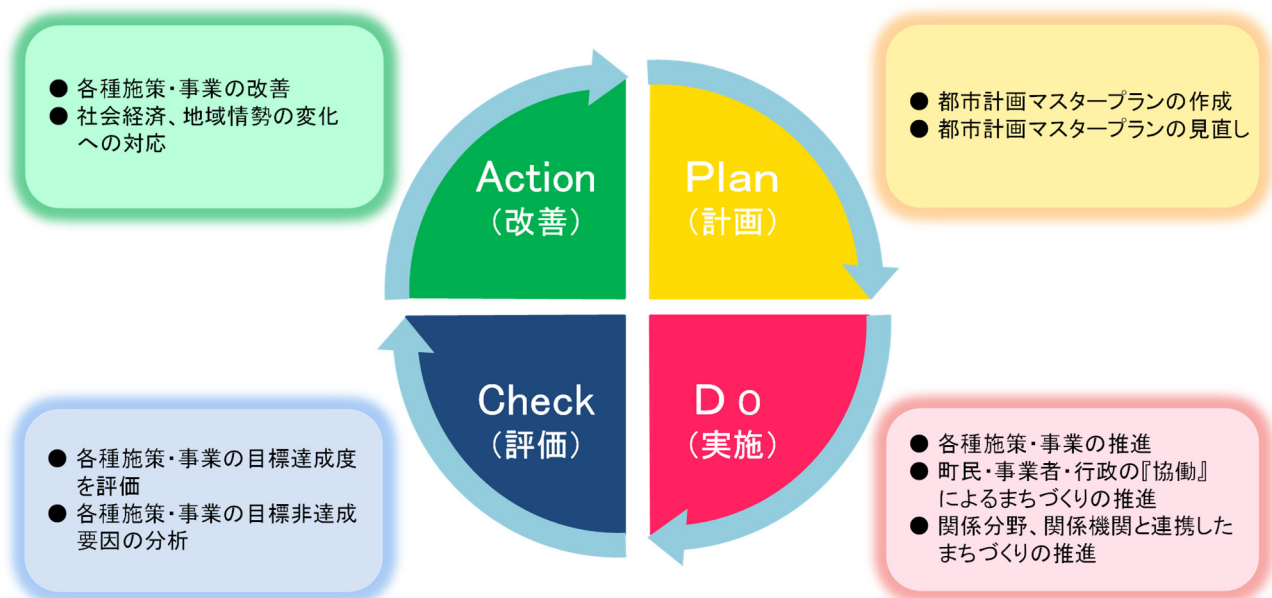


図 PDCAサイクルのイメージ

参考資料

(1) 石井町都市計画マスタープラン策定の経緯

開催日	区分	主な内容 等
令和2年5月 ～令和2年6月	アンケート調査	・住民意向の把握
令和2年7月16日	第1回策定委員会	・都市マスとは ・アンケート結果の報告 等
令和2年9月29日	第2回策定委員会	・第1回策定委員会意見の反映 ・全体構想（素案）について
令和2年11月5日	庁内会議	・都市マス策定について ・分野別の方針等の確認依頼
令和2年11月5日 ～令和2年11月13日	庁内各課へのヒアリング	・分野別の方針等の確認
令和2年12月2日	第3回策定委員会	・第2回策定委員会意見の反映 ・都市マス（素案）の確認 （※ 地域別構想を含む）
令和2年12月21日	都市計画審議会	・都市マス（素案）の確認
令和3年1月29日 ～令和3年2月12日	パブリックコメント	・都市マス（案）の確認
令和3年2月26日	第4回策定委員会	・パブリックコメントの報告 ・都市マス（案）の確認
令和3年3月	計画公表	

(2) 石井町都市計画マスタープラン策定委員会

■設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、石井町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命、委嘱する。

- (1) 各種団体代表者
- (2) 町議会関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、石井町都市計画マスタープランの策定が完了するまでとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。なお、初回の会議は、町長が招集することとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 出席できない委員がいる場合は、その委員の代理の者が出席することを可とする。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

■石井町都市計画マスタープラン策定委員会名簿

	所属等	職名	氏名	備考
1	石井町商工会	会長	遠藤 正典	委員長
2	石井町社会福祉協議会	事務局長	吉浦 理史	副委員長
3	関係行政機関の職員	副町長	阿部 龍裕	
4	石井町PTA連合会	会長	天羽 智代	
5	石井町議会	議長	後藤 忠雄	第1回のみ
6	石井町議会	議長	井上 裕久	第2回以降
7	名西郡農業協同組合	代表理事組合長	澤口 佳史	
8	石井町消費者協会	会長	武知 泰代	
9	石井町はぐくみ子育て応援団	会長	仁木 喜久美	
10	徳島県東部県土整備局（吉野川）	副局長	元村 利治	

■委員会の様子



第1回



第2回



第3回



第4回

石井町都市計画マスタープラン

令和３年３月発行

石井町 建設課

〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1

TEL : 088-674-1117

E-mail : kensetsu@ishii.i-tokushima.jp